

平成 25 年第 1 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 25 年 3 月 5 日 開会

平成 25 年 3 月 14 日 閉会

鋸南町議会

平成 25 年第 1 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第 1 号	議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号	鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 2 号	鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 3 号	鋸南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第 4 号	鋸南町教育兼務職員の給与等に関する条例の制定について
議案第 5 号	町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
議案第 6 号	鋸南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について
議案第 7 号	鋸南町町営水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
議案第 8 号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号	鋸南町障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号	鋸南地区環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第 14 号	町道の路線変更及び認定について
議案第 15 号	平成 24 年度鋸南町国民健康保険鋸南病院事業会計資本剰余金の処分について
議案第 16 号	平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）について
議案第 17 号	平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 18 号	平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第19号	平成24年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第20号	平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
議案第21号	平成24年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第22号	平成25年度鋸南町一般会計予算について
議案第23号	平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第24号	平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号	平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第26号	平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第27号	平成25年度鋸南町水道事業会計予算について
請願第1号	鋸南開発㈱の汚染土壌処理施設設置計画について反対を求める請願について
議案第28号	副町長の選任について
発議案第2号	鋸南開発㈱の汚染土壌処理施設設置計画について反対する意見書（案）について
発議案第3号	小学校跡地等利用検討特別委員会の設置について

平成 25 年第 1 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（3 月 5 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長から提案理由の説明、諸般の報告	7
一般質問	16
三 国 幸 次 君	16
緒 方 猛 君	28
鈴 木 辰 也 君	42
小 藤 田 一 幸 君	51
発議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決	61
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78

議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
散会の宣言	84

第2号（3月6日）

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	86
本会議に職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣言	87
議事日程の報告	87
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第22号の上程、説明	112
議案第23号の上程、説明	121
議案第24号の上程、説明	125
議案第25号の上程、説明	126
議案第26号の上程、説明	130
議案第27号の上程、説明	131
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
散会の宣言	148

第3号（3月14日）

議事日程	149
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	150
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	150
本会議に職務のため出席した者の職氏名	150
開議の宣言	151
議事日程の報告	151
議案第22号の委員長報告、討論、採決	151
議案第23号の委員長報告、討論、採決	157
議案第24号の委員長報告、討論、採決	158
議案第25号の委員長報告、討論、採決	160
議案第26号の委員長報告、討論、採決	161
議案第27号の委員長報告、討論、採決	163

第3号の追加1（3月14日）

議事日程	165
追加日程の決定	166
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
閉会の宣言	176

鋸南町告示第1号

平成25年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年3月1日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成25年3月5日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成25年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年3月5日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（4名）
- ① 12番 三国幸次議員
 - ② 3番 緒方猛議員
 - ③ 4番 鈴木辰也議員
 - ④ 2番 小藤田一幸議員
- 日程第5 発議案第1号 議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第1号 鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 鋸南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 鋸南町教育兼務職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 鋸南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 鋸南町町営水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 5	議案第 1 0 号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 1 号	鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 2 号	鋸南町障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 3 号	鋸南地区環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 1 9	議案第 1 4 号	町道の路線変更及び認定について
日程第 2 0	議案第 1 5 号	平成 2 4 年度鋸南町国民健康保険鋸南病院事業会計資本剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (12 名)

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税 務 住 民 課 長	渡 邊 昌 廣 君
保健福祉課長	前 田 義 夫 君	地 域 振 興 課 長	福 原 傳 夫 君
教 育 課 長	菊 間 幸 一 君	水 道 副 課 長	杉 田 和 信 君
総務管理室長	三 瓶 睦 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 高橋 一 利

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（中村豊）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 1 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村豊）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、1 番 渡邊信廣君、12 番 三国幸次君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村豊）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件については、去る 2 月 27 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤茂明君。

〔議会運営委員会委員長 伊藤茂明君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（伊藤茂明君）

おはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月27日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成25年第1回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議しましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案として議案27件、また請願1件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めたのち、一般質問を行います。

次に、本日の議案の審査であります。発議案第1号及び議案第1号から議案第15号までについて、順次上程の上質疑、討論の後、採決を願い、本日は散会をしたいと思います。

明日6日は、午前10時から会議を開き、議案第16号から議案第21号までの各補正予算について、順次上程の上、質疑、討論の後、採決をお願いし、議案第22号から議案第27号までの平成25年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるだけとします。

また、請願第1号については、上程の上、産業常任委員会に付託をし、散会したいと思います。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せて御報告いたします。

7日から13日までの7日間は、議案調査のため休会とします。

14日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第22号から議案第27号までについての質疑・討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、三国幸次君、緒方猛君、鈴木辰也君、小藤田一幸君の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め50分以内とし、一回目の質問は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から14日までの9日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には4名から通告がなされております。一般質問の時間は50分以内とし、一回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 14 日までの 10 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中村豊）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

なお、請願第 1 号の紹介議員であります。3 月 1 日に緒方猛議員からの紹介議員の取消し請求が提出されましたので議長として許可をいたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 25 年第 1 回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に町長として、御提案申し上げます議案は、平成 25 年度の一般会計・特別会計並びに企業会計の予算案、条例の制定・一部改正等、27 議案であります。議案の概略を御説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

鋸南町の財政状況につきましては、昨年 11 月の全員協議会において、平成 27 年度までの財政推計を説明いたしました。黒字基調は維持できる見込みとなったところでご

ざいます。

今定例会に、平成 24 年度一般会計の最終補正予算を提案をさせていただいておりますが、決算は黒字の見込みとなり、財政調整基金の年度末残高の合計は、8 億 1,585 万 7,000 円と予定をしたところでございます。

しかしながら、町の財政収入は地方交付税等依存財源の割合が高く、地方税も減少傾向にございます。また、平成 23 年度における、実質公債費比率は 21.8%と高い比率であり、公債費負担適正化計画において、平成 28 年度の実質公債費比率が 18%未満となるようされているところでございます。

今後の地方財政は依然として不透明でありますので、引き続き、堅実な財政運営に努めなければならないと考えております。そんな中、厳しい財政状況ではありましたが、行革に努め、国の各種の緊急経済対策を活用し、教育施設の再編という重要課題に取り組んでまいりました。幼稚園及び保育所の統合、小学校についても統合を念頭に勝山小学校改築事業を進め、残す管理特別教室棟の改築工事も平成 25 年度完成を目指し、順調に進められているところでございます。

今後とも、最終的な教育施設等のあるべき姿に向かって努力していく所存であります。

さて、昨年末の政権交代もあり、予算編成のスケジュールはかなり特例であり、国からの地方財政関係の情報提供も遅れておりました。平成 25 年度の地方財政全般については、本年 1 月 29 日総務省財政局から平成 25 年度地方財政対策の概要として示されたところであります。いわゆる「15 カ月予算」の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるように、平成 24 年度においては、補正予算に伴う地方負担について適切な措置を講じるとともに、平成 25 年度においては、地方交付税等一般財源総額について、平成 24 年度地方財政計画と同水準を確保したとされています。地方税では、前年度比 3,606 億、1.1%の増収と見込まれております。また、地方財政の健全化に資するため、臨時財政対策債は、前年度比 799 億円、1.3%の増額とし、地方交付税は、前年度比 3,921 億円、2.2%の減額が予定をされておりますが、都市部と地方とは、特に税収等で格差がありますので、今後の動向を注視をしていかななくてはなりません。

鋸南町の平成 25 年度予算編成についてであります。本町の財政見通しとして、歳入については景気の低迷と少子高齢化の影響等により、町税収入は減収が見込まれ、地方交付税も伸びが期待できない状況にあり、平成 25 年度の一般財源は減少することが見込まれております。

歳出については、平成 25 年度に公債費がピークを迎え、実質公債費比率が高水準であること、高齢化の進展による社会保障関係経費の自然増、施設等の老朽化に伴う大規模な改築事業や維持補修費の増加が見込まれることから、厳しい予算編成となりました。国や県の財政情報を基に、地方交付税等を算出した結果、地方交付税と臨時財政対策債、さらには町税を合計した額は、26 億 2,789 万 6,000 円で、前年度に比較をして、2,386

万 5,000 円の減となっております。

当町では、これまで議会の皆様方の御理解と町民の御協力をいただく中で、各種行財政改革にも取り組み、行政の効率化を努力してきたところであります。しかしながら、景気の低迷が続く中、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。

したがいまして、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び一般職員の給料及び期末勤勉手当・管理職手当の削減については、引き続き削減を継続いたしたく、関連議案を提出をさせていただきました。

なお、議員報酬の削減の継続につきましても、今定例会に議員発議案として、提出されておりますことにつきまして、この場をお借りし、感謝を申し上げます次第でございます。

今後とも、財政の健全化に向け、さらに精一杯の努力をいたす覚悟であります。議員各位の御理解と町民の皆様方の御協力、そして、職員の皆さんにも御協力をお願いする次第でございます。

さて、平成 25 年度一般会計予算の概要であります。予算総額を 38 億 531 万 2,000 円と決めました。前年度当初予算と比較をしますと、1 億 2,102 万 6,000 円の減となりました。町が取り組んでいる主な、最も重要な事業は、先ほども申し上げましたように、勝山小学校の管理特別教室棟の建設事業であります。国の緊急経済対策に伴い、24 年度 3 月補正に 4 億 812 万 8,000 円を計上したため、25 年度当初予算では 1 億 15 万 3,000 円の事業予算となっております。

また、保田小学校統合後の活用にも取り組んでいかななくてはなりません。

都市交流施設整備事業費として、3,729 万 1,000 円の予算をお願いしてございます。議会の皆様とも十分協議し、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく、お願いいたします。

次に、その他主な事業の概要について、鋸南町総合計画の政策目標別に説明申し上げます。

初めに、「活力ある産業づくり」であります。農林水産関係では、有害鳥獣対策事業・中山間直接支払い事業・東京湾漁業総合対策事業・勝山漁港地域整備事業及び維持改良事業・保田漁港地域整備事業費を計上いたしました。

商工・観光関係では、経営改善利子補給・花まつり補助金の他、引き続き観光地美化事業として、町の景観整備に努力をしてまいりたいと思います。また、笑楽の湯・温泉掘削事業や定住化を推進するための住宅取得奨励金交付事業費をお願いいたしました。

交通基盤充実のための施策としては、市井原地区の町道 3015 号線道路改良事業・一般町道の道路維持改良工事。そして、循環バス運行事業委託料・循環バス調査検討業務委託料等をお願いいたしました。

次に、教育関連の分野である「輝く人材づくり」であります。特別支援教育講師の

配置、小中学校や幼稚園の施設の維持管理に努め海洋センターや公民館の利用促進、菱川師宣記念館では各種の企画展を開催し、お客様の誘致に努めてまいります。

また、海洋センタープール改修工事設計委託費をお願いをいたしました。

学校給食センターは引き続き調理・配送業務を委託をしますが、安全安心でおいしい給食の提供に努めます。

次に、「安心生活づくり」であります。初めに、保健・福祉・医療の分野では、後期高齢者医療制度に係る広域連合への負担金、障害者自立支援法に基づく関係経費、デイサービス事業、地域包括センターの運営事業等、障害者や高齢者の福祉の充実に努めてまいります。また、少子化対策としては、児童手当支給事業の他、引き続き、学童保育事業や病児・病後児保育事業、各種予防接種・検診事業を実施いたします。

次に、「安全で快適なまちづくり」の基盤整備であります。防災行政無線固定系更新事業・木造住宅耐震診断補助金・家庭用小型合併浄化槽の設置補助・国土調査事業。そして、安房郡市広域市町村圏事務組合及び鋸南地区環境衛生組合には合計で3億5,731万2,000円の負担金を予定しております。

次に、他会計への繰出金についてであります。国保会計等3つの特別会計には、合計2億3,759万8,000円計上をいたしました。なお、企業会計への繰出金は、水道会計には8,081万6,000円、病院会計には、6,640万1,000円を計上をいたしました。

以上が、平成25年度における、主な事業の概要であります。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要について、説明申し上げます。

議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」であります。地域主権一括法により、介護保険法の一部が改正されたことにより、地域密着型サービスの指定基準を新たに定める必要が生じ、条例の制定をお願いするものでございます。現行の国の基準を基本に条例を定めるものですが、記録の整備、入浴の機会など5項目については町独自の基準を制定するものであります。

議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」でございます。議案第1号と同様に、介護保険法の一部が改正されたことにより、サービスの指定基準を定める条例の制定をお願いをするものでございます。

議案第3号「新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について」であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等が発生したときは、各自治体に対策本部の設置が義務づけられましたので、条例の制定をお願いするものでございます。

議案第4号「鋸南町教育兼務職員の給与等に関する条例の制定について」であります。現在、鋸南幼稚園の園長及び副園長については、保田小学校の校長が園長を、教頭

が副園長を兼ねておりますが、園長・副園長手当を支給するに当たり、条例の制定をお願いするものでございます。

議案の第4号、第5号「町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について」であります。道路法の一部改正がされたことに伴い、町が管理する町道の構造基準、案内標識等の寸法について、新たに条例の制定をお願いするものでございます。

議案第6号「鋸南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について」であります。河川法の一部改正がなされたことに伴い、河川管理施設等の構造基準を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第7号「鋸南町町営水道事業に係る技術上の監督業務を行なう布設工事及び監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について」であります。水道法の一部改正がされたことにより、資格者の基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第8号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。町長の給料を30%削減、副町長及び教育長の給料をそれぞれ20%削減する条例は、本年3月31日までの期限付きで条例化されましたが、さらに1年延長することを、提案させていただくものであります。

議案第9号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案も特別職の期末手当の削減を継続しようとするものであります。期末手当の支給率については、本則3.95カ月を2.6カ月に1.35カ月分削減すること、加算率についても、本則15%の加算率をゼロとすることについて、さらに1年延長することを、提案させていただくものでございます。

議案第10号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。現在職員に協力をいただき実施している職員の給料削減、3%ないし4%削減の継続について、職員組合の御理解をいただきましたので、お願いするもので、期間は1年間の時限的措置でお願いしようとするものであります。

議案第11号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。行政委員の報酬の額について、月額1人当たりの報酬額を基本額1万5,500円、戸数割1戸当たり30円に改めようとするものでございます。

議案第12号「鋸南町障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。現行の障害者自立支援法の法律名が改正されましたので、引用条例の文言の整理を行うものでございます。

議案第13号「鋸南地区環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」であります。鋸南地区環境衛生組合で行っている浄化槽の保守点検業務が平成25年3月31日をもって終了することから、組合同規約の一部を改正する必要が生じ、

関係団体と協議するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 14 号「町道の路線変更及び認定について」であります。路線変更するのは、吉浜地先の町道 1176 号線で、道路延長を 261.3 メートルに変更するものです。また、新たに認定する町道は、上佐久間地先の町道 4096 号線で、町に移管された旧県道部分、道路延長 339.1 メートルを認定するものでございます。

議案第 15 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険鋸南病院事業会計資本剰余金の処分について」であります。鋸南病院の MR I 更新に伴い、従前の MR I を固定資産から除却するに当たり、資本剰余金 4,719 万 2,000 円の処分が必要なことから、地方公営企業法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 16 号「平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算第 6 号について」であります。今回の補正は、4 億 4,782 万 4,000 円を増額し、補正後の総額を 45 億 4,646 万 2,000 円にしようとするものでございます。

国の緊急経済対策に関連事業として、道路舗装修繕事業費 8,610 万円及び勝山小学校管理特別教室棟改築事業費 3 億 5,399 万 4,000 円の補正によるほか、都市交流施設整備実施計画策定委託費 700 万円をお願いしてございます。その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

基金については、財政調整基金へ 8,142 万 6,000 円を積み立てるもので、平成 24 年度末の財政調整基金の残高は、8 億 1,585 万 7,000 円となる予定であります。

教育施設整備基金については、補正に伴い 1 億 216 万 7,000 円繰り入れすることから、24 年度末の基金残高は 3,665 万円となるものでございます。

また、道路舗装修繕事業など 4 事業につきましては、平成 25 年度に繰り越しして事業実施するため、5 億 5,123 万 8,000 円の繰越明許費の設定をお願いしており、スクールバス運行管理業務委託事業等 3 件については債務負担行為の補正をお願いしてございます。

議案第 17 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」であります。2,420 万 6,000 円を増額し、補正後の総額を 12 億 9,334 万 8,000 円にしようとするものであります。

決算を見込んで、歳入歳出の過不足を調整させていただくものですが、不足する財源としては、財政調整基金繰入金 2,976 万 5,000 円を予定しております。また、基金積立金には 2,176 万 4,000 円の増額をお願いして、24 年度末の財政調整基金残高は、8,700 万円になる予定であります。

議案第 18 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について」であります。今回の補正は 140 万 4,000 円を減額し、補正後の総額を 1 億 385 万 2,000 円にしようとするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、検診事業委託料を減額するものでございます。

議案第 19 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第 2 号について」であります。今回の補正は、5,399 万 3,000 円を増額し、補正後の総額を 11 億 4,309 万 6,000 円にしようとするものでございます。補正の主なものは、居宅介護サービス及び施設介護サービスの給付費を増額するものでございます。介護給付費準備基金積立金については 419 万 5,000 円を減額し、24 年度末の基金残高は、3,732 万 3,000 円を予定しております。

議案第 20 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第 2 号について」であります。収益的収支では、委託料確定により一般会計補助金を減額し、国保会計補助金では特別調整交付金分 81 万円をお願いいたしました。資本的支出では、MR I 整備事業費の確定により、101 万 5,000 円を減額し、資本的収入では国保調整交付金 262 万 5,000 円を計上するものでございます。

議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計補正予算第 2 号について」であります。収益的収入では、総合対策県補助金 103 万 5,000 円の増額と原発事故損害賠償金 55 万 1,000 円を予定いたしました。資本的収入では加入者分担金 204 万 8,000 円の減額と事業費確定により企業債 50 万円を減額いたしました。

議案第 22 号「平成 25 年度鋸南町一般会計予算について」であります。先程申し上げましたように、本年度の予算額は、38 億 531 万 2,000 円でございます。

歳出につきましては、冒頭、主な事業の概要で申し上げましたので、主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、7 億 1,789 万 6,000 円で、前年度対比 2,586 万 5,000 円の減、率で 3.5%の減となるものでございます。

次に、地方交付税であります。普通交付税は 16 億 4,000 万円、特別交付税は 8,800 万円で合計 17 億 2,800 万円計上いたしました。また、臨時財政対策債は、1 億 8,200 万円で、地方交付税と臨時財政対策債を合計した額は 19 億 1,000 万円を予定しております。

繰越金は、1 億 403 万 5,000 円を計上し、不足する一般財源は、財政調整基金 2 億 1,171 万 1,000 円を取り崩すことで、補てんをいたしたく、お願い申し上げる次第でございます。

この結果、当初予算後の財政調整基金残高は、6 億 414 万 7,000 円を予定しております。平成 25 年度の財政運営をする中で、財政調整基金からの取り崩しを低減できるよう努めてまいります。

議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比 0.4%減の 12 億 4,840 万 3,000 円を予定いたしました。

主たる歳出である保険給付費は、8 億 2,984 万 3,000 円、後期高齢者支援金等は 1 億 6,066 万 5,000 円、介護納付金 8,325 万 6,000 円、共同事業費拠出金は 1 億 2,512 万 1,000 円を計上いたしました。

歳入では、保険料を前年度比 6.4%増の 2 億 7,135 万 1,000 円を見込み、制度に基づく国庫負担金及び支払基金からの交付を見込み、一般会計からの繰入金は 5,445 万 5,000 円、繰越金は 3,000 万 1,000 円を計上をいたしました。

議案第 24 号「平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比 0.1%増の 1 億 539 万 3,000 円を予定いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 54 万 9,000 円で、歳出総額の 95.4%を占めるものであります。歳入は医療保険料で 6,774 万 2,000 円と一般会計繰入金 3,445 万 8,000 円が主たるものであります。

議案第 25 号「平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比 2.5%増の 10 億 9,929 万 8,000 円を予定いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費で、前年度比 2.6%増の 10 億 5,725 万 7,000 円で、予算額の 96.1%を占めるものであります。

歳入は、介護保険料 1 億 8,150 万 5,000 円と一般会計からの繰入金 1 億 4,868 万 5,000 円が主なものであります。

議案第 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」についてであります。収益的収入は、一般会計繰出金 1,899 万円、財団からの負担金 100 万円等、合計 2,314 万円を予定いたしました。収益的支出は、企業債償還利息 798 万 7,000 円、財団への運営経費交付金 800 万円が主なもので、5,119 万 4,000 円を予定いたしました。資本的収入支出は、企業債の償還元金 4,741 万 1,000 円で、一般会計出資金を同額予定いたしました。

議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算」についてであります。収益的収入は 4 億 4,353 万 9,000 円を予定いたしました。収入のうち給水収益は前年度比で 1.5%減の 2 億 8,448 万円を予定いたしました。

また、一般会計からの繰入金 8,081 万 6,000 円及び県総合対策補助金 7,700 万円を予定いたしました。収益的支出では、前年度比 1.5%減の 4 億 3,910 万円を予定いたしました。南房総広域水道の受水費は 1 億 4,428 万 6,000 円を予定いたしております。資本的支出では、建設改良費 3,409 万 4,000 円及び企業債償還元金 1 億 3,129 万 6,000 円を予定し、収入においては、建設改良に伴う企業債 3,270 万円を予定いたしました。

なお、一般会計・特別会計及び企業会計を合わせた町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比 1 億 5,645 万 3,000 円減の 69 億 6,204 万 8,000 円となるものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、副町長・担当課長をして、説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。

去る、2月4日に表彰審議会が開かれ、浪川明さん、中山佐久夫さん、川崎昭吉さん、加藤武司さん、鈴木てるさん、池田重雄さんの6名の方が功労表彰として、また、小笠原悦子さん、重田昭夫さん、君津信用組合さんの2名1団体の方が善行表彰として、平成24年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。

誠におめでとうございます。

なお、表彰式については、本日午後1時15分から、この議会議場において、行わせていただく予定でございます。

次に、鋸南町健康福祉まつりについて申し上げます。

社会福祉大会と共催をして今回で5回目となりますが、「健康と福祉、介護予防を考える場」といたしまして、1月26日土曜日、中央公民館において開催をいたしました。当日は、12グループによる介護予防実践発表の後、社会福祉大会による表彰・福祉作文の発表をはじめ、鋸南病院・保健推進員・食生活改善協議会の皆様による活動や抽せん会など、盛りだくさんの内容で、多くの方々の参加をいただきました。

今後もこのようなイベントを通じて、町民の皆様の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、第33回農業祭について、申し上げます。

1月19日と20日の両日、中央公民館において開催されました。「農業祭・辰野町特産品フェア」には多くの方々の御来場をいただき、この席をお借りいたしまして御礼申し上げます。

本年は、173点の出品点数の中から32点の特別賞が選出されまして、最優秀の千葉県知事賞には、花卉の部カーネーションで下佐久間の村岡慎一さんが、優秀賞には、野菜の部・菜の花で竜島の久保田君さんが、それぞれ受賞されました。誠におめでとうございます。

出品された皆様、受賞された皆様には、鋸南ブランドのさらなる品質向上を目指して、御努力いただけますよう、期待を申し上げる次第でございます。

最後に、花観光について申し上げます。

初めに、花まつりの第一章でもあります「水仙まつり」は、12月15日土曜日から2月3日日曜日までの間実施し、比較的好天には恵まれたものの、開花が遅れた関係もあり、期間中の入り込みは、10万6,000人でありました。まつり期間終了後も水仙の開花が進む中、2月下旬まで問い合わせや来訪者がございました。水仙観光の最終的な入り込みは12万人となりました。この水仙まつりの期間中のイベントとして、JRとのタイアップ事業「駅からハイキング」が1月8日から2月3日までの期間開催で行われました。

また、1月5日から2月3日までびゅーの商品として、保田駅周辺で利用できるクーポン券付きの「きょなん水仙の里を歩こう」も行われ、多くのお客様に来訪していただきました。

鋸南町観光協会では、この期間中町内の小中学生を対象に水仙絵画コンクールを行い、大賞に勝山小学校2年の藤倉拓史さん、保田小学校6年の笹生理紗さん、鋸南中学校1年の塩澤美鈴さんの3名の作品が選ばれました。

なお、来年の観光協会オリジナル年賀はがきの図柄となる審査員特別賞には、鋸南中学校3年の吉本知正さんの作品が選ばれたほか、入賞作品全31点が選ばれ、3月2日に表彰式が行われました。入賞者の方々には、誠におめでとうございます。入賞作品につきましては、2月25日から本日3月6日まで中央公民館のロビーで展示されております。

第2章となります「桜まつり」は、2月16日から4月14日を期間として開催が予定されております。期間中のイベントといたしましては、今年から初めての開催となります、保田駅をスタート・ゴールとする、保田川沿いの頼朝桜をめぐる「駅からハイキング」が2月24日日曜日にJRの協力により、開催されました。参加者は483名と伺っております。また、3月2日には、権現橋から天王橋の間で頼朝桜の下「保田川竹灯籠まつり」が開催され、多くの方々が訪れ賑わいました。

今後も地域の皆様と協力して多くの観光客をお迎えできるよう努めてまいります。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

○議長（中村豊）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありましたら。

○議長（中村豊）

特になしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了します。

暫時休憩をし、11時より再開します。

…………… 休憩・10時49分 ……………

…………… 再開・11時00分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり4名から通告されております。

初めに三国幸次君の質問を許します。

12 番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

○12番（三国幸次君）

私は、「鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画について」と、「いじめ・体罰について」の2件の質問をします。

1 件目の鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画についてです。

鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画は、昨年3月議会の一般質問で取り上げってから1年になります。

この間、「鋸南町の環境と子どもを守る会」が結成され署名活動や講演会を行うなど、この計画に反対する取り組みをしています。また、鋸南町の環境と子どもを守る会は国や県の関係部署に何度も足を運び調査もしています。

私はまず、「鋸南町の環境と子どもを守る会」の皆さんの取り組みに敬意を表明します。

現在、県と鋸南開発による事前協議が継続していますが、昨年11月に県からおおむね300メートル内に居住する住民の理解を得るようにとの指導がありましたが、理解を得られないことがはっきりしていますし、近隣の住民の圧倒的多数が反対しています。鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画は、地元住民の理解が得られなければ、事前協議は進展しないと考えています。

鋸南開発は地元住民に理解が得られなければ、埋め立て施設はできないことを理解し、計画の取り下げをしてほしいと強く願っています。

この3月議会には、「鋸南町の環境と子どもを守る会」から鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画に反対を求める請願が出されています。

そして、「町長の考えはどうなんだ」という町民の声も多くなっています

そこで3点質問します。

1 点目、県と鋸南開発の事前協議の状況はどうなっているのか。2 点目、地元住民の圧倒的多数の反対の声をどう受け止めているのか。3 点目、町長は態度を明確にする必要があると思うがどうか。

次に2 件目のいじめ・体罰についてです。

いじめと体罰については全く性格の違う問題ですが、どちらも大きな社会問題になっていることから、あえて一緒に取り上げました。

いじめが原因の自殺が各地で起き、多くの人々が心を痛めています。深刻化するいじめを止めることは、日本社会の切実な問題です。

そして、大阪の高校の部活で教員の暴力により生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。この事件は氷山の一角で、未だに教育の場で暴力・体罰が少なからずあることを示しています。

また、スポーツ界での暴力も重大な問題です。人間的な営みであるスポーツと人間性に反する暴力とは相いれません。多くの一流選手が、暴力は競技力向上にも有害だと告発しています。

国・県は学校現場のいじめと体罰について、調査を行いました。そして、法務省は3月1日に昨年2012年中に人権侵犯とみなして新たに救済手続きを開始した件数を発表しました。それによると、学校でのいじめと教職員による体罰ともに現在の統計方法となった2001年以降で過去最高となっています。

そこで3点質問します。

1点目、鋸南町は国・県の調査にどのような回答をしたのか。2点目、鋸南町ではどのような取り組みをしてきたのか、そして現状についてどのような認識なのか。3点目、これからについてどのような検討をしたのか、今後の方針はどうか。

以上で一点目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（中村豊）

12番 三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「鋸南開発の汚染土壌埋め立て施設設置計画について」お答えいたします。

御質問の1点目、「県と鋸南開発の事前協議の状況はどうなっているのか」についてですが、この件につきましては、昨年の12月定例議会におきまして、小藤田議員から同様の質問があり、答弁をさせていただきました。

事業者から、平成24年2月17日付けで、千葉県知事に汚染土壌処理施設設置等事前協議書が申請されました。その後、県の担当課である水質保全課における書類の審査を経て、平成24年4月27日付けで、千葉県環境生活部長名により、汚染土壌処理施設の設置計画等について、町に意見照会がございました。町では、議員全員協議会における事業者説明や町環境審議会、庁内協議会を経て意見の集約を行い、平成24年6月15日付けで、千葉県に汚染土壌処理施設の設置計画等に関する意見書の回答を行ったところでございます。

また、県の担当課である水質保全課では、県の関係部署に、町と同様に意見の照会を行っており、その回答書を受けて7月5日付けで、町分の意見を含めた指導事項について、千葉県環境生活部長名で事業者へ通知を行ったところであります。

その後、8月28日付けで、千葉県水質保全課以外の県の関係各部署からの指導事項を県分「その1」として通知、10月15日付けで、県の担当課である水質保全課の指導事項を県分「その2」として通知したと伺っております。

現在までの事前協議の進捗状況を県に確認したところ、事業者から1月15日に審査指示事項調整済み回答書が提出されたと伺っております。現在、担当課である水質保全課におきまして、回答内容の確認作業を行っており、確認終了後、関係部署に対し内容が照会されるとのことでございますが、未だ町には届いておりません。

以上が現在までの事前協議の状況でございます。

次に2点目、「地元住民の圧倒的多数の反対の声をどう受け止めているのか」についてでございますが、昨年9月30日に署名を受け取った際、「町長として、皆さんの声を受け止めたい」と申し上げました。「計画に対し多くの住民の方の反対がある、そのことは承知した」ということでございます。

また、事業の許可権者であります千葉県には、地域の皆様の思いをしっかりとお伝えいたしたところでございます。

次に3点目、「町長は態度を明確にする必要があると思うがどうか」についてでございますが、今回、事業者が提出をした汚染土壌処理施設設置等事前協議書は、汚染土壌対策法に基づく汚染土壌処理業の許可申請のためであり、許可権者の千葉県が法律に基づき、現在事業の審査をしております。県の指導による事前協議は継続中でありますので、町行政の立場としては、その推移を注視していきたいと考えております。

2点目の「いじめ・体罰について」お答えをいたします。

いじめや体罰を苦にして、児童生徒が自らその命を絶つという、痛ましい事件が相次いで発生していることは、非常に悲しい出来事であり、あってはならないことであると深刻に受け止めております。

さて、いじめと体罰は、根本的に違うものであり、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題でありますので、早期の発見・対応が大切であります。

また、体罰については児童生徒の指導に当たり、学校教育法第11条で禁止されておりますので、いかなる場合においても体罰を行ってはならないと認識しております。

御質問の1点目、「鋸南町は国・県の調査にどのような回答をしたのか」についてでございますが、初めに、いじめについてですが、昨年8月に国の方針により県から「いじめの問題に関する児童生徒の実態調査並びに教育委員会及び学校の取組状況に係わる緊急調査」があり、調査を行い、9月20日付けで、県に報告をいたしました。この調査は、国のいじめの定義に基づき、被害者がいじめられていると感じた場合や周囲がいじめと見なした場合にいじめと捉えて行いました。

その調査結果では、小学校はいじめ件数が4件報告されましたが、全て解決済みでありました。

中学校では、いじめ件数が17件報告されましたが、内13件が既に解決されており、その時点での未解決4件についても現在は1件となっております。

現在、各学校には、児童生徒及び保護者が学校生活等において困ったことなどを相談

できる窓口が設置をされております。

次に、体罰についてですが、国の方針に基づき、県から教育委員会に対し、各学校に設置されている相談窓口を活用することにより、体罰を未然に防ぐよう通知がございました。教育委員会は、本年1月18日までに、児童生徒・保護者に対し、その内容を文書で通知し、相談窓口の活用状況を調査しましたが、各学校からは体罰に係る相談や情報、訴えは寄せられていませんでしたので、鋸南町では体罰はない旨、県に報告をいたしました。

次に2点目、「鋸南町ではどのような取り組みをしてきたのか、そして現状についてどのような認識なのか」についてであります。教育委員会では、教育長を中心に校長会や教頭会を定期的に開催し、学校への指導を行うとともに、教育委員による学校訪問を行なうなど学校の実情把握に努めております。

また、教育委員会主催の生徒指導推進協議会を年3回開催し、小中学校の連携を深め、一貫した生徒指導を推進しております。中学校では、毎月生徒指導会議を行い、生徒の学校生活の状況等を全職員が共通認識し、教育委員会からも担当職員が出席をして、指導を行っており、緊急調査での未解決4件についても、その後の調査では、3件が解決しております。残る1件は、あだ名で呼ばれたりすることが嫌だとのことでありますので、引き続き指導してまいります。

次に3点目、「これからについてどのような検討をしたのか、今後の方針はどうか」についてであります。 「いじめは絶対に許さない」という強い考えの基に、家庭や地域、関係機関と適切な連携・協力を図ってまいります。

学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談、いじめ問題に関する校内研修の実施等により、いじめの未然防止に努めるとともに、児童生徒が発する危険信号を見逃さないよう注意して、いじめの早期発見に努めてまいります。

また、いじめの問題が生じた時には、その問題を隠すことなく、早期に、適切に対応をしてまいります。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

私は、事前協議の状況はどうかという質問の主旨はですね、事務的な手続きが今どうなっているのかを聞いたかったんじゃないかと、今の事前協議の現状がどうなのかというところのね、認識を聞いたかったんですね。

答弁で町長は、町にはなんの連絡も来ていないと。鋸南町では6月に町としての意見を出して、それも7月に業者に伝わっていると。それで町の意見としては、業者に対し

でもかなり厳しい内容の意見だったんですね。それについて1年たってもまだ業者からこう対応しますとか、こうしたいとかいう相談もなにも、町に対してない。

県とは協議しているかもしれませんが、しかし、町の意見に対して業者からなんの話もない。この辺どう感じているのか、町長どうでしょう。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

あの、いずれにしてもですね、町の方は意見書を提出してございます。

当然、許認可権は県にあるわけでありますから、その提出をした意見書に対してですね、町に県の方から意見を、っていいですかね、その、どういう形になったっていうことをですね、県の方から言ってくるのが、私は当然だと。そう思っております。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

私は日ごろ担当者なんかとよく話をしていますのでね、県には問い合わせをしたりとかしている。でも、業者からの回答が町に届かないんですね。で、業者が出したものが本当だったら届いて良いはずのものがなかなか届いていないというのが現状だと思います。

しかしね、この中身ね、情報開示請求すれば出てくるものなんですね。だからそれがなんで町に届かないのかと、私はちょっと県の対応、ちょっと気になります。

それは別として、去年の11月にですね、県から最初に言いましたように300メートル範囲以内の関係住民の理解を得なさいという指導があって、その件については全く地元の関係、ここは特別な状況かどうかわかりませんが、おおむね300メートル以内って言うと4軒しかないんですね。そういう意味でいくと、3軒は絶対に反対っていうことで、同意は、理解は得られない状況だと思います。それから300メートル以内が4軒ということはね、例えばこれは4軒がオーケーしても、関係住民の圧倒的多数が住んでいるのは300メートルからちょっと310メートルに延ばせば相当人数も変わっちゃう。だからおおむね300メートルっていうのもね、きっちり300メートルの線なのか。もうちょっと増やした範囲なのかっていうのも明確じゃないし、現状でいけば、300メートルの範囲でいけば4軒だけれども、ちょっと延ばせばもう数十軒になるという状況の中で、隣接する、まあ、佐久間地域の、地域の住民の圧倒的多数が反対していると、こういう状況で地元の住民の理解が得られない。これは、この汚染土壌の設置問題だけでなく、全ての事業においてね、地元とか関係住民の理解を得られなければ、これ、事業が進まないんですね。そういう意味で現状のこの協議の状況を見て、この、地元の理解が得られない状況で、これがさらに進んで許可につながると思うかどうか。私は許

可につながらないと思いますけれども、町長その辺どう認識していますか。

○議長（中村豊）

はい、副町長川名君。

○副町長（川名吾一君）

ただいまの地元の御理解ということにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおりですね、県が許可権を持っておりますので、県がどのような形でもって判断をするかということにつきましては、まだ町の方にですね、その旨の報告、あるいは回答等がきておりませんので、現在はその推移を見守っている状況でございます。

○議長（中村豊）

はい、三国君再質問。

○12番（三国幸次君）

これ、鋸南開発が説明している中でね、町が最初から同意できない内容があつて、町としてなんの態度表明もしていないんですよ。

一つは、埋立てを終わった後にサッカー場をつくって、それを町に無償貸与するっていう説明を業者がしているんですね。しかし、民間がつくった施設を町が無償貸与で受けて、それを管理するなんていうことはあり得ないことなんですね。だからそういう意味だって、それははっきりとやはり町民にわかるような、ね、お知らせもする必要があるだろうし。それから積み上げの岸壁だって、これは町との契約なしにはできないことです。町との話し合いもないのにね、あそこから積み上げますという、出しているわけですよ。そういうことについても町としてはなんで町とちゃんと協議しないんだということをやってもいいんじゃないかと思うんですよ。

まあそういう、町としての対応も、そういう意味で言えば私、不十分な点を感じます。

そして答弁では、あくまでも県の許可だからという答えがありました。私、町長、これ政治家ですから、町にとって良いのか悪いのか。汚染土壌埋立て処理施設をね、つくることに対しての良いのか悪いのかの考えを示すことはやはりこれ、首長、長の政治家としてね、必要じゃないかと思うんですね。それもこれ、問題が発覚してからもう1年、丸1年たつわけですよ。で、町民の関心も高まって、反対署名も進み、いろんな活動をして。で、この議会には請願も出された。こういう状況なんでね、もう少し町長は、はっきりした態度表明ができないでしょうか。どうでしょう。

○議長（中村豊）

はい、白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほども申し上げましたようにですね、この件についてはですね、県が許認可権を、あるわけでございます。そして、ただいまの三国議員の町長として、政治家として、対応をはっきりしろということではありますが、私はですね、町長職に就いております。当

然町内の中にですね、賛成の方も反対の方もおられると。で、あるとすればですね、よく両方のお話を聞きながら、そして最終的な判断をさせてもらうということが、これは町長の仕事ではないのかなど。そういうような気持ちも持っております。

いずれにしても、議会の中でもですね、賛成・反対それぞれ御意見があるというようなことも伺っておりますので、輕輕にですね、輕輕に私が「賛成である」「反対である」という表明は、表明はですね、なかなかできない状況に、私はあろうかと、そう思います。ある意味では、議会の皆様方のいろんな意味での決断もですね、重要なファクターだと、そう私は確信をしております。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

町長のそのね、言うのもね、私わかります。

しかし、しかし、もう1年たって、これだけたってるんでね、そろそろはっきりさせる必要があるんじゃないかと、こういう立場で聞いているんですね。

あの、質問の仕方をちょっと変えます。

町長は、町民の請願に対して、「重く受け止めます」という答えをしています。「重く受け止めます」と言った答えの結果として、県に町民の反対の声をきちんと伝えましたという答弁がありました。それ以外になにか重く受け止めた結果、行動をしたとか、そういうものがありましたらお答え願えますか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

この件の、ただいまの三国議員の質問についてはですね、重く受け止めたということはこれは重要なことでありまして、重く受け止めたことはですね、重く受け止めたこと。御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

それではもう一つ別の聞き方をします。

町長は前回の議会、小藤田議員の答弁に対して「鋸南町には残土条例があり、それ以上でも、それ以下でもありません」という答えをしています。私はそれを、町長は残土条例があるから、この残土条例では汚染でない、普通の建設残土でも厳しい内容になっています。そういう立場だから、私は町長はこれ反対だなという理解をしました。

その点で、私の理解について町長、それで良いのか、それは違うのか、その辺どうでしょう。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

残土条例の件についてはですね、私はそれ以上でも、それ以下でもない。その残土条例を守るのが、現在の町の立場であろうと、そう思います。ですから、三国さんの理解はですね、三国さん御自身の理解だということ結構だと思います。

○議長（中村豊）

はい、三国君再質問。

○12番（三国幸次君）

私の理解で結構だというふうに町長が。これのまた判断も難しいですね。町長が私の理解をその通りだという意味でもなさそうに感じるんだけど。

私は、町長が「三国さんの言った通りだ」というふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

このこともですね、三国さんのそれは判断の範疇でありますから、私がどうこう言える立場にはないわけでありますので、それ以上でもそれ以下でもないということで御理解をいただきたいと。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

これは何回言っても同じ繰り返しになっちゃいますね。だけど私は町長のこれまでの答えとか、感じて、これは町長はもう反対の意思があるというのをね、確信しています。

これ以上言っても多分同じ答えしか返らないと思いますので、次に移ります。

次のいじめと体罰についてです。

1点目の、国・県の調査にどのような回答したかという関係ですけれども、国のその、調査票を見ますとね、それを受け取った教育委員会や当事者の判断によっていじめの中身、出てくる数字が大きく変わるなということを感じました。しかし答弁を聞くと、かなりいじめについての基本的な考え方。それから体罰についての基本的な考え方もきちっとした立場で調査したというふうに答弁を聞く限りは理解しました。

しかし、もう少し具体的な中身としてですね、学校の中でいじめについてどのような立場でどのような話をしているのか。実際のなんて言いましたっけね、会議が、いくつかの会議がありますね。教育委員会の会議とそれから中学校での会議と。その辺で具体的にどのような会議の内容でこういうふうになっているのかって、もう少しわかりやすい取り組み方を答えていただけるとありがたいんですけども。

○議長（中村豊）

はい、教育長。

○教育長（富永清人君）

いじめの捉え方の問題ですが、確かに小学校の低学年とかですね、中学校の高学年ではいじめの認識がですね、大分違います。そのために、あらかじめですね、担任の方で、こういうことでという話はしてから行いましたが、このアンケートはですね、できるだけ多く出してもらうという方向でやりましたので、主観的なものでも、とにかく自分が嫌な思いをしているというものを全ていじめとして出してもらう形にして行いました。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

アンケートについての取り組み、これはねしっかりした考えでやれたと、私これ理解します。

で、2点目のですね、どのような取り組みをしてきたのか。そして現状についてどういう認識なのかという点ですけれども、教育長まだ着任してからそんなに経過していないんでね、過去のことは詳しくわからないかもしれませんが、これまでね、教育委員会や学校などで、そのいじめについて具体的にこういう会議をして、こういう体制でこういう対策をしてきたと。もう少しわかりやすい取り組み、してきた、こういう取り組みをしたとかというものがありませんでしたらお答え願えますか。

○議長（中村豊）

はい、菊間教育課長。

○教育課長（菊間幸一君）

学校におきましてはですね、常に教育相談というのを設けます。

その教育相談を設ける前におきまして、子どもたちからアンケート調査を行って、それで教育相談に当たるというようなことも行っております。

また中学校におきましては、Q U調査と言いまして、これは有料でございますが、保護者の皆さんから1回300円頂いた中におきまして、学校の満足度調査という形で居心地の良いクラス、あるいはやる気のあるクラス等をですね、把握するため、あるいはそれに基づいた結果に基づきましてですね、良いクラスをつくっていくためにですね、調査等も年2回行っているところでございます。

これらを踏まえて、まあ後、学校の状況等を踏まえた中におきまして、いじめに対する対応をしているという状況でございます。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

あまりピンとこない答えで、具体的にこういうことをやって、こういう成果があったとかっていう、そういう具体例を答えていただけると非常にわかりやすいんですけども。やはり答えが抽象的になって。ちょっとわかりにくいんですけども。

これ、新聞報道なんかでいくとね、アンケートも記名方式でやって正直に答えると誰が言ったかわかっちゃうからっていうことで、正確なアンケートにならなかったりとか。それから、取り組み方のいじめや初期の状態をどう捉えるかによって対応がもうかなり変わってしまうと、こういうこともマスコミの報道なんかでね、取り上げられています。そういう意味では最初の答弁でね、鋸南町ではかなりしっかりした対応をしていると受け止めていますけれども、その辺具体的に今現在、こういう取り組みをしていますというのがありましたら、わかりやすい例としてこういうことをっていうのを答えていただけるとありがたいんですがどうでしょう。

○議長（中村豊）

はい、富永教育長。

○教育長（富永清人君）

具体的な取り組みということになりますと、生徒指導推進協議会というのをですね、定期的に行っております。これは小学校と中学校が連携してですね、生徒指導に取り組むということでありまして、それを行う中で小学校の時にこの子がどういう子だったか。あるいは兄弟との関係とか、あるいは今起きていることについて小中で共通理解のもとに一貫してですね、指導をしていくというようなことを定期的に行っておりますし、また、特に一番難しいのは中学校時代でありまして、これについてはですね、月に1回ずつ生徒指導委員会を開いておりますし、それには教育委員会からも参加をして、情報収集とか、指導をしていくという。

それからまた子どもたちですね、いろんな問題を吸い上げるために、町としても教育相談の設置をしておりますし、そのような形で少しでも子どもたちの実状、悩みを吸い上げる方向でやっております。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

鋸南町では教育委員会の主催でやっている生徒指導推進協議会、それから中学校でやっている生徒指導会議、これが定期的にやられて連携をとられて取り組んでいるというふうに理解いたします。

最後の3点目のですね、これからについてどのような検討をしたのか。そして今後の方針はという点ですけども、答えではいじめは絶対に許さないっていう立場で取り組んでいるという町長の答弁がありました。そういう立場でこの間、いろんないじめと体

罰の問題が社会問題になってきて、それに対応した新たな考え方、取り組み方とか、するような検討をしたりとか、これからこういうふうな新しい取り組みをしますとか。そういうものがありましたらお答え願えますか。

○議長（中村豊）

はい、今後の対応について。

はい、教育長富永君。

○教育長（富永清人君）

体罰もいじめもですね、これは先ほど議員おっしゃったように、人権侵害であるという認識は全く同じであります。いじめのない学校をつくるということは、すなわち私たちが「学校の理想」というものと重なってまいります。

2点で進めていきたいと思えます。

まず1つは、基本的な学校づくりでありまして、よい仲間、よい教師、よい学び。これをですね、やはり学校で実現していくことが、その、子どもたち一人ひとりがですね、希望を持って生き生きと学べる学校をまず地道ではありますけれども、つくっていくことがいじめをなくすまず基本的なことだろうと。

それから、やっぱり現実的な対応がどうしても必要でありまして、早期発見・早期対応、これをしていく。それにはですね、仲間たちや周囲の大人たちのやはり良識ある目というのが最大の抑止力です。したがって、いじめはしない、させない、見過ごさない、ということで周りの大人たちも、また子どもたち自身がですね、そういう心が持てるようにまずしていく。学校は教師がいくら目を光らせていてもですね、これは限界があります。やはりあの、一人ひとりの児童生徒が自分たちの目がやはりその、鍛えられていなければ、いじめはなくせないというふうに考えますので、そういう今以上にですね、家庭と、それから学校と地域が連携して取り組めるように指導をしてまいりたいと思えます。

そして中でも、先ほども申し上げましたけれども、最も大切なことは、やはり児童生徒一人ひとりがしっかりとですね、思いやりを持ち、正義感を持つと、そういうことに育てていくこと、これがまずあの、大事なことでありますので、今以上にですね、児童生徒のそういった心が育つように教育委員会も支援してまいりますし、また、取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

最初の質問の時に法務省の人権侵害と認めた件数を私言いましたよね。過去最高になっていると。で、相当この件数が多くなったんですね。法務省が人権侵害と認めて、救

済措置を取ると決めたものですね。で、それで法務省のこれは言葉ですが、「いじめや体罰が社会問題になり、これまで潜在していたケースが表面化しているのではないか」として法務局に常駐するボランティアを増やすなどして相談体制を強化することにしていくということで、これまでね、いろいろ基本、原則は絶対許さないとかって言いながら、なかなかそうなってなかったりって、鋸南町じゃなく全国的にそういう例が多くていじめが表面に出てこなかったり、隠されたりとかと、というようなことがかなりマスコミで取り上げられて報道されたりしています。そういう意味で社会問題になってやっとそれがどんどん表面に掴めるようになってきたのかなと。だからこれからさらにこれが徹底されていけばもっと実態が出てきて、いじめをなくす取り組みも、全国的にする必要があるのかなというふうに考えています。

町長の答弁、そして教育長の答弁で、鋸南町ではしっかりした基本的な考えを持っており、きちっとした対応をしていると私理解していて、います。理解します。

それで、これからね、やはりいじめのない学校のために取り組んでほしいと要望して質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、以上で三国幸次君の質問を終了します。

暫時休憩といたします。

なお、鋸南町表彰式が午後1時15分から議場で行われます。時間前に参集願います。

1時半まで休憩ということです。

…………… 休 憩 ・ 1 1 時 4 0 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 3 時 4 5 分 ……………

◎一般質問

◎3番 緒方 猛 君

○議長（中村豊）

休憩を解いて、会議を再開します。

質問者から資料の配布を求められましたので許可いたしました。

次に、緒方猛君の質問を許します。

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

私は、今日は3点のですね、テーマについて質問をさせていただきたいという具合に思っております。

まず1つ目は、町報きよなんの「声のバトンタッチ」の中で設問事項にですね、行政に望むの意見を書いてもらっています。この意見をぜひ生かしてほしいというのが1つ目です。

それから2つ目はですね、勝山の駅の前に以前のと言いますか、元の法務局の事務所がございます。この跡地のですね、施設の、が、現実には放置状態になっていると。ぜひ、善処をしたらどうだろうかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、3つ目はですね、私たびたびこの件については一昨年の6月から質問を繰り返させてもらっておりまして、人口減について。今日はごく一部の部分について、お尋ねをしたいと。多くを質問する時間はありませんので、ごく一部について質問をしたいという具合に思っています。それからお配り、許可を得てお配りさせていただいた資料については、途中でちょっと説明をさせていただきます。

それでは初めの第1問に戻らせて質問をさせていただきます。

町報きよなんはですね、毎月発行の町報きよなんのですね、標記タイトルの記事があり、2名ずつ掲載をされております。「行政に望むこと」という設問があります。広く町民の方からですね、この種の意見を聞くことは大変貴重で、よく考えてみると、活性化にもつながるでしょうし、まあ、行政とのですね、コミュニティーの活発化にもなるということで、大変私は良い企画だという具合に思っています。ずっとこの記事は読ませていただいております。

そこで伺いますけれども、1つ目、この行政に望むの意見をですね、書いてもらっている目的はなんでしょうか、ってというのが1つ目です。それから2つ目、この寄稿している方についてはですね、精一杯とも思える行政にお願いすることということを書いてあります。で、行政サイドは具体的にですね、このような鋸南に望む、町に望むことについてですね、その意見をどのように集約・分析し、政策につなげていっているんでしょうかというのを2つ目にお尋ねしたいと思います。

それから3つ目はですね、登場人物に地域の片寄りが大きく、行政の刊行物としては公平さに疑問を感じます。配慮の必要があると思いますがいかがでしょうかという具合に質問させてもらいたいと思います。

それで、次にですね、皆さんのお手元に配らせてもらっています資料について、ちょっとだけ触れさせてもらいます。

見ておわかりの通りなんですけど、町報きよなんのですね、この記事を2010年の1月から、2013年の2月、今年の2月までですが、3年と2カ月、この意見のですね、集約を、簡単なまとめをしてみました。人数的には、合計で76名になります。で、見ていただく

とですね、一番上のどういう項目がですね、行政に望むこととして町の人にはですね、希望されているのか。望んでいるのかということですが、一番初めの、子どもの公園の充実をしてほしいという関係がまあ大変多くなっております。その他ですね、これに絡む内容があります。14件です。

それから2つ目はですね、地元で就職できる産業・企業育成誘致、人口減に関するような質問。これが11件。それから、活力活性化関係の話が10件。それから若干飛ばしますけれども、環境のことだとかですね、それから、後から関係ありますからこれ1つ触れておきますけれども下から7つ目ですが、無駄をなくし、税金を有効に使ってほしいというような意見もあります。

それぞれ、もっともだと思います。

いくつかに層別したですね、意見の内容は多いので14件。少ないのは1件ですが、そのような内容に、この3年2カ月のですね、76人の意見は集約することが、ザックリ集約することができるということになっております。それから下の方の参考と開設の部分ですが、ここでは丸2つのところのですね、区別掲載人員、これを見ますと、竜島が17名。それからちょっと飛ばしてですね、本郷だとか吉浜・江月・小保田・市井原・大崩・奥山っていうのは、この76人の中に一人も入っていないというのが実態です。まあ、いろいろ見方はあろうと思いますが、これはある人から次の人に、その人が探してボタンタッチしてもらっているという現状があるみたいですので、やむを得ないことかもわかりませんが、実態はこういう具合になっている。行政が発行する資料としてはやや疑問を感じます。

それから、2つ目のですね、勝山の駅の前の法務局の跡地の、跡の、施設放置についてですね、善処をとということについては、駅前の一等地にある標記施設はですね、長年有効なかって言いますか、そういった意味での利用は必ずしもされていなくて、放置状態となっているという具合に感じております。なぜこのようになっているのかということを感じております。

そこで伺いますが、まず1つ目はですね、あの土地・建物はいつからどのような経緯で今どうなっているんでしょうかということが1つ目です。それから2つ目一部鋸南病院の書類の保存をしているということのようですが、それはこの場所でなければできないことなんでしょうか。現状の在り方についてはですね、どのような検討をした結果、また現在ですね、町にその費用が、どのように発生しているのか。発生しているとすれば、十分な利用価値のある使い方をしているとも思えないんで、無駄遣いという形になっているのではないのでしょうか。これは先ほどの町民のですね、町政に望むことということの中で、無駄をなくして税金を有効にということをおっしゃいましたが、これは高齢者をですね、自分の家で介護していると、そういうことをしながら税金を払っているという実態は、家族としてはですね、家庭としては結構厳しいと。そういう中で払っ

ている税金をぜひ有効に使ってくださいということと非常に関係がする内容だという具合に思っております。

それから3つ目、町としてですね、この施設が厄介物の先送りということに現実の問題としてなっているのではないのでしょうか。ぜひですね、最善の措置をし、早急に決定して対処すべきではないですかと、そういう具合に思っておりますので、これについてもお答えをいただきたいという具合に思います。

それから3つ目の質問ですが、人口減対策についてということについてですが、私昨年の12月の議会です、私の質問に対して回答の中からコンサルタントにですね、保田小跡の活用に関する業務委託等々をですね、行って、進めようとしております。それはそれとしてですね、人口減のところの部分的にとってみたら、考えてみたらですね、過疎の抑制の実現の方法としては、まず1つ、交流人口を拡大する。次は訪れた方ですね、コミュニケーションをよく図る。次は、観光案内等をしてですね、定住化へつなげていくと。そのために交流拠点をですね、設置する意味があると、その部分についてはですね、そのように考えております。保田小の具体的な活用のこの、人口減に対するですね、定住人口を増やそうということに対する具体的なストーリーは、そういうことだったという具合に思っております。ならばですね、この部分だけでも、要するに人が集まる所に対してですね、働きかけをして、定住化につなげるという働きは、必ずしも保田小学校の跡地ですね、都市交流のですね、都市交流の施設ができなくても、今人が集まる所があれば、そこでそれなりの役割を果たすですね、仕事というのはできるんじゃないかという具合に私は思っております。

それで、現在の道の駅で、その具体的事業は可能ではないでしょうか。で、それはまあ、いろいろ事情があると思えますけれども、我が町はですね、なにができたなら、こういう設備ができたなら、そういうのを計画しているからというそう、甘いことをですね、正直言っている実態ではない。御案内のとおり、人口減は千葉県1だというようなことを考えれば、できることをできる時にですね、少しでも、その効果が結びつくような働きをですね、やっていくこと、やっていくということが、取りあえずは必要なんじゃないかと、その先で、保田小にですね、そういう施設が仮にできて、そのようなことがコンサルタントから提案されるかわかりませんが、それがよい、良いものであれば、改めてそちらに移ればよい。現状できないものをですね、ないものに、ないものねだりをしたってしょうがないわけですから。できるところで、できるだけ努力をするというような配慮をぜひしていただきたい。そう考えていただいたらどうでしょうか。この人口減に対するもろもろの処置って言いますかね、進めようとしていることに対する行政のスピード感が非常にないという具合に考えております。

取りあえず以上で、1回目の質問を終わりますので、御回答いただきたいという具合に思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村豊）

はい、緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「町報きよなんの声のバトンタッチの行政に望むの意見をいかせ」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「この行政に望むことの意味を書いてもらっている目的は何か」についてでございますが、この連載は、幅広く町民の皆さんを紹介する試みとして、友達から友達へ声のネットワークを広げていくコーナーで、平成14年3月号の町報から掲載をしています。

町民お一人おひとりを紹介するに当たり、漠然とした内容とならないように、お尋ねする内容を3点お示しをして、その内容に沿った原稿をいただき、掲載をさせていただいております。したがって、御意見を書いていただいている本来の目的は、町民の皆さんを紹介する手法として用いているものでございます。

次に2点目、「この精一杯とも思える貴重な要望を、行政サイドは具体的にどのように集約、分析をし、政策につなげているのか」についてでございますが、質問の1点目でお答えしたとおり、町民の皆さんを御紹介させていただくことを掲載の主旨としておりましたことから、今日まで、この要望に関する集約・分析を行ったことはありませんが、私自身、貴重な意見として受け止めさせていただいております。なお、政策への反映につきましては、各職員が掲載された要望事項を踏まえ、担当する事務事業の参考としております。

今後は、町報の編集を担当する総務企画課において、要望事項の集約や分析を行い、各種計画策定や事務事業を推進する上での参考としていきたいと考えております。

また、行政に関わる要望事項に関しましては、それぞれの担当部署にて、要望された方々に適宜対応を行い、併せて行政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

次に3点目の「登場人物に地域の片寄りが大きく、行政の刊行物としては公平さに疑問を感じる。配慮の必要があると思うがどうか」についてでございますが、掲載の主旨から、結果的に地域の片寄りが生じることはやむを得ないことと思っております。さらに、登場人物の年齢構成にも偏重があるのも事実でございます。

この連載は、既に10年以上を経過しておりますので、新たな企画への変更について、検討するよう指示をしているところではありますが、現行の連載を引き続き行うこととなりましたら、議員の御指摘についても改善をしていく必要があると思っております。

2 件目の「勝山駅前元法務局事務所跡の施設放置に善処を」についてお答えをいたします。

御質問の 1 点目、「あの土地・建物はいつからどのような経緯で今どうなっているのか」についてであります。まず、千葉地方法務局鋸南出張所いわゆる旧法務局の建設から廃止までの経緯を申し上げます。旧法務局は昭和 55 年に建築されましたが、昭和 60 年代に入ると、法務省の方針により、全国の法務局が管理する情報のデータベース化とともに各施設の統廃合が推進をされ、安房地域においても鋸南・鴨川・千倉の各出張所が千葉地方法務局館山支局へ統合をされました。

土地は民有地で、町が仲介し借り受けていたものであります。平成 11 年の 3 月まで、およそ 18 年間にわたり使用され、旧法務局の建物は、取り壊される運びとなったところでもあります。

以上、旧法務局の経緯概要であります。当時鋸南病院では、医師用の官舎が不足をし、新たな官舎の確保が課題となっており、建物の 2 階部分は医師官舎として、1 階部分は医療用フィルムの保管庫として利用可能であったことから、町として千葉地方法務局に申し入れをし、平成 11 年 7 月病院会計において 43 万 4,000 円で買い受けたところでもあります。2 階部分は室内改修し、平成 12 年度から 14 年度まで医師の官舎として使用してまいりましたが、その後現在にいたるまで官舎として使用していない状況にあります。

次に 2 点目の「一部鋸南病院の書類の保存をしているとのことだが、この場所である必要があるのか。現状のあり方については誰がどのように検討した結果なのか。また、現在町に費用が発生しているのか。発生していれば無駄遣いではないのか」についてであります。建物の 1 階部分は一部倉庫として、医療用フィルムのほか、平成 21 年度に購入した新型インフルエンザ対策用のマスク・防護衣等、備蓄品を保管しております。土地につきましては、平成 11 年度から病院会計において、地権者から借り受け、現在に至っております。平成 24 年度においては、58 万 3,000 円の土地借上料を支出しております。

次に 3 点目、「町として厄介物の先送りとししないで、最善の措置を早急に決め、対処すべきと思うが」についてであります。当施設は保健福祉課において管理をしておりますが、施設を十分に活用できているとは言えない状況との認識は持っております。現在保管をしている備品等は他の施設での管理も可能であり、また今後、鋸南病院の医師官舎として活用する見込みもありませんので、現状から判断して、当施設の必要性は乏しくなっております。したがって、施設を取り壊し、さら地にして返すことも選択の一つと考えておりますが、駅前であるし、銀行に隣接した立地条件にありますので、地権者の意向等も踏まえながら、協議をしてみたいと考えております。

3 件目の人口減対策についてお答えいたします。

御質問の「現在の道の駅で具体的業務は可能ではないのか。それとも、既に現在の道の駅で定住化促進事業につながる業務を行っているのか」についてであります。議員御質問のとおり、町が過疎化を抑制するための方策は、交流人口の拡大を図り、定住化の促進につなげていくことでもあります。

現在の道の駅は、観光客の利便性と地場産業の育成を図る目的で、昭和 60 年に共用を開始した観光物産センターと、同時期に共用を開始した観光案内所、観光トイレ、そして中央公民館と菱川師宣記念館を関連施設として、平成 8 年 8 月に道の駅の認定を受け、現在まで運営を行っているところでございます。

道の駅に関する評価は種々さまざまではありますが、過疎化を抑制するための方策の内、交流人口の拡大に関しましては、観光物産センター、あるいは観光案内所、そして菱川師宣記念館において、観光集客の観点から、一定の成果を得ているものと認識をしております。しかしながら、定住促進の観点では、施設の成り立ちや規模、組織形態などの問題から、特別な成果は表れてはおりません。

また、他の道の駅のほとんどが、観光集客に特化した取り組みであると認識をしております。観光物産センターでは、農水産物や土産品、あるいは食堂などを販売業務として募集を行っており、店舗経営の採算を見出さなければなりません。入居者に不採算性の高い定住促進の取組みについて、協力を仰ぐことは非常に難しいことだと思っております。

今後は、町が直接運営する観光案内所や菱川師宣記念館、さらには計画を進めている交流拠点におきまして、情報の発信に努め、鋸南町を周知することで定住化に向けた取組みに努めていきたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方君。

○3番（緒方猛君）

一番上の質問でですね、再質問をさせていただきます。

連載が始まってから丸 11 年。行政に望むことということで書いてもらっています。今の御説明でですね、町民の紹介目的だけなんですよということだとか、要望の集約・分析は行ったことがないというようなことだとか、それから事務・業務の参考に使っているにすぎないというような答弁だったと思います。

そこで伺いますけれども、だとしたらですね、なにか良い、これまでのやり方です。ね、なにか良い参考とした具体例がありますかということをお尋ねしたいと思います。

御説明いただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

御質問のですね、御提言、あるいは町に対する思いということで、町報に掲載を、御意見を寄せていただいた方の中でのですね、具体的に採用したものがあつかう御主旨の御質問でございますけれども、例えば緒方議員が先ほどお配りいただきました資料、例えば結構幅広くですね、網羅的に載っている部分があると思います。

道路の整備でありますとか、子どもの遊び場、あるいは人口増に対する、人口減に対する問題、就業機会の場ですね、そういうものをつくっていく。非常に大きな課題の中で、町の総合対策の中にはですね、それらを含めた課題が、計画の中にも記載されていると思います。その中で、施策として具体的にやっているもの、道路で言えば道路の整備でありますとか、あるいはその交流人口拡大のための景観整備でありますとか、そういうようなものについては、御提言のこともございますけれども、既に基本計画の中で記載されている事項については、行政の中で、事務として、事業として実施をさせていただいているものと思っております。

○議長（中村豊）

はい、緒方君。

○3番（緒方猛君）

一般論的なですね、回答としてはですね、そういう回答になろうかと思ひます。

で、ぜひその中でのですね、折角の提案ですから、過去に私は提案制度もですね、この町で取り上げたらどうだということも提案したことがあります、小さな町ですから、新しい仕事を改めて追加することは、というような町長さんのお話で、提案制度はですね、新たに上げるということはしなかつたわけですが、ここでは、この町民のね、意見というのは、私は別な角度から見たら、行政に係ることをね、いろいろ言ってくれていると。それは聞きっぱなしじゃなくて、よく考えてみるとですね、一つひとつが僕は提案なんだと思うんですよ。で、そういう、この町民からのですね、政策に、行政に対するですね、貴重な提案とも思える要素を持っているわけですから、受ける行政サイドがですね、ちょっとまた硬いことになりますけど、仕事でのですね、PDCAをですね、上手に回してもらいたいと。これは今どうなっているかっていうとですね、基本的にはPとDだけなんですね。チェックとアクションがうまく回っていないという具合に私は評価します。

で、記事を書いている人はですね、最後にどういう具合に、この行だけです。このことだけについての書き方をしているかという、かくかくしかじかについてお願いをします。あるいは伺いたいと。なになににしたいと。こういうような書き方をしております。行政の要望がですね、言葉は悪いですけども、ガス抜きにならないよ

うにぜひ、対応していただきたい。で、仕事に対する考え方がですね、別な言い方をすると、デモンストレーションインフェクトになってしまっているのではないか。企画がですね、もっと言うならば、私は企画がちょっとプアでですね、それを11年も続けてしまっているという実態じゃないかという具合に思っております。で、一昨年12月、私議会でですね、この町に永住をするということを決めたのは、どういうことが最大のね、要素としてあって、この町に生活の拠点を持つように考えたんですかというアンケートをですね、比較的最近、この町に住むようになった人の意見を聞いてみました。

そのことは過去にですね、御報告させていただいたとおりです。

その際、それを聞かれた執行部のですね、これははっきり申し上げて、副町長さんから回答があったんですが、そのやり方について、原点に戻って、仕事をするのが大切だということを感じたという具合に言われました。私は多分その通りだと思うんです。で、その時にですね、意識改革の問題や、業務仕分け、よく言われますけれども業務仕分け、あるいはさらにはですね提案制度の話もしました。そういうことがありながら何年も何年も、これ的な仕事を続けてやっていると。改めて今回ですね、この質問をさせていただいて、このような仕事のやり方をですね、改めてどういう具合に感じているのかという具合にお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

同じ企画でですね、十何年、企画、乏しいのではないかというような御意見でありまして、担当も何代か変わるわけでございますけれども、なかなか新しいですね、企画、新記事というものを打ち出せないでいるのが実情でございますが、これについてはまた内部でですね、良い企画があるかどうか検討してまいりたいと思います。

その中で紙面上の都合もございまして、なかなかあの、全てその御意見を寄せてくれる方ですね、真意等も伝わらない点もあろうかと思っております。

ただ先ほど私答弁いたしまして、行政の中ではそういう御提案があった内容についてはやっていますよというようなお答えをさせていただきましたけれども、ただあの、今御質問の中でですね、やはりその、町民の方に対して直接返す、それに対しての回答と言うんですかね、全て具体的に回答をやれますというようなお話もできないわけでございますけれども、まあ、深堀してですね、その御意見に対して、アプローチするというような、ちょっとそういうスタンスが欠けていたと思っておりますので、その辺につきましてはまた反省いたしましてですね、改めて御提言に対して、もう少し行政としてですね、取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員。

○3番（緒方猛君）

私が一覧表にですね、3年2カ月分を、要望する内容をですね、見ていただきますと、希望者が、言った方ですね、全文を書いているわけではもちろんありませんが、かなり具体的なことをね、要望されている。これは、事務業務の中にですね、中で、それらもそしゃくして仕事をやっているよと言うだけでは、私は済まない話だという具合に思っております。もっと具体的な仕事のやり方があって、アウトプットがあって、で、具体的な当人にも回答がいくというところまでいかなければ仕事としてまわっているという具合には私には理解できません。

それから、要するに仕事の在り方としてですね、ルーチンワーク的な仕事は、これは法律だとか条例で決まっているから行政の方はやらざるを得ません。だけど、それ以外ですね、イレギュラーな仕事、これも例えばイレギュラーな仕事なんです。それをどういう具合に処理していくかっていうのはとても難しい話なんです。で、その仕事をうまく取りまとめていくというのは、それが、PDCAが本当に回るようにですね、やっていくっていうのは、私は上司だとかトップがですね、それをどうやらせるかということにかかっているんだと思うんです。10年間もほったらかしてですね、このような仕事のやり方を今後はしないでいただきたいという具合に改めて思います。

次にいきます。

法務局の跡の問題についてです。

これのですね、土地と建物の経緯は先ほどの御説明でよくわかりました。ようは平成15年以降ですね、有効な利用はされてはいないというのが正直なところだろうと思います。で、この件はですね、鋸南病院の担当の方ともですね、数日前に話を聞きました。ところが病院の方もですね、あそこには我々はもう5年以上行ったことがないと。今病院に必要なものは入っていませんよということと同時に保健福祉課の課長さんともですね、昨日あの中を見てみました。フィルムだとかですね、いろんなものがあります。だけど、いずれも置いとかなければならない、今後とも使うんだというものはほとんどないと言っても過言ではないという具合に思っております。で、そんな施設にですね、町の負担は平成24年度、地代として58万3,000円ですか、を払ったということになっておりますが、官舎として使用しなくなった平成14年度以降、経費を含め、総額いくらのですね、費用が発生しているんでしょうか。お答えください。

○議長（中村豊）

はい、前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

ただいまの平成14年度以降、旧官舎、旧法務局支出がどのくらいかということでございますけれども、690万ほどでございます。

これは地代のみの関係の合計額でございます。

○議長（中村豊）

はい、緒方君再質問。

○3番（緒方猛君）

わかりました。

690万円。

まあ、このほかにですね、話によると、草ボウボウにするわけにはいかないから年2回か3回ですね、何人かが出かけて行って草を刈るとか、そういう人件費等々が、経費がですね、かかっているんだろーと思います。だけどですね、先ほどの初めですね、町民の行政に望むことというような中で、介護をしながら家計を支えですね、なおかつ税金を払っている。それを無駄遣いしないでくださいよというようなことから考えたらですね、今これは本当に、そう目的のないものをですね、延々として使っていると、使っているじゃない、延々として所持していると。だけどそんなに、もう32年、築32年になりますけれども、今さらですね、地域ですね、例えば図書館だとか地域サロンだとか、ボランティアの学習塾だとかね、そういう前向きなもので使える要素があるんだったら、私はぜひ、そういう具合にさせていただきたいという具合には思うものの、それが果たしてうまくなじむかなという具合に考えた時にですね、これもなかなかそれぞれの部落にはコミセンっていうのがありますから、難しい話になるんじゃないかなと。だとすると、先ほどの地主さんにですね、話をいろいろして、さら地にしてですね、お返しをするという選択肢も一つありますよと。その他地域の方だとかいろんな方に話をしてですね、有効な活用方法もあるかもわからないという具合にまあ、広げるわけですがけれども、あまり広げてですね、これまた、今までのなかなか結論出なかったという延長線になってしまうんじゃないかと、僕は早くこれは結論を出してですね、月に約60万円も、あ、年に60万もかかっているわけですから、いずれは、返す時にはさら地にして返すということなんだろうと思いますね。だったら、これはもう政治決断だと思うんですよ。で、職員さんにですね、いつまでもそんな無駄遣いしていてどうするんだという具合に言ってもはじまらないわけで、ぜひ町長さんが早くですね、行政のトップとしての意思決定をされて無駄がいつまでも発生しないようにと、それが、私がさっきから言っているですね、厄介ものの先送りをしないということをお早くしてくださいということにつながるわけです。ぜひこの点についての考えを改めてお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

地代としてお支払いしていることが無駄だということを、御指摘でございますけれども、この土地を恐らくですね、お借りをした経緯があろうかと思しますので、先ほど答

弁の中でもお話をさせていただきましたが、地権者の方とですね、十分協議をさせていただいて、そしてさら地にするということも一つの選択肢だと思いますので、地権者の方の御理解をですね、いただけるか、いただけないか。その辺をですね、確認をさせていただきたいと思います。いずれにしても、この土地をお借りをした経緯があるでしょうから、その地権者の方の御意向がどういう意向をもっておられるか、そのことをですね、確認をまずさせていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員。

○3番（緒方猛君）

確かに借りている相手はですね、相手さんはお寺さんという具合に伺っております。回答でもそうなっています。で、さら地で借りてですね、さら地に返してあげるのですね、その、地主さんとのですね、話し合いをしなければならんというのが私にはよく理解できないんです。さら地で借りたわけですから、さら地にして返すことはですね、ごく当然のことでありましてね。このまま取ってくれっていうんじゃ、それは嫌だということになるんでしょうけれども、いつまでたたって、結局最後は壊す費用っていうのはですね、もう32年もたっているわけですから発生します。その間は本当に有効活用ができなかったら58万円ずつかかっていくわけですよ。これは、私は無駄遣いだと思いますよ。だから10年も本当は決めれば、決める時期はあったんだと思いますけれども、結果的にここまで来ちゃったということであればですね、この先またずるずる先延ばしをしないということの意思決定は、僕は政治的な意思決定だと思います。

ぜひ、いつかはかかる費用ですから、早めに処理をして、それで身軽にしていくというのがわが町の今のあるべき姿じゃないかと思いますが、もう1回御回答ください。

○議長（中村豊）

白石町長。

○町長（白石治和君）

これはあの、民民の話であればさら地でお借りをしてですね、そこに建物を建ててというような話もあるかと思いますが、民民の話であってもですね、そこにこういうものを建てるから貸してくださいというようなこともあるわけでありますので、特に我々は行政ですから、その地権者の方も町民の方ですから、その辺のことはですね、十分協議をさせていただいて、御理解をしていただいた中で判断をしていくということだろうと思います。それが行政の役割だと思います。

緒方議員さんのおっしゃられるですね、さら地にして返してしまえということだけでは、それでは行政は成り立たないとそう思っております。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員再質問。

○3番（緒方猛君）

町長さんのおっしゃることは、まあわかったとしてですね、理解したとして、それは可及的速やかに私はやっていただきたいという具合に思いますけれども、どういうリードタイムをお考えでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

定例議会終了してですね、内部で話を詰めてですね、早急に地権者の方とお話しをさせていただきたいと思いますが、これはあの相手方がですね、お寺さんでありますから、お寺さんのいろんな組織もあろうかと思いますが、個人ですね、方と折衝するのはちょっとわけが違うと、そう思いますから、多少時間をいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員再質問。

○3番（緒方猛君）

100歩譲って、今の町長さんのお話をですね、了とします。

ただし、その交渉過程については、できるだけ我々にですね、情報がわかるように開示をしていただきたいという具合に思います。

それでは3つ目のですね、人口減の問題にちょっとだけ入らせてもらいます。

あと時間が5分しかありませんので、その範囲でやります。

今のあの、人口減の私の質問に対する回答はですね、大体こういうことだったんじゃないかなと思います。今の道の駅の関連ですね、道の駅だけじゃなくて物産展もあれば師宣記念館もあると。そういうところに対する、そういうことが、を含めたですね、交流人口の拡大っていうのは、一定の効果が、成果が出ていると、あるよという具合に思っていますということと、施設の成り立ちからですね、定住化促進事業を行うことについては適当じゃないと。それから今の入居者に採算性の悪い、定住促進の協力を依頼することはなかなか難しいと。今後はこの道の駅関連で情報発信に努め、定住化に少しでもですね、役立つように情報発信をして、さらになんて言いますかね、人が集まるような努力をしますよということだったと思います。

そこで改めて伺うわけですが、私はですね、ちょっと違った考え方を持っています。これはですね、どういうことかと言うと、道の駅に来る人と、それから定住化を求めて、この町に住もうかなと、私がそうだったんですけどね、そういう考え方を持っている人とはですね、道の駅に来る人と、そういう考え方、定住先を探し求めている人とのですね、客層って言いますかね、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんです。道の駅は、道の駅で買い物をするとかね、ごくなんて言いますかね、観光情報を得るとか、というような形でまあ来ると。今の道の駅の方に、あそこにいる事務員に私何回か聞い

たことあります。この町に住もうとすれば、どういうなんか、ルートがあるのかなというような話をね、されるお客さんがありますかという具合に聞いてみるのが時々あるんですが、全くありませんというのが答えです。

それはさて置いてですね、保田小学校の跡のですね、都市交流施設についても、まずは交流人口を拡大して、それから定住化へなにかつなげていこうという考え方であることにはあまり違いがないんじゃないかと思うんですね。だとしたら、あれが駄目だこれが駄目だとかですね、そんなことをあんまり、その選ぶって言いますかね、余裕がね、余裕を、余裕なことを言えるわが町の人口減って言いますかね、あるいは定住者を増やさなきゃならんということの、そんなに甘い状態じゃないという具合に思うんですね、だからできることはなんでもあれば、その役割をですね、することをまずは知恵を出して見て、みると。そのことが必要なんじゃないかと思うんです。次までなんか待とう、次までなんか待とう、って言ったら結局いつになったらなにができるんですか。じゃあ本当に保田小学校の跡地ができたらですね、定住化につながる、そういう活動ができてくるんですか。私はちょっと違うんじゃないかと思っているんです。で、もう時間がなからちょっと言いますけれども、私もあっちこっち調べているんですが、大分の方からこのですね、千葉の中でも一番端的なのを言います。

御宿の町があります。御宿の町は過去 40 年でですね、たった 8 %しか人口が減っていません。わが町は 5 年で 8 %減っています。御宿は 40 年で 8 %減です。それは政府のいろんな問題もあります。だけど、東京からですね、移住希望者を東京でも募っちゃう。それでその人たちだけをバスで連れて来る。で、御宿をいろいろ PR して、住んでもらえるような話にしている。そういうのも一つの選択肢だと思うんですね。だからもっといろんな形の知恵を出してもらいたいという具合に思うんですがいかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

御質問のですね、人口減、定住化増に向けてというものは非常に難しい問題だと思っております。それで現在の道の駅につきましてもですね、道の駅の設置と言いますか、認可の主旨から言ってもメインとしてはその、地域の、観光集客というようなことの目的が多かったと思います。

それで採算の合わない、定住化の事業はできないっていうことは、施設的にあの規模の中ではですね、なかなか限られた業務しかできないであろうということが一つございます。

それで、今回保田小跡地の活用の問題もありますけれども、もう少し、例えばその定住化を希望する方に対するサポート業務でありますとか、あるいはその今議員がおっしゃったようなところまで、勧誘までできるかどうかわかりませんが、情報発信の

部分です、非常に町が遅れているというようなこともございます。それらを総合的に勘案した中では、その、交流人口の増、それがひいて言えば、人口増にですね、定住化につながっていくような施策については総合的な検討の中で考えていきたいとこのように思っております。

[ベルが鳴る]

○議長（中村豊）

はい、以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで、午後2時45分まで休憩します。

…………… 休 憩 ・ 1 4 時 3 5 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 4 時 4 5 分 ……………

◎一般質問

◎4番 鈴木辰也君

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

4番 鈴木辰也君。

[ベルが鳴る]

○4番（鈴木辰也君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、教育施設についてと町防災対策についての2点質問させていただきます。

1点目は、教育施設について質問します。教育施設等の再編の結果、平成26年4月より、保育所・幼稚園・小学校・中学校各1校となります。教育施設等の将来構想で示されている再編計画は、ほぼ計画通りに進んでいると思います。今後は幼稚園舎を保育所施設に増設し、幼保一元化施設に移行すること、学童保育所の施設・運営についての課題が残ります。これからの計画についてお伺いいたします。

2点目は、町防災対策について質問します。

平成24年6月議会で、町・学校・地域との防災対策の連携について質問をしました。9カ月がたち、町・学校・地域の連携についてどのような協議がされ、対応をしたのかお伺いします。

これで、1回目の質問は終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（中村豊）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「教育施設について」お答えをいたします。

町では、少子化が進展をしている状況において、学校教育や保育の中で子どもたちがのびのびと健やかに成長をし、充実をした学校生活を送れるよう、教育施設の環境整備を図ってまいりました。また、町民の皆様の御理解と御協力をいただく中で、教育施設の再編計画に基づき、教育施設の再編に取り組んでおります。

これまでに、平成7年度には第一中学校と第二中学校、平成20年度には佐久間小学校と勝山小学校、保田保育所と勝山保育所、平成21年度には保田幼稚園と勝山幼稚園を統合。そして、平成26年4月からは保田小学校と勝山小学校が統合いたしますので、保育所・幼稚園・小学校及び中学校まで各施設が一つとなります。

御質問の1点目の「幼保一元化施設に移行すること」についてであります。幼保一元化施設については、鋸南町総合計画の新しい教育・保育体制づくりの中で、減少傾向である出生数、施設の連携、さらには効果的な施設の運営を考慮し、就業と子育てを両立させる保育と幼児教育を一体的に提供する、幼保一元化施設の整備を進める計画となっております。保育所につきましては、建設時に議会の皆さんと御協議をいただき、将来の幼保一元化を見据えた建設位置とし、遊戯室の拡張が可能な設計としております。今後は、保育所と幼稚園の機能を融合をした活用や、小学校との連携強化を図る上で保育所敷地に集約することを進め、幼稚園の建設にあたっては町財政を考慮をした中で対応してまいります。

なお、現在、保育所敷地内には旧勝山幼稚園施設を利用をして、勝山学童保育所を運営しておりますので、幼保一元化施設に移行するには、学童保育所の移設が不可欠でありますので、併せて検討をしていかなければならないわけであります。

次に2点目の「学童保育所の施設運営について」であります。学童保育は、子育て支援であるとともに、放課後における子どもたちの健全育成を目的としています。鋸南町の学童保育所は、昼間保護者がいない家庭の幼稚園児及び小学校児童に、平日の放課後や土曜日及び長期休業日などにおいて、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るために設置をしたもので、現在、学校の余裕教室や空き施設を活用をして、保田学童保育所と勝山学童保育所の2カ所を公設公営で行っています。

本来、学童保育所は小学生を対象として行なう施設でありますので、平成26年4月の

小学校統合時には保田学童保育所を廃止し、勝山学童保育所を鋸南学童保育所としていく方針であります。なお、勝山学童保育所は、現在二部屋を利用しておりますが、保田学童保育所との統合時により人数も増えますので、3部屋の利用を考えています。

3件目の「町防災対策について」お答えいたします。

議員御質問の「平成24年6月議会で、町・学校・地域との防災対策の連携について質問をしたが、9カ月が経ち、町・学校・地域の連携についてどのような協議がされ、対応をしたのか」であります。学校と地域との防災対策の連携については、平成24年6月議会で、答弁をさせていただきました。今回の御質問である避難所の運営について、町と学校そして、地域の方々との連携についてどのような協議、対応をしたのかであります。毎年、鋸南町総合防災訓練を実施するに当たり、各学校・各区長さん及び関係者の方々と訓練内容について、協議をさせていただき、実施をしておりますが、避難所運営の連携については、今後検討をしていかななくてはならないと考えております。現在、町が指定している避難場所については、広域避難場所として、8カ所、一時避難場所として22カ所の計30カ所でございます。

町が指定している避難場所には、公共施設である学校等。また、各地域所有の集会施設等となっております。避難所の開設は、鋸南町防災計画に基づき、災害対策本部長が避難所の開設が必要であると認めた時に、安全性を調査をし、安全を確認した後、開設することとなっております。町が開設する避難所は第2次避難場所の施設とし、津波の危険性や施設の安全性及び避難者の規模等により、臨機応変に施設を開設することになっていきます。

避難所の管理・運営について行政の役割としては、防災関係機関への情報伝達及び連絡調整、避難所施設の安全点検、避難所の設営及び避難者の受入れ、避難者名簿の作成等であります。例えば、広域避難場所である学校を避難所として開設する場合の学校との連携についてであります。平常時であれば、学校長は避難所を開設することを職員に周知し、児童生徒等の安全確保、また避難者の受入体制等について、先に述べたことに対して、行政と連携し、避難所の管理・運営を行うこととなります。

また、学校に教職員が不在の場合、特に夜間・休日等の場合は、役場職員が避難所の開設ができる体制をとっております。

平成24年10月14日実施いたしました鋸南町総合防災訓練では、災害対策本部を役場に設置し、鋸南町議会、安房郡市消防本部鋸南分署及び鋸南町消防関係者の御協力をいただいた中で実施をさせていただき、全町民を対象とした津波及び土砂災害を想定した避難訓練を実施したところであります。役場職員及び教職員については、各広域避難所への参集訓練を行い、災害対策本部の指示により、避難施設の開放、避難者の受入れ及び、人員報告の訓練を実施いたしました。学校施設を避難所として開放する場合の教職員の役割、そして行政の役割等、細かい点については、今後、教育委員会・教職員と

具体的な話し合いをさせていただきたいと思っております。

また、学校施設に限らず、他の広域避難所を開設する場合においても、地域の方々の御協力をいただかなければなりません。そのためには、行政委員である区長さん、さらには区の役員さん方と連携をし、行政の役割、地元役員さんの役割等について、話し合いの場を設けさせていただき、広域避難所として円滑な運営に努めなければならないと思っております。

これらのことを踏まえ、町・学校・地域との連携を図りながら、防災対策に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

答弁の中で、計画通りに進んでいきますと、平成26年の4月に小学校が統合し、鋸南幼稚園だけになります。幼稚園は、安全面を考えると、小学校に隣接している方がいいという、かつてそういう意見もありました。今までは保田小学校とインターホン等をつないで緊急時の対処をしているとのことでしたけども、保田小学校がなくなった場合には、今度は給食センターとインターホン等をつなぐという考えだということをお伺いいたしました。このことについては変わりはないのでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、教育課長菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

教育委員会といたしましてはですね、給食センターはそのまま残りますので、幼稚園と給食センターをインターホンをつないでですね、安全、連携を図っていきたいと考えております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

そういうことであれば、今後、給食センターとどのような連携訓練を行なっていくか考えていかなければならないと思いますけども、今現在どのような計画があるか、あればお答え願いたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、教育課長、菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

今現在は、まずですね、給食センターとインターホンをつないで連携を図るというこ

とをまず第一に考えておりました、あとは給食センターと幼稚園の先生が心配しているのは、やはり男手がないということでございますので、給食センターにおいて男性の職員が配置されておりますので、連携を図るということになろうかと思っております。細かい内容につきましてはまだ詳細については詰めていないということが現状でございます。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。再質問。

○4番（鈴木辰也君）

できれば、幼稚園が動くのは年限が決まっておりますので、早急に対応していただきたいと思います。

○町長（白石治和君）

幼稚園のですね、現在の鋸南幼稚園の施設は結構新しいものですから、先ほどの緒方議員さんのお話の中にも無駄をといるお話もありました。新しいものであれば使うことも可能だと、そう判断の中ではあります。給食センターが隣にございますので、そことの連携、そしてもう1点はですね、「すこやか」が割合とすぐ近くでございますので、給食センターと「すこやか」の保健福祉課と連携ができるような形を整えてまいりたいとそう考えています。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひ、早急にそういうような対策をとっていただきたいと思います。

まあ、鋸南幼稚園の土地は借地です。また、幼稚園が、施設は幼稚園だけになってしまふ、今も言いましたけども、町長の答弁の中で、町財政を考慮した上で、幼稚園の建設については対応していくということでした。ただ、鋸南町過疎地域自立促進計画では、平成27年度建設の計画となっております。また、鋸南町の総合計画においても平成27年度を目標とうたわれております。今後、いろいろな状況もあろうかと思っておりますけども、計画通り進んでいくのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、白石君。

○町長（白石治和君）

これは当然計画をつくってあるわけでありますから、計画通り進んでいくつもりでありますけども、その時の財政状況で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君再質問。

○4番（鈴木辰也君）

今の財政状況を見ますと、町長の判断としては計画通り進めそうかどうかいかがでし

ようか。

○議長（中村豊）

はい、白石君。

○町長（白石治和君）

これは非常に微妙な部分がございますから、そして現在でも計画通りになっている状況はですね、勝山小学校に校舎棟をですね、つくるかつくらないかということの判断の中であの校舎棟をつくることにした判断が現在の計画通りということになっているわけでありまして。時代の変化と言いますかね、それを捉えながら状況を判断しながらですね、それを決断していかなければならないとそう思っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

それでは学童保育所についてお伺いします。学童保育は小学校が統合になりますと、鋸南学童として今現在勝山学童が行われております旧勝山幼稚園の園舎を使って学童保育をやるという答弁がありました。

この旧勝山幼稚園の園舎は昭和33年に建てられた園舎です。屋根を瓦から波板に変更したとの答弁を以前いただきましたが、それにしても私は古い建物であると思っております。もし、地震等が発災した時に子どもの安全が守られるか私は不安があります。この点、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

確かにですね、不安は確かにあるということは否めません。そしてまたもう1点はですね、先ほどからいろいろお話の中でですね、ダンプのお話もございますので、ダンプが、かなり台数が走るということであれば、あそこのところはですね、すぐに建てることがかいかななものかという懸念も私は持っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

私はですね、そこに幼稚園の園舎を建てるのではなくて、旧勝山幼稚園の園舎を使って学童保育をやるのが心配であるということで、まあ財政状況を見て幼稚園の建設の方は考えるということですけども、それとは切り離して学童保育の方をできれば考えていただきたい。

そうしますと、学童保育の園舎は小学校の将来像をつくった時に、勝山小学校の敷地内に建設するという、これもまあ計画ですけれども、なっております。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

多分ですね、恐らく学童保育のスタート時はですね、それぞれの学校の施設を利用したのスタートだったと思います。結果的にですね、それは基本的な部分でございまして、がしかし、それぞれの学校がですね、その使える施設としてですね、余裕教室等があればそれは使えますけれども、使えないとすればですね、これは新しい鋸南小学校の敷地の中に考えるか、またいずれかの方法をとらなければいけないわけでありますので、それはその時にですね、きちっとした形に整えて、学童保育ができるような施設にしたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君再質問。

○4番（鈴木辰也君）

平成26年の4月に一緒になりますと、勝山小学校の教室棟の空き教室は多分ないと思います。そうしますと、今の旧、今行っている旧勝山幼稚園の園舎を使ってやるか。新たに建設するか。どちらかしかないと思うんですね。そうしますと、先ほどから私が言っているのは、古い園舎で学童保育をやるということについて、非常に不安があるので、まあ、計画通り、学童保育の建物だけでも、先に空き教室がないのであれば建てることにならないかどうか。なるかどうかですね。もう一度町長のお考えをお伺いしたいと思っています。

○議長（中村豊）

はい、白石君。

○町長（白石治和君）

それはもう、十分に検討させていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

検討していただくのはそうなんですけれども、平成25年度の当初予算には学童保育の建設の、設計建設という予算は計上されませんでした。そうしますと、26年度には、統合された時には、まず、間に合わないのではないかなと思います。その間、旧幼稚園の園舎を使っただけの学童をやるということであれば、非常に私はそこに不安を覚えるわけですので、できる限り早急にですね、対処をしていただきたい、そう思います。

それでは、次にですね、町の防災対策について質問いたします。

東北復興新聞という新聞がありまして、その記事なんですけど、ちょっと読ませてい

たきます。「震災後に避難所となった地域の学校は避難施設としての建物の役割と、被災者の誘導・案内など、運営の役割の双方が求められた。これらの役割が順調に機能した学校と、そうでない学校にある特徴が見られることがわかった。それは、普段から地域との連携がとれている学校は避難所運営の自治化に大きな混乱がなかった」というものです。この調査を実施した、文部科学省の長田さんは「地域住民がボランティアとして学校を支援するための組織づくりを行う、学校支援本部に積極的に取り組んでいた学校は、学校と地域住民とのつながりが強く、結果として避難所運営の自治化がスムーズに進んだようです。また、日常的に学校支援にかかわっていたボランティアからも、お互いの名前を呼び合える関係の中では互いに必要と配慮がわかっているの、住民同士や先生とのチームが組みやすかったという声があったという。学校と地域の顔の見える関係によって、自然な役割分担やルールづくりが進められ、それらが避難所運営の質に影響を与えたようだ。また、学校の地域づくりの、地域の絆づくりについて、学校と地域が支え合う仕組みは、発災し、混乱した状態から築くには無理があります。普段から紡いできた絆こそ、危機的な場面で生きるのです。人間関係の構築ですから、顔の見える関係、名前を呼び合える関係、支え合える関係と、しっかりと段階を踏むことが大切ではないでしょうか」と語っております。

こんな記事なのですが、鋸南町にも学校支援本部が設置されていた時期がありました。今現在は、残念ながらその組織はないんですけれども、私はこういう組織ではなくてですね、学校・地域・町、それが連携をとって初めてそういう避難所の運営もスムーズにいくのではないかとこのように考えております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

学校の支援本部、ボランティアということは、ちょっと私は、ちょっとお答えするものを持ち合わせておりませんので、通常ですね、避難場所の管理運営につきましては、町の防災計画の中でですね、当然災害対策本部長が設置をして、命を受けて職員が、現場と言いますか、避難所の開設等に当たるわけです。

当然その中でですね、当然管理運営というところの話でございますけれども、その計画では、避難所は避難者が自主的に管理運営をするというような形になっております。そのような、一応決めごとではあるんですけれども、それが実際、例えば具体的なことで、含めた話し合いあるいは協議をされているかと言いますと、ちょっと残念ながら、そこまでの協議はなされていません。

町が今行っている防災避難訓練の話をしますと、これ、一つにはですね、職員数もかなり減少しております。その中で果たして非常事態にですね、職員がその場に参集できるのかどうかというようなことの訓練。また、地域の住民の皆様にとってはこれは繰り返し

返しになりますけれども、日頃からですね、避難経路の確認。それから避難場所への避難ですね。とにかく安全な所に逃げていただくということが、まず一義的に行っております。その中で、避難所の初期の訓練になろうかと思っておりますけれども、町がその避難場所を開設して、例えば通信訓練をする。避難所の管理運営、秩序を維持ということの中では、地元ですね、区長さん、役員さんを中心とした中で、避難者の確認ですね、等までを行っております。訓練の時間的な都合もありますので、避難訓練の中では、そこまでしか現在行っておりませんが、今後はですね、いろんな場面を想定した中で、協力してできる体制。もちろん学校も含めてですけれども、やっていきたいと思っております。その中で、顔の見える関係というんですかね、そういうような日頃からのそういうことが大切ではないかということでございます。またどのような形で含めてですね、そういう体制が取れるか、どういう組織立てと言いますか、運営形態ができるかということについては、今後のですね、課題として、また検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

私は課長のおっしゃったようにやっていただくのも一つだと思います。

ただその、そういう場をつくるということがですね、あの、鋸南町の住民の方も意識も変えていただかなければいけない点もあります。それはどういうふうに意識が変わるかという、とにかくそこに対して意識的に問題意識を町民の方にも持っていただくということが、私は非常に大切ではないかなと思っております。

ですから、行政でやる避難所でやる仕事、まあそこに行った時に地域住民の人たちがやる仕事。また学校であれば先生たちの受け持つ仕事はそれぞれその場所に応じてあるかもしれませんが、その前段としてですね、とにかくそういうきっかけ、話をする場をつくっていただいて、その意識をですね、変えるということが私は一番大事だと思っております。

まあ、町の方でも備蓄庫とか、備蓄品とか、大分設置をされて、整ってきておりますので、今度はソフトの面においてもですね、そういう町が主導で最初はですね、きっかけをつくっていただいて、私はそれに町民の人たちが自主的にね、参加をして、意識が変わっていく。その町民の人全員の意識が変われば、この鋸南町は本当に災害に強い町に、私はなると思っていますので、ぜひその先頭を切ってですね、きっかけを町でつくっていただきたい。そういう話し合いの場を設けていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

このことはですね、鈴木議員おっしゃられる前々からですね、これは検討をしている中でですね、毎年毎年避難訓練をですね、町民全員の方に参加をしていただいて、この何年かはやっていただいておりますので、私はですね、図上訓練をですね、避難所を開設をするということの、図上訓練をですね、来年度これを取り組んでみたいということをお前々から思っておりましたので、当然図上でですね、例えば勝山小学校を避難所とした場合にですよ、いろいろな課題が出てくるわけですから、それを、一つひとつチェックをしながらやると。実際の形をもってやるということが、重要なことだと思いますので、これはぜひですね、来年度取り組ませていただきたいとそう思っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひですね、そういう場を設けていただいて、積極的にですね、鋸南町が災害に強い町になるように取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、鈴木辰也君の質問を終了します。

次に小藤田一幸君の質問を許します。

質問席をお願いします。

[2番 小藤田一幸君 登壇]

◎一般質問

◎2番 小藤田 一幸 君

○議長（中村豊）

次に、小藤田一幸君の質問を許します。

2番 小藤田一幸君。

[ベルが鳴る]

○2番（小藤田一幸君）

それでは1つ質問をさせていただきます。

保田小学校跡地利用は直売所より高齢者福祉施設をとということで、質問をいたします。理由を説明します。

2月の21日総務委員会、そしてその次の日の全協で町から保田小学校跡地の利用について説明がありました。保田小学校の跡地利用は、鋸南町規模の公共団体では大変大き

なプロジェクトだと、プロジェクトだと認識をしています。そのような重要な開発なのに、いきなり9億9,000万円。ちょっと訂正します。都市交流施設を整備したいとの提案でありました。

私は、町民に十分な説明がないまま唐突に出されたことに驚いています。

鋸南町は若い人の就職先が少なく、人口は減少し、少子高齢化が進んでいます。9年後には65歳以上の割合が半数を超え、限界集落となりますが、耐震化、大規模改修が済んだ保田小学校校舎・跡地を雇用創出事業や介護、介護事業に活用できないかと思い提案します。

そこで、4点質問をします。

1点目、町長がコンサルタントにどのようなことを指示してプランを立てさせたのか。2点目、コンサルタントが提示した直売所の案はどのようなものか。3点目、保田小学校校舎・跡地を雇用創出につながる施設、括弧介護施設等に活用できないか。4点目、65歳以上の独居老人数の推移は。また30人規模の介護施設をつくった時に鋸南町の介護保険料はどうなるか。

以上です。

答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中村豊）

はい、小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

「保田小学校跡地利用は、直売所より高齢者福祉施設を」についてお答えをいたします。

御質問の1点目の「町長がコンサルタントにどのようなことを指示してプランを立てさせたのか」についてであります。本年度発注をしております基本調査業務は、都市交流施設としての基本構想等の検討業務であり、施設の有効活用を行う上での、事業コンセプトなどの明確化を成果として求めています。

今回の業務を遂行する上で、町側の意見等を一元化するため検討委員会を設置して、コンサルタント業者との協議を進めてまいりました。私は検討委員ではありませんが、ほとんどの会議に出席をさせていただき、加えて、業者からのヒアリング等にも応じていたところであります。

その中で私から指示した事項につきましては、昨年12月の定例議会における小藤田議員一般質問の答弁と同様となりますが、次のようにお伝えをしています。

1つ目は、南房総のエリアでランドマークとなるような施設を目指してほしいこと。

2つ目は、町民の皆様が収益を上げ、継続的に取り組める活動の場とすること。特に、高齢者の方々がかわられる施設が望ましいこと。3つ目は、町の役割を使用者との賃貸や施設全体の管理に限定し、直営での収益事業などは行わないこと。4つ目は、交流人口の拡大を主眼とした施設とするとともに、今後の定住化につながるような活用を検討してほしいこと。

以上が、コンサルタント業者にお示しした主な町側の意向・要望事項でございます。

次に2点目の「コンサルタントが提示した直売所の案はどのようなものか」についてですが、本年度の委託業務では、基本コンセプトを構築していくことが主な目的でありまして、直売所などの具体案につきましては、今後の委託業務の中で検討がなされることとなります。

直売所に関しましては、本年度の業務の中で、鋸南町における直売所の可能性を探るため、各地の直売所設立に携わっておられる専門のコンサルタントを招へいして検討を行いました。この方は、地元農家の方々とともに、売り上げ10億円の直売所の管理運営を手掛けた方で、直売所に関する多くの著書も執筆をしておられます。この調査業務の期間内で、有名なレストラン料理長を帯同して、数回鋸南町に出向いていただき、農産物の栽培状況や生産者の方々へのインタビューなども行っていただきました。このインタビューでは、野菜の生産技術が高いことや、花や果物についても直売できる可能性が高いことが判りました。また、流通について課題があり、利益率を高めるための手法を検討する必要があるとの指摘を受けたところでもあります。また、保田小学校につきましては、道路に面していることや、東京都心から1時間程度の距離にあるなどの理由から、直売所として十分な可能性があること、直売所を全面に設置させるとともに、他の地域の失敗事例から、十分な初期投資による整備が必要であるとの意見をいただきました。

全国的な例として、地域の農業出荷額の10%が直売所で売ることが可能とのことであり、鋸南町に置き換えますと、町全体で7億円程度の出荷額がありますので、その10%に当たる7,000万円程度が年間売り上げの目安になるのではとのことです。

また、多くの直売所で見られる、品物を売るだけの形態は長続きしないこと、持続可能な運営を行うには、生産者の技術を高めていくこと、さらには地域の食材を活用した飲食との連携を図ることが重要であるとの提案をいただきました。

この専門家の意見では、直売所を成功させるための手法で最も重要なことは、事前の準備だとしています。地元生産者の情報収集、組織を立ち上げるためのリーダーの育成など、真面目に取り組むことで、手堅いビジネスとなり、地域への経済波及効果も図れるとのことでもあります。

このようなことから、先進事例の視察や直売所の勉強会の定期的な開催、設立や運営に向けた合意形成のための協議会立ち上げなど、建物の改修に先駆け、直売所の運営体制の構築、人材育成に向けた取り組みを早期に実施をする必要があると認識をした次第

であります。

冒頭申し上げましたとおり、直売所に関する具体的な事業計画は、次年度以降に検討することとなります。地域の生産者や専門家の意見を伺う中で、持続可能で地域に経済効果が図られる直売所の形態を検討してまいりたいと存じます。

また、来館する方々への直接販売のほか、店舗内での食材としての利用、あるいは消費者や飲食業者への直送。さらには高齢者向け宅配サービスや食品加工の拠点としての役割など、交流施設を活用した地場製品の可能性を追求していきたいと考えております。

次に3点目の「保田小学校校舎・跡地を雇用創出につながる介護施設等に活用できないか」についてであります。この御質問並びに4点目の御質問につきましては、昨年12月の定例議会におきまして、答弁をさせていただいております。同様の答弁内容となりますので御了承願います。

高齢化の進む本町においては、今後も介護福祉施設の需要は高く、雇用の創出も見込める施設であると認識しております。全国的には、わずか全体の0.9%あまりではありますが、廃校後の施設を介護福祉施設として活用している事例も見受けられます。

施設の運営は民間に委ね、町の果たすべき役割は介護予防の推進、あるいは施設介護から在宅への支援などを行っていくべきだと考えております。

保田小学校の跡地は、立地や規模などの面から、地域の皆様や観光・商工業を営む方々からも大きな期待が寄せられた施設であります。また、交流拠点施設として整備することによって、元気な高齢者が生きがいを持って活躍できる場として活用が期待され、介護予防にも大きく寄与するものと考えております。したがって、町の総合計画にのっとり、保田小学校の施設・跡地は、交流拠点としての活用を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、「65歳以上の独居老人数の推移は。また30人規模の介護施設をつくった時に鋸南町の介護保険料はどうなるか」についてであります。住民基本台帳による独居老人数、いわゆる65歳以上の一人世帯数は、昨年4月1日現在、790世帯となっております。平成16年に416世帯、平成20年に674世帯、平成23年には733世帯と増え、この8年間で1.9倍に増加しております。この数には、町内の特別養護老人ホームに入所されている方も含まれておりますが、昨年4月現在、総世帯数3,749世帯に対し、5世帯に1世帯が65歳以上の一人暮らしということになります。

御質問の「30人規模の介護施設をつくった時、介護保険料はいくらになるか」についてであります。参考までに申し上げますと、現在南房総市では、旧富山支所庁舎を改修し、多床室、29人以下の地域密着型・小規模特別養護老人ホームを計画しております。

地域密着型とは「住み慣れた地域での生活を支えるため、原則として当該市町村の住民の方のみが利用できる市町村指定の施設」と位置付けされております。

御質問の「30人規模の介護施設をつくった場合」とのことですが、地域密着型29人施

設で考えますと、介護給付費は年間約1億3,000万円ほど、1人月に38万円、12カ月で29人、1億3,224万円上乗せになると考えられ、平成24年度の介護給付費見込額、約10億3,000万円の12.6%に相当をいたします。

今後の施設計画については、平成27年度から29年度までの次期介護保険事業計画の中で検討されることとなりますが、仮に平成25年度中に地域密着型29人施設が町内に開設されたとしますと、平成24年度から26年度までの今計画期間における3カ年の介護給付費総額約31億円に対し、2カ年分で約2億6,000万円、8.3%分の給付費が上乗せになるものと推計されます。現在、介護保険料の平均が月額4,709円でございますので、4,709円の8.3%相当の影響額、約月額400円程度上乗せになるものと見込まれます。

平成27年度から平成29年度までの次期介護保険計画においては、3年間分の給付費が増えることとなりますので、現在の介護保険料よりも、月額約600円程度、増額となるものと試算されます。

ただし、実際には、新規施設に入所しようとする方は、比較的要介護度の高い方となりますので、入所前に既に居宅介護サービス等を受けているものと思われるので、直接の影響額はそれより少ないのではと考えられるところでございます。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

2番小藤田一幸君、再質問ありますか。

はい、小藤田君。

○2番（小藤田一幸君）

ランドマークになるような施設をつくりたい。それに対して、コンサルタントは十分な初期投資が必要であると、そういうことを答えていますがこれは当然だと思います。で、安房にはもう既に8つの道の駅があります。まあ、鋸南の道の駅はちょっと貧弱ですが、それぞれ立派な施設であります。その施設に対抗して保田小につくるということは、よほど覚悟がなければいけないことだし、また、立派な施設をつくらなければいけないということは、誰もが思うところですが、ちょっとこのコンサルタントの提案について、2つだけ今日は疑問がありますので、お答え願いたいと思います。

2ページの下の方にあります。

鋸南町は7億円程度の出荷額がある。10%が直売所で売ることが可能である。その10%の7,000万円程度が年間の売り上げの目安になる。こうコンサルタントが答えています。で、2つ質問をします。この7億円というのがどこから出てきたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

確かな、ちょっと手元に資料がございませんけれども、町のですね、いろいろ農産出荷物等のですね、統計的な資料等から提供したものだと思います。その中で経験値的にですね、7億の出荷があれば、10%程度は産直所としての販売が可能ではないかと、そのような意見をコンサルの方からいただいているところでございます。

○議長（中村豊）

はい、小藤田君。

○2番（小藤田一幸君）

それでは出典ははっきりしないんですね。コンサルタントが言ったからここに書いたということですね。

○議長（中村豊）

はい、内田課長。

○総務企画課長（内田正司君）

手元にはですね、確かな出典の資料がございませんので、後ほどですね、確認してお答えをしたいと思います。コンサルタントが言ったということではなくて、当然コンサルタントがその数字を挙げるということは、町の方からですね、その統計的な資料を提供しているものだと思いますので。

ただ手元にありませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、小藤田君。

○2番（小藤田一幸君）

私はここに、2010年販売実績括弧これは鋸南支店の農協の資料を前年度最初の9月の議会で道の駅の質問をした時に農協から取り寄せた資料があります。2010年。

これによりますと、鋸南支店では年間で、4億3,000万です。売り上げが。ちなみに富楽里では売り上げが4億1,000万です。どうして7億という売り上げが鋸南町であるのか。どこから資料がその、出てきたのかというのが非常に疑問なんで最初に質問をしました。

このことについて、これは大事なことで、また次回、まあコンサルタントがいれば質問するんですけども。揃えておいていただきたいと思います。この資料がいいかげんだと全てが狂ってしまいます。

それから2つ目、このコンサルタントが資料にしたのが7億の売り上げがあると、そのうち10%が直売所で売れると。この10%もどういうふうに出てきたのか、これはコンサルタントに質問をしたいので、会ったら質問をしておいてください。

そして7,000万円の売り上げが大丈夫だと、売り上げがあれば大丈夫だと。これは非常におかしいんですよ。7,000万円の売り上げがあったって、これは直売所を運営するの

は、その中から手数料を貰って直売所を運営するわけですので、例えば鋸南の道の駅のあれでは18%の手数料を貰います。だから7,000万円の18%ですから、えーと1,260万円ですか、手数料が。これだけの手数料で果たして保田小に直売所をつくった時に経営していけるのかということですね。1,000万程度じゃできないでしょうこれ。水道だとか、ガスだとか、ね、し尿だとか、あるいは壊れれば直さなきゃいけないし、ね、木だって切らなきゃいけないし。これ、維持費だけでも、もちろんこれは人件費が必要ですよね。直売所はせいぜい3・4人は必要でしょう。そうすれば1,000万以上かかります。その他で2・3,000万はなきゃとてもじゃないけど維持できないと思います。ましてテナントが入らなかつたりしたら、これはもう、町がこれは責任を負ってね、それは払わなきゃいけないんで、当然これ、7,000万円くらいの、少なくともこの倍くらいの売り上げがなきゃ、私はこの保田小跡の直売所は成り立たないと思います。

まず1点目。

次、質問をします。

もしこれ失敗しますとね、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でやってると思いますけれども、これ費用対効果、当然国の予算ですから、貰い得ってというのは今ないですからね。費用対効果でもって、失敗すれば、下手すればその金を返せということになるんで、多分12月の、あ、2月の21日に非常に町長さんが急いで出したって言うのは、これを見ると、2月の十何日まで出さなきゃいけない書類があったんですよね。私はインターネットで出してみましたけれども、これですね、2月の15日まで出してくれっていう。多分これで焦ったんだと思いますけれども。続いて、ちょっと私はコンサルタント、おかしいなと思うのは、この鋸南町都市交流施設整備事業基本調査進捗報告というこれがあるんですがね、いろいろあるんですが、質問したいのが。この21ページ、この中の3番の事業仮説というところでもって、施設の利用者と利用パターン想定3・4で、パターン3で、一般の観光客。こう書いてありますね、夫婦二人連れ、子ども連れは車、数人のグループはJR・高速バスで来所。高速バスあそこ降りないのに、あそこ高速バスで来所っていうのは。それから数人のグループはJR。ねえ、保田駅で降りてあそこまで歩いてきますかね。それは細かいことを言うと大変ですから、それは抜かしておいて、この下の方にね、事業規模想定っていうのがあるんですよ。これによると、これは週末のみなんです、つまり土日なんです、500人入ると書いてあるんですよね。それが100日、年で5万人入る。客単価が1,000円。ね、で5万人入るから年間5,000万入るとい、こういう計算になっていますけれども、これ保田小に直売所つくって土日500人入りますかね。つまり今、道の駅はですね大体5%っていう計算が大体一般的なんです。その道の駅を通る車の5%は大体入るだろうと。でもそれ以上はなかなか難しい。これは国交省の役人が、随分長い間統計を取った結果なんです。だからどこの道の駅でも5%というのは、これは参考にはしているんですよね。で、500人入るとなると、これ

は5%ですから、いくらですか。1万、1万人、1万あれですか、1万台ですよ。あの保田駅、あ、保田小の前、土日1万台走りますかあそこ。我々知っている人間が考えれば、大体1万台走るの、これはあの、県の国道はこれ、国交省がデータを全部集めています。21日の日に総務課の人にそういうデータがあるから取ってほしいということで頼みました。そうしたら、保田小の前は、これ平日の統計ですが、1,957台です。それに対して127号線は9,120台です。約5分の1ですね。127号線に対して長狭街道は5分の1の交通量なんです。大体これはわかります。かと言って、日曜日が1万台保田小の前を走るか、これはちょっと無理な計算ではないかと思えますね。

えーと、まあいろいろありますけれども、もう一つ言って町長の答えをお願いします。

もう1つは現在の直売所の、直売所との共存ですよ。今160人メンバーがいます。私は122番です。で、2,700万の売り上げをやっています。で、富楽里は大体300人くらいいますね、聞くところによるとね。で、4.1億です。ただ富楽里、富山はですね、あそこはあの、農業の形態が全然違うんですよ。岩井はわかると思うんですがね。出荷用のあれが随分できているんです。まあ、そういうことで、これだけの、コンサルタントの疑問点を挙げたんですが、いかがでしょうかということで、町長の答えをお願いします。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

大変あの、小藤田議員、良いお話をお伺いさせていただきまして、富楽里のですね、富楽里さんのですね、直売施設が4億1,000万円の売り上げがあると、これは非常に良いお話をお伺いさせていただきました。我々のところでもですね、一生懸命努力をすればですね、7,000万円じゃなくてですね、もっともっとそれに近い、富楽里さんに近いですね、売上が、可能性があるだろうということをですね、示唆をさせて、示唆していただきまして、大変ありがたく思う次第であります。

それでまたもう1点はですね、交通量の問題であります。我々はですね、長狭街道を通る車だけをですね、視野に入れてはおりません。当然あの、最初からコンサルタントにですね、南房総エリアのランドマークになるようなという言い方を、言い回しをさせていただいておりますから、当然ですね、これはもう、国道に通る車両とですね、長狭街道に通る車両と、そしてまた、館山道を通る車両をですね、対象にしているわけでありますので、決して長狭街道に通る車両だけをですね、対象にしているわけではございませんので、南房総のランドマークになるような交流施設ということで、想定をしております。

そしてまたもう1点はですね、雇用の創出ということですね、やはり大きな位置付けとして思っておりますから、直売所だけではなくてですね、テナントをですね、そこに設置をすることによってですね、雇用の創出があるだろうと。そういうことも考えて

おりますので、どうぞその辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、小藤田君再質問ありますか。

はい、小藤田君。

○2番（小藤田一幸君）

あと、20分ですね。

今回は非常に見えやすいんで。

じゃあ後4・5分だけこの件について、私はあの、昨年度の9月、直売所の件で、あの第四分団の所へという形で、単なる、ね、あれだけじゃなくて具体策を述べさせていただきました。あの四分団の所っていうのは非常に広いんですよ、敷地は。安房消防のね、館山のあの支所がある。救急車がある。あの土地よりも広いんですよ。あの土地は昭和48年に建ったんです。調べてみるとね。周りになにもない時です。もちろん公民館、中央公民館もなければ「ばんや」もなければ「おどや」もなければ、なんにもない時にあれが建ったんです。で、建物は40坪あるんですよ。広いんですあそこは。で、これだけのね、町からこの保田小に直売所をつくるということになると、28年度まで、5億8,000万のお金を使うんですよ。当時私は予算を見るあれがなかったんでね。だからどこか空き地があって統合する、四分団、三分団、保田だけ2つあるんですから、勝山・佐久間は1分団ずつしかなくて、統合できればいいんですけども、それでも無理っていうなら空き地へね、1,000万でも2,000万でもお金をかけてつくればそれでできるんじゃないか。私は不動産鑑定士じゃないけど、あの場所、四分団の場所っていうのはね、鋸南町で一番高い所ですよ。あらゆるものがあそこへ集まりますからね。「おどや」が集まるし、公民館はあるし。だからあそこをね、空けておく手はない。行政マンだったらね、当然ね。で、ね、まあこれ以上はやめましょう。はい。

で、今雇用と言いましたけれども、私はなぜ、四分団の所に直売所、交通がもう全く良いです。から。「ばんや」だけでも40、あ、五十何万人入りますからね。皆あそこ通りますから。で、なぜ保田小は直売所よりも高齢者福祉施設っていうことを言ったかと言いますとね、もう鋸南町ではあんな良い場所にあれだけの広さの場所はないんですよ。ね、高速が降りてきている、しかもあれだけの広さ。今グラウンドだけでも4,100坪ありますからね。で、すぐにあの校舎を福祉施設って言ったって、全然あれが違いますから、福祉施設の施設とはね。まあいろいろあれしながら。

で、今鋸南町の人口構成を考えると、ねえ、鋸南町の総合計画にあるように後9年後には限界集落です。半分以上が65歳以上。この前NHKでやっていたけど、2030年には、3人に1人が、日本全国でね、65歳以上になるそうです。もうそれよりもはるかに、この前の国勢調査によると37.2%が現在もう65歳以上ですから、3人に1人以上がね、もう65以上。そして今保健福祉課の方から出してもらったように、非常にあの私の周りにで

すね、心配しているのは、独居老人が多いんですよ。私の家の周りだけでもこうやって、周りに一人で住んでいる方がいっぱいいるんですよ。で、このまま、例えばもしね、孤立死もいますしね。竜島の中で、一人で死んだなんてケースもありますし。このままどんどん、ねえ、高齢化が進んだら、単なるあの、居宅介護だけじゃ済まないと思うんですよ。ましてや認知症になっちゃったらね。独居老人で認知症になったらどうしようもないですからね。で、このままでは、ね、資料にありますようにね。この8年間で1.9倍増加していると、独居老人が。現在733世帯、まして後10年したら、もう1,000人、1,500人になるでしょうね。このうち認知症になるのはどのくらいだか。ちょっと、ねえ、課長に聞いたけどちょっと資料がないみたいでわかりません。たった30人ですよ、あそこにつくるのは。たった30人しかできない。入れないんです。だけど、介護福祉施設っていうのは、その人数に対してね、雇用数が非常によけいなんです。あの働き口がよけいなんです。で、私の計算によると、30人規模で大体22・3人は雇用できますね。22・3人。だから大したもんなんですよこれね。若い人が。で、ここにあの、保田小の学校要覧がありますけれども、これは各学校が皆つくるんですがね。私が区長になった時に、保田小が1年生何人かって聞いた時にたった10人だって言ってね、たまげたんですがね。私が勤めた時には、鋸南一中に勤めた時には、3クラスあったんですよ。10人って聞いてびっくりしました。まして今年は6人しか。本当は7人いるみたいですけどね。6人しか入らない。これは全くね、若い人に働き口がないんです。先ほど緒方議員がね、2番目に出ていましたね。働き口がない。若い人がどんどんいなくなって、子どもがいなくなって、老人だけはそのままですからどんどん高齢化していく。これはもうどうしようもないですね。だからやっぱり働き口をね、今町長がおっしゃるようにね、つくっていかなくちゃいけない具体的に。そのためにやっぱりあの土地はですね、もう最後の砦ですよ。だから私は介護施設ということで。で、まだあの建物じゃなくて、その前の方にね、4,100坪の土地があるんですから、あそこをうまく使っていけばもっともっといろんな施設ができてくるんじゃないかと思ひまして、まあこういう提案をさせていただきました。いかがでしょうか、町長に答えていただきたいと思ひます。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

まあ、確かに緒方議員・小藤田議員がですね、御提案のですね、介護施設という考え方もあろうかと思ひますが、この我々が今コンサルタントといろいろ意見交換をしていることはですね、これはあの総合計画を町はそれぞれつくるわけでありまして、その総合計画の中での提言としていただいている形もございますし。そしてまたさらにはですね、過疎計画もですね、その中で、そういう取り組みをしての話であります。唐突にですね、この交流拠点です、つくるといふような話ではないわけでありまして、そ

の辺は御理解をいただきたいと思ひますし。そして特にですね、これはあの、直売施設の件についてはですね、我々の町の農地を守るという視点もござひますので、耕作放棄地等のはですね、解決をしていくための、これは一つの方法でもあろうと。少しでもですね、経済的な広がりをお求めながらですね、有効活用するための施策でもありますので、どうぞ御理解をしていただきたいと思ひますし、また先ほども答弁の中でお話をさせていたしましたが、高齢者の皆さんにかかわっていただいて、経済的な広がりをお求めさせていただきたいということでござひますので、御理解をお願いをいたしたいと思ひます。

○議長（中村豊）

はい、小藤田君。

○2番（小藤田一幸君）

今回はこれで終わりたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村豊）

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで4時5分まで休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 1 5 時 5 5 分 ……………
…………… 再 開 ・ 1 6 時 0 5 分 ……………

◎発議案第1号の説明、質問、討論、採決

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者、鈴木辰也君から提案理由の説明をお求めます。

4番 鈴木辰也君。

〔4番 鈴木辰也君 登壇〕

○4番（鈴木辰也君）

発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか4名の議員の賛成を得て、提出したものであります。

引き続き、議員の報酬年額の削減をしようとするものです。

私たち鋸南町議会議員は、町民から選ばれた代表であるとのプライドを持ち、付託を受けて町民の声を議会に反映し、行政を動かし、町民の幸福な生活を担う使命があります。そのためには、我々は、執行部に対してさまざまな提案・意見を出し、また、行政運営を監視するなど果たさなければならない責務があります。議員は、町民一人ひとりの生活を知り、積極的にその役割を果たさなければなりません。

一方、町財政は、人口減、高齢化から税収は徐々に落ち込んでいる状況ではありますが、行財政改革に積極的に取り組み、経常収支比率、また実質公債費比率も徐々に好転し、財政調整基金も増加していますが、他団体と比較をすればまだまだ改善しなければならない状況です。

教育施設整備については、勝山小学校特別教室棟建設も始まり、残すは幼稚園の整備となりましたが、未だ道半ばではあります。

執行部も今定例会は一般職も含め、引き続き昨年度同様の削減率の条例改正を提案しています。このことは、町民の生活実態を見据えた的確な判断であると評価をしたいと思います。

議員も町民と同じ視点に立ち、行財政改革を進めていくには自らが実践者として財政支出のカットをして、取り組む姿勢を打ち出すことが必要であると考えます。

以上のことから、鋸南町議会議員の報酬年額を減額するための特例条例の一部改正をし、議長・副議長及び議員の報酬年額を100分の10、引き続き1年間削減しようとするものです。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第6 議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

地域主権一括法の関係でございますが、平成23年5月2日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布をされ、これに伴いまして介護保険法の一部改正が行われたところでございます。

今回の介護保険法の改正によりまして、これまで、国、厚生労働省令で定めることとされておりました地域密着型サービスの運営基準等につきましては、今後、市町村が地域の実情に応じて条例で定めるということになりましたことから、本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

なお、条例で規定いたします基準等につきましては、厚生労働省令で示されている基準を基本といたしまして、千葉県の基準等を考慮いたしまして、町独自の基準として規定をさせていただこうとするものでございます。

第1条では、条例の趣旨の規定。第2条では、介護老人福祉施設の入所定員の関係。第3条におきましては、サービス事業者の指定を受けることができる者についての規定。第4条から第7条までは、サービス事業に係る、運営等に関する基準等についてのそれぞれの規定。そして最後に第8条におきましては、区域外の事業所の特例についてそれぞれ定めようとするものでございます。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第7 議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第1号同様、介護保険法の一部改正に伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされておりました地域密着型の介護予防サービスに係る運営基準等につきましても、市町村ごとに、定めることとされたので、本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

なお、条例で規定いたします基準等につきましても、議案第1号と同様、厚生労働省

令で定める基準を基本といたしまして、お願いするものでございます。

第1条では条例の趣旨規定。第2条ではサービス事業者の指定を受けることができる者についての規定。第3条ではサービスの事業に係る運営に関する基準についてのそれぞれの規定。そして、第4条では区域外の事業所の特例について、それぞれ定めようとするものでございます。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第8 議案第3号「鋸南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第3号「鋸南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」御説明申し上げます。

平成21年の新型インフルエンザの世界的な流行を踏まえ、国におきまして、今後、高病原性鳥インフルエンザや、全国的に急速にまん延する恐れのある危険性の高い新感染症の流行等に対処するため、平成24年5月11日、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされました。

一年以内に施行されることになっております。

この特別措置法を受けまして、市町村ごとに対策本部の設置が義務づけられましたので、本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

第1条では、目的の規定であります。第2条では、組織の規定でございまして、対策本部に、本部長・本部員等を置くことができる。置くことを定めるものであります。なお、特別措置法によりまして、本部長は町長、本部員には副町長・教育長・消防団長のほか、職員の中から町長が任命するものとなっております。第3条では、会議の規定であります。本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する旨、定めております。第4条は、部の設置規定でございまして、対策本部に部を置いて、その部長に事務を掌理させることができる旨、定めるものでございます。最後に第5条では、雑則の規定でございまして、必要な事項は本部長が別に定めるとするものでございます。

なお、本条例は、特別措置法の施行日に合わせ、施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第9 議案第4号「鋸南町教育兼務職員の給与等に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 菊間幸一君。

[教育課長 菊間幸一君 登壇]

○教育課長（菊間幸一君）

議案第4号「鋸南町教育兼務職員の給与等に関する条例の制定について」御説明いたします。

公立小中学校の教職員については、給与は県が負担し、教職員の服務監督権は、市町村教育委員会にあります。教育公務員特例法第17条で、任命権者が認める場合には、兼職給与を受けられることができると規定されており、県費負担職員については市町村教育委員会が任命権者となります。また、兼職給与を支給する場合には、教育公務員特例法第13条において条例で制定するものとされています。

つきましては、法令に基づき、条例を制定し適正に対応しようとするものであります。

条例内容についてですが、第1条では目的、第2条では特殊勤務手当、第3条では時間外勤務手当及び休日勤務手当、第4条では旅費、第5条では前4条の給与等の支給方法、第6条では勤務時間その他の勤務条件を別に定めるとします。

本条例に、幼稚園の園長・副園長手当が該当いたしますので、別表のとおり、園長兼務手当月額7,700円、副園長兼務手当月額5,500円に定めようとするものであります。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第10 議案第5号「町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 福原傳夫君。

〔地域振興課長 福原傳夫君 登壇〕

○地域振興課長（福原傳夫君）

議案第5号「町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例」の制定について御説明いたします。

条例の制定につきましては、地域主権改革一括法により、道路法が一部改正されたことに伴い、町が管理する町道の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法について、国が定める道路構造令及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して、条例を制定するものでございます。

第1条は、町道の構造の技術的基準と町道に設ける案内標識等の寸法について必要な事項を定めております。第2条は、町道の構造の技術的基準の条例の制定に当たっては、道路法第30条第3項の規定により道路構造令を参酌して定めようとするものでございます。第3条は、町道に設ける案内標識の寸法の条例を制定に当たっては、道路法第45条第3項の規定により、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令第3条の2に規定する道路標識の寸法を参酌して定めようとするものでございます。

この条例の施行は平成25年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第11 議案第6号「鋸南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 福原傳夫君。

[地域振興課長 福原傳夫君 登壇]

○地域振興課長（福原傳夫君）

議案第6号「鋸南町河川管理施設等の構造基準を定める条例」の制定について、御説明いたします。

条例の制定につきましては、道路法と同様に地域主権改革一括法により、河川法が一部改正されたことに伴い、町が管理する準用河川の河川管理施設等の構造の基準について、国が定めた河川管理施設構造令を参酌して、条例を制定するものでございます。

第1条中、河川法第100条第1項につきましては、町が指定した準用河川は、政令で定める基準を参酌して、町の条例に読み替えて、法第13条第2項の規定による、河川管理施設又は、法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム・堤防その他の主要なものの構造について、管理上必要とされる技術的基準を定めるものでございます。

第2条は、河川管理施設等の構造の河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令の当該部分を読み替え、準用河川へ適用しようとするものでございます。

この条例の施行は平成25年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第12 議案第7号「鋸南町町営水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。

水道副課長より議案の説明を求めます。

水道副課長 杉田和信君。

[水道副課長 杉田和信君 登壇]

○水道副課長（杉田和信君）

議案第7号「鋸南町町営水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法の一部が改正され、基準の一部について条例で定めることとなりましたので、本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

なお、条例で規定いたします基準につきましては、水道法施行令を引用して定めさせていただこうとするものでございます。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は技術上の監督業務を行う水道の布設工事の種類について、第3条は布設工事監督者の資格の要件について、第4条は水道技術管理者の資格の要件についてそれぞれ、規定するものでございます。

本条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第13 議案第8号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第8号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本特例条例は、町長の給料月額について30%削減、副町長及び教育長については20%削減する内容で、行財政改革の観点から、特別職の給料月額を削減するため、平成17年3月議会で議決いただいたものであります。

本条例は本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに1年、平成26年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものであります。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第14 議案第9号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第9号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例改正も、議案第8号と同様に、特別職の期末手当についても、引き続き削減をお願いしようとするものであります。

内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当については、年間3.95カ月を2.6カ月に削減。いわゆる役職加算率は本則15%をゼロ%支給とするものでございます。

なお、本条例も1年の時限的措置として、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 15 議案第 10 号「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 10 号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

平成 19 年 1 月 1 日から実施している、一般職員の給料を 100 分の 3 減額及び第 10 条の適用を受ける職員、課長及び室長等管理職手当支給対象職員については、100 分の 4 減額する措置について、本年 3 月 31 日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに 1 年、平成 26 年 3 月 31 日まで延長いたしたく、条例改正をするものでございます。

なお、本条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、9 番笹生君。

○9 番（笹生正己君）

一つ伺います。

国に先駆けて地方自治体は職員給与、特にわが町も早くから削減してまいりました。そのおかげか、どうか、そのおかげだと思います。財政的にも少しずつ明るさが見えてきたと、町長も最近の挨拶の中でおっしゃいましたけど。

国家公務員が 7%超、削減するから地方もやれということ言ってきましたよね、それでその、交付税も減らすと。国の方等の整合性をどのように考えているんですか。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

議員御質問のとおりですね、国の方は 7.8%平均で削減しております。それで交付税の方につきましても、地方負担の給与分ですね、去年の交付税から総額を削減するという措置をとっているところでございます。

それで、7 月 1 日から地方においても国に準じた形で給与の削減ということで、要請というか求められているわけでございますけれども、それにつきましては、現在確たる方法ではございませんが、国のいろいろな指導の中でその削減についても検討していかざるを得ないと思っております。具体的なことについては今後の検討とさせていただきますと思います。

○議長（中村豊）

はい、笹生君。

○9 番（笹生正己君）

先だって地方紙にラスパイレス指数、もしそうなればということで載っていましたが、あの数字でよろしいのでしょうか。

鋸南町はこの近隣としては一番低い。職員の方には大変でしょうけど、一番低い数字になっていましたけれども、その数字でよろしいのでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

ラスパイレス指数が地方紙に載りましたけれども、指数といたしましては、104.3%、鋸南町の場合。これは国ですね、給与削減7.8%を基準とした際の数字が104.3%ということでございます。なお、参考数値ということで、記事の方にも示されていたと思いますけれども、国が従前ですね、給与水準7.8%を削減しなかった水準だった場合に鋸南町のラスパイレス指数は96.3%ということになっております。

○議長（中村豊）

はい、9 番笹生君。

○9 番（笹生正己君）

職員の方々も3・4%削減して、ましては人数も、定数、それは決めて減らしたんですけど、減らして目標の人数で今やって、仕事自体も負担も増えている中で、その、削減した、現在の状態でこれからも、国の方で変えてくればまた考えるっていうことですが、けれども、頑張っしてほしいと、お願いとエールを送って質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑がありましたら。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 16 議案第 11 号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 11 号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願いたいと思います。

現行の第 5 条でございます。報酬の規定がうたってあるわけでございますけれども、現在の行政委員の報酬につきましては、報酬の額は月額 1 人平均 1 万 9,260 円とし、そのうち 10 分の 8 は均等割、10 分の 2 は受け持ち区域の戸数割とする、というような規定となっております。条例の規定が非常にわかりづらいということで行政委員さんからもいろいろ御意見をいただいたところでございます。

その中で今回お願いいたしますものは、行政委員の報酬につきまして、額を定額で定めようとするものでございます。

報酬の月額につきましては、1 人基本額 1 万 5,500 円。受け持ち区域の戸数 1 戸当たり 30 円とするように条例の改正をお願いするものでございます。

なお、本条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、3 番緒方猛君。

○3 番（緒方猛君）

現行のですね、月額の 1 人当たりの金額とですね、その後の文章を読んでも確かなかなか理解しにくい文章になっていますよね。

改正案は 1 人当たり個別でどうだということで、1 戸当たり 30 円ですか。こういうことになっているんですが、具体的には、例えばどこかの区で考えてみたら、これは金額はどうなるんですか。その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（中村豊）

はい、内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

現在の条例の決め方からしますと、最初に総額ありきのような形になっております。それでこの規定で割り返しますと、大体大まかな額が出てくるわけでございますけれども、基本的に現在支給の額をベースにして、条例の方の改正をお願いしてございます。

例ということでございますけれども、戸数割の30円という規定がですね、若干その部分で数字が動くところがございますけれども、おおむね、例えば一番上にある本郷浜区というところでは、年間ですね、年間で589円増額。月当たり50円弱というようなところでございます。逆に世帯の大きいところだと、竜島区でございまして、年額ですね、899円が減額となります。ですから、80円弱ですか、減額となるわけでございます。それぞれ区によりまして、多少のですね、増減があるわけでございますけれども、これらにつきましては、各区の行政委員さんに事前にですね、御説明申し上げまして、御理解をいただいているところでございます。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員よろしいですか。

○3番（緒方猛君）

はい。

○議長（中村豊）

他に質疑がありましたら。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第17 議案第12号「鋸南町障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 12 号「鋸南町障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

平成 24 年 6 月、「地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。平成 25 年 4 月 1 日から施行されることになっております。

この整備に関する法律によりまして、障害者自立支援法の名称が改められることになりましたので本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条中、右側、「現行の障害者自立支援法」とあるものを、左側、改正後のとおり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、法律名・文言を改めようとするものでございます。

なお、本条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 18 議案第 13 号「鋸南地区環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 13 号「鋸南地区環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」御説明を申し上げます。

現在、鋸南地区環境衛生組合の共同事務処理する事務として行っている浄化槽の保守点検業務は平成 25 年 3 月 31 日をもって終了することから、本組合理約の共同処理事務に関する規約を改正するものでございます。

新旧対照表の方を御覧願いたいと思います。

現行の第 3 条で共同処理する事務が規定されているわけでございますけれども、4 号でございます「浄化槽の保守点検及び清掃に関する事務」を、「浄化槽の清掃に関する事務」という形で規約の改正を行うものでございます。

なお、この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、関係市町村と協議をするに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、12 番、三国君。

○12 番（三国幸次君）

これは環境衛生組合のことなので、数字をつかんでいるかどうかわかりませんが、一応参考までにお聞きします。

この 3 月時点で、未だに環境衛生組合と保守契約をしたままになっている人がどのくらい残っているのか。それから保守契約をやめるというような発表をしてね、順調にそれが移行しているのかどうか。その辺わかりましたら。もしわからなければ後で調べて

連絡してもらいたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

2月、1月の終わりだったか、2月の初めの段階で、事務的に聞きまして、要するにエリアですね。鋸南だけじゃなくて、鋸南全体で700件程度という数字は伺っておりますけれども、ちょっと最終的なものは把握しておりませんので、後ほど確認をいたしまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

その際調べる時にですね、できれば地域ごとの、この間の、年度ごとの減り具合みたいな。要するに移行の状況はどうだったのかっていうのが知りたいんでその辺も併せて要望しておきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中村豊）

はい、内田課長。

○総務企画課長（内田正司君）

データ的にあるかちょっとわかりませんが、一応御要望としてはお伝えをしたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 19 議案第 14 号「町道の路線変更及び認定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 福原傳夫君。

〔地域振興課長 福原傳夫君 登壇〕

○地域振興課長（福原傳夫君）

議案第 14 号「町道の路線変更及び認定について」御説明申し上げます。

初めに、1 の認定変更する路線について、御説明を申し上げます。

添付いたしました図面を御覧ください。

変更する路線名は 1176 号線でございます。

変更の理由につきましては、保田漁協が国の交付金であります、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して行った里山・散策道事業に伴う計画道路が完了し、道路延長が確定しましたので、路線変更の認定をお願いするものでございます。起点・終点の地番の変更はございません。

適用中の延長につきましては、事業の確定により 280 メートルから 261.3 メートルに道路延長を変更するものでございます。

次に 2 の認定する路線につきましては、御説明申し上げます。

添付いたしました、図面裏面を御覧ください。

町道の認定をお願いいたしますものは、一般県道外野勝山線、上佐久間地先の県道改良に伴い、県から町に移管されることとなります旧県道部分を町道として認定するものでございます。

認定する路線の名称は 4096 号線、道路の起点は、上佐久間字森 2028 番 1 地先から終点上佐久間字向田 1535 番 5 地先までの延長 339.1 メートル、幅員 4.9 メートルから 16 メートルの道路でございます。

本道路につきましては、県事業により道路舗装の補修を行っており、地域の道路の利便性を確保する上からも、管理は町が望ましいとのことから、町道としての道路認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 20 議案第 15 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険鋸南病院事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 15 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険鋸南病院事業会計資本剰余金の処分について」御説明申し上げます。

今定例会に上程させていただいております、議案第 20 号「鋸南病院事業会計補正予算第 2 号」におきまして、固定資産の除却 40 件を伴う資産減耗費をお願いしてございます。この除却しようとするものの中には、国・県の補助金を受けて取得したものがありまして、その補助金は、会計上、資本剰余金に処理をされております。

これまで、補助金を受けた資産を除却する場合には、その損失に対して、「予算の議決

の中で、補助金に係る資本剰余金をもって補てんすることができる」こととされておりましたが、平成 23 年 10 月の地方公営企業法の改正によりまして、今年度、平成 24 年度から、資本剰余金を補てん財源として処分する場合には、あらかじめ、議会の議決を要することとなりました。

つきましては、補助金をもって取得した資産を除却するに当たりまして、補助金を源泉とする資本剰余金 4,719 万 2,000 円を、その補てん財源とすることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中村豊）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日 6 日は、午前 10 時から会議を開きますので、定刻 5 分前に参集願います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 1 6 時 5 6 分 ……………

平成25年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成25年3月6日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第16号 | 平成24年度鋸南町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第2 | 議案第17号 | 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第3 | 議案第18号 | 平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第4 | 議案第19号 | 平成24年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第5 | 議案第20号 | 平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第6 | 議案第21号 | 平成24年度鋸南町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第7 | 議案第22号 | 平成25年度鋸南町一般会計予算について |
| 日程第8 | 議案第23号 | 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第24号 | 平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成25年度鋸南町水道事業会計予算について |
| 日程第13 | 請願第1号 | 鋸南開発(株)の汚染土壌処理施設設置計画について反対を求める請願について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総 務 企 画 課 長	内 田 正 司 君	税 務 住 民 課 長	渡 邊 昌 廣 君
保 健 福 祉 課 長	前 田 義 夫 君	地 域 振 興 課 長	福 原 傳 夫 君
教 育 課 長	菊 間 幸 一 君	水 道 副 課 長	杉 田 和 信 君
総 務 管 理 室 長	三 瓶 睦 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	高 橋 一 利	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 議 ・ 10時00分 ……………

◎開議の宣言

○議長（中村豊）

皆さん、おはようございます。

第1日目に引き続き議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中村豊）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第1 議案第16号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

[総務企画課長 内田正司君 登壇]

○総務企画課長（内田正司君）

議案第16号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ4億4,782万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,646万2,000円とするものでございます。

最終補正であり、緊急経済対策に関連しての事業費のほか、決算を見込んでの歳入歳出補正をお願いしております。

それでは、歳出から御説明をさせていただきます。

19 ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費でございますが、使用料及び賃借料におきましては、事業費の確定によりまして、行政ネットワークサーバ・パソコン使用料 203 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。4 目の企画費でございますが、都市交流施設整備実施計画策定委託費として、700 万円をお願いしてございます。事業実施計画作成業務等を委託するものですが、平成 25 年度に繰越しして事業を実施するものでございます。その下のですね、19 節でございます。まちづくり支援事業補助金につきましては、実績によりまして 40 万円の減額をお願いするものでございます。

6 目の諸費でございます。広域市町村圏事務組合負担金、1,571 万 6,000 円の減額につきましては、ごみ処理広域化推進費及び常備消防費等の事業費の確定により、減額をお願いをするものでございます。

20 ページをお願いいたします。

7 目の循環バス運行事業費でございますが、修繕料で 110 万 4,000 円をお願いしてございます。修繕の内容といたしましては青バスのエンジン修理、赤バスのオートステップ修繕にかかる費用でございます。

4 項の選挙費でございますけれども、千葉海区漁業調整委員選挙費につきましては、無投票によりまして全額減額をするものでございます。

21 ページをお願いいたします。

衆議院議員選挙におきましては、執行残を減額させていただくものでございます。

民生費でございます。1 目の社会福祉総務費でございますが、国保会計への繰出金 124 万 2,000 円につきましては、保険基盤安定繰出金の増額による繰出金となっております。

22 ページをお願いいたします。

第 3 目の老人福祉費でございますが、13 節委託料につきましては、老人保護措置費委託料につきましては、入所者が 1 人減となったことにより、減額をお願いをするものでございます。19 節の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金、351 万 3,000 円につきましても、負担金の確定によりまして、減額をお願いをするものでございます。

5 目の介護保険費でございます。介護保険特別会計への繰出金 707 万 4,000 円につきましては、給付費等の増額により、繰出金が増額となったものでございます。

23 ページをお願いいたします。

9 目の障害者自立支援給付費でございますが、20 節の扶助費でございます。自立支援医療費 694 万 7,000 円の減額につきましては、対象者が 1 名減となったことにより、減額となるものでございます。扶助費の一番下の欄でございますが、障害福祉サービス 303 万 4,000 円につきましては、給付見込みによりまして、減額をお願いするものでございます。

2 項の児童福祉費でございますが、保育園費の賃金及び学童保育費の賃金につきまし

ては、それぞれ実績に基づきまして減額をお願いしているものでございます。また 13 節の委託料、保育所の管外委託につきましては、350 万円の減額でございますが、当初 10 人を見込んだものが 6 人となりまして、4 名減によります委託料の減額となっております。

24 ページをお願いいたします。

保健衛生総務費でございますが、賃金につきましては保健師 1 名を雇用する予定でございましたが、雇用が結果的にありませんでしたので、賃金の減額をお願いをするものでございます。5 目の病院費でございますが、病院会計への繰出金 274 万 3,000 円の減額につきましては、MR I 更新事業費の確定等によりまして、繰出金の減額をお願いしているものでございます。

25 ページをお願いいたします。

5 目の漁港建設費、保田漁港に係る事業費でございますが、電柱移転補助金 110 万 8,000 円。これにつきましては、工事に支障となる東電柱を移転及び復旧するものでございますが、工事請負費を減額し、保障移転費の方に組み換えをさせていただくものでございます。

27 ページをお願いいたします。

土木総務費でございますが、木造住宅耐震診断補助金 80 万円の減額でございますが、今年度につきましては、補助金の申請がございませんでしたので、80 万円の減額をお願いをしております。その下の住宅取得奨励金でございますが、本奨励金につきましても当初見込んでおりました 35 件を見込んでおったわけでございますが、見込みといたしましては 15 件ということで、実績に基づきまして住宅取得奨励金の減額をお願いしているものでございます。なお、奨励金の財源の関係でございますが、過疎債のソフト事業といたしまして、1,470 万円を減額いたしまして、不足分につきましては過疎地域自立促進特別事業基金から 240 万円を繰り入れするものでございます。

第 2 目の消防費でございますが、2 目の消防施設費につきましては、防災行政無線固定系更新工事、事業費の確定によりまして、363 万 2,000 円の減額をお願いしてございます。

28 ページでございますが、消火栓改修事業の負担金 70 万 4,000 円につきましては、水道会計への支払いとなるわけでございますが、元名汐止橋地先の消火栓改修に伴います負担金となっております。

第 9 款の教育費でございます。第 3 目の学校建設費では、当初予算計上の平成 24 年度分の工事費の減額と国の補正予算に係る事業費を合わせて補正予算として計上をしております。3 億 5,399 万 4,000 円の増額で、補正後の額は 6 億 4,034 万 4,000 円となりますが、この事業費の内訳といたしましては、24 年度当初予定しておりました 24 年度分の実施事業費分が、分といたしまして、2 億 3,221 万 6,000 円。国の補正予算に関連した

ものでございますが、25年度実施予定分の事業費が4億812万8,000円となっております。合わせた金額で6億4,034万4,000円となるものでございます。管理特別教室棟改築工事、外溝工事、太陽光発電設備設置工事等をお願いするものでございますが、これらにつきましては、25年度に繰越しをして事業を実施するものでございます。なお、特定財源の欄で、その他の欄でございますが、1億216万7,000円につきましては、教育施設整備基金からの繰入金を増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

民俗資料館費、一番下の欄でございますが、備品購入費300万につきましては、今年度も美術品の購入がございませんでしたので、減額をお願いをしているもの、お願いをするものでございます。

30ページをお願いいたします。

災害復旧費でございますが、事業費確定によりまして、道路災害復旧工事・漁港施設災害復旧工事費合わせて、471万1,000円の減額をお願いするものでございます。

31ページをお願いいたします。

11款の公債費でございますが、町債償還の確定によりまして償還元金は19万4,000円の増額、償還利子は244万5,000円の減額をお願いをするものでございます。

12款の諸支出金、基金費でございますが、財政調整基金へ8,142万6,000円の積立をお願いしてございます。24年度末の基金積立残高は8億1,585万7,000円の見込みでございます。豊かなまちづくり基金積立金につきましては、御寄付いただきました32万6,000円を基金として積立をするものでございます。24年度末の基金残高は465万8,000円を見込んでいるところでございます。また美術品の取得基金積立金につきましても、16万円の御寄付をいただきましたので、同額を積立するものでございますが、24年度末の基金残高は352万1,000円を見込んでいるところでございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第1款の町税でございますが、収入実績を見込みまして、町民税から入湯税まで合計で1,179万3,000円の増額をお願いするものでございます。

第2款の地方譲与税から12ページの自動車取得税交付金までにつきましては、実績見込み等によりまして、680万円の合計で減額となっております。

第11款の民生費の負担金でございますが、保育料につきましては196万円の減、学童保育料につきましては129万8,000円の増額となっております。それぞれ実績によりまして補正をお願いしているところでございます。

12款の教育使用料でございます。5目でございますが、町民体育施設の使用料につきましては水泳教室参加者等の増によりまして210万円の増額。一番下の欄でございますが、民俗資料館につきましては、入館実績に基づきまして150万円の減額となっております。

ます。

13 ページから 15 ページまでは、国・県の支出金でございますが、各事業の実績・見込み等によりまして補正となっておりますので、説明の方は割愛をさせていただきます。

16 ページをお願いいたします。

第 17 款の繰入金でございますが、特別会計繰入金 229 万 5,000 円につきましては、前年度精算分に係ります繰入金でございます。基金繰入金でございますが、財政調整基金につきましては、746 万 6,000 円を減額してございます。今年度の繰入額は本減額によりましてゼロとなったものでございます。美術品の取得基金につきましては、作品の購入がなかったため、300 万円の減額をお願いしてございます。教育施設整備基金につきましては、先ほど歳出で申し上げましたが、学校特別、管理特別教室棟の事業によりまして、繰入金を増やしたものでございます。過疎地域自立支援特別事業、基金繰入金 240 万円につきましては、これは住宅取得奨励事業に充当をするものでございます。

17 ページをお願いいたします。

19 款の諸収入でございますが、諸収入のうち、6 目雑入でございます。下から 3 行目に市町村振興宝くじ交付金 617 万円でございますが、これにつきましては、サマージャパンボの売上に係ります市町村の、から交付されるものでございます。また、一番下の欄でございますが、後期高齢者医療給付事業費負担金の返還金 568 万 4,000 円につきましては、平成 23 年度の清算分の返還金となっております。

第 20 款でございますが、町債でございます。町債につきまして、事業の確定等によりまして、補正をお願いするものでございますが、増額となっております土木債・教育債につきましては、それぞれ道路舗装繕事業債・小学校整備事業債は補正予算の関係によりまして、増額のお願いをしているものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費でございますが、記載のございますとおり、4 つの事業につきましては、合計で 5 億 5,123 万 8,000 円となっておりますが、25 年度へ繰越しして事業を実施するものでございます。

7 ページを、お願いをいたします。

地方債の補正でございますが、変更分・追加分と合わせた地方債の限度額合計で 1 億 6,960 万円の増額となるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

第 4 表債務負担行為の補正でございますが、まず変更分といたしましては、行政ネットワークサーバ・パソコン等賃借料につきましては事業費が確定をいたしましたので、657 万 7,000 円を減額し、限度額を 4,466 万 7,000 円に変更をするものでございます。また追加の債務負担行為といたしましては、行政ネットワーク・パソコン賃借料、25 年度から 30 年度までの期間で限度額 1,965 万 6,000 円。また、スクールバス運行管理業務委

託事業につきましては、平成 25 年度から 27 年度まで、限度額 4,636 万 8,000 円につきまして新たに債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

32 ページをお願いいたします。

32 ページにつきましては、地方債に関する調書であります。右表のですね一番右下にございます 24 年度末の現在高でございますが、48 億 2,982 万 5,000 円を年度末の起債残高と見込んでおります。

前年度末と比較いたしまして、2 億 33 万 4,000 円の減額となったものでございます。

33 ページから 35 ページまでは給与明細書となりますので、御参照願いたいと思います。

以上で、議案第 16 号、「平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）」の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、3 番緒方君。

○3 番（緒方猛君）

29 ページのですね、3 番、一番下のやつですが、民俗資料館で備品の購入費 300 万円。美術品を購入するという予定があったようなんですが、実際は使われていないですね。これはどういうものを買おうとかですかね。そういう予定があったのか。

あるいはあったんだけど、買えなかったのか。僕は買っていただきたいという具合に思うんですが、どうなんでしょうか。

もうちょっと言いますと、例えばですね、ディズニーランド、ちょっと規模が違いますけれどね、ディズニーランドの経営者に聞いたことがあるんですが、リピーター客が大変多いわけですね。あれはどうして多いかというと、もちろん設備が大きいから、いろいろ遊ぶのもあるんですが、行くたびにですね、どこかが変わっていると。だから何回行ってもやっぱり始めての遊びができるということでリピーター客が多いんだということ聞いたことがあります。

ここの民俗館ってあそこの、公民館の所にあるやつですよ。あそこはもうですね、なんて言いますか、企画展がある時には大変ね、良い企画展があって、今も良いのがやっていますし、我々もよく見ます。だけどやっぱり常設しているものですね、段々充実していくということがとても大切なことだという具合に思いますので、こういうお金はぜひ使って、良い美術品を集めていただきたいという具合に思っておりますが、いかがだったんでしょうか。

○議長（中村豊）

1点でよろしいですか。

はい、教育課長菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

美術品の取得につきましては、この基金をですね、有効に活用すべく、いつも毎年ですね、予算を計上させていただいているところでございます。

本来でありますと、菱川師宣でございますので、それにかかわる、できれば本物等を買う、買いたいと思っているところでございますが、やはりなかなかそういうものは高価でありますので 300 万円で買えるものがあればということで、常にですね、目を光らせているんですが、まあ例えばですね、シリーズ物って言うんですかね、美人画シリーズだとか、あるいは風景画だとか、そういうものをですね、買えるチャンスがあれば買いたいということで、予算計上をさせていただきました。

安藤広重シリーズですと、大体 300 万から 400 万くらいだということでございましたので、なんとか目玉商品をつくりましてですね、資料館の運営に携わっていきたいということで計上いたしました。どうしてもですね、今年もですね、そういうものにつきまして探せなかったというか、該当がなかったためにですね、今回減額となりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（中村豊）

緒方君、再質問。

○3番（緒方猛君）

ぜひ、努力をしていただきたいという具合に思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑のある方。

はい、1番渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

失礼しました。

先ほどちょっと聞いた7ページの方になりますが、地方債の補正の中でですね、過疎債の、過疎自立、過疎地域自立促進特別事業の4,470万が2,660万になったということで、どの内容がどんなふう減になったのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

で、2点目の方なんですけれども、27ページになりますが、土木費の中でのですね、委託料228万3,000円の中に、路面性状調査委託と、それから道路点検業務委託というふうに2本に分かれておりますが、この辺の内容についてを再度ですね、お聞きできればというふうに思います。

○議長（中村豊）

はい、過疎債の内容。

総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

過疎債の自立促進特別事業債が減額になった理由でございますけれども。当初財源として充当を予定しておりました都市交流施設の設計、策定業務委託、この560万見込んでおったわけですが、これが対象外ということでゼロとなりました。その他は住宅取得奨励金の交付事業。当初1,470万円を予定しておりましたが、これにつきましても、実績がですね、件数が減ったことから、基金からの繰り入れによりまして、対応させていただいて、起債の借り入れの方を減額させていただいたものでございます。

○議長（中村豊）

はい、じゃあ土木費の件について。

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

それでは路面性状調査委託につきましては、その下段にあります、道路舗装修繕工事に伴う、路面の状況を調査するものでございます。これにつきましては、要はひび割れ、あるいはわだち、わだちによる深掘れとか、わだち掘れとか、平坦性を、路面性状計測車によってですね、今の状況を把握するものでございます。

これによって下の方にあります道路舗装修繕工事の採択要件のためにですね、必要とするものでございます。ですからこの委託事業につきましても、国の補助を貰ってですね、やるものでございます。

また、下の道路点検業務委託につきましては、高速道路のトンネルの落下事故がありました。その件でですね、県の方から、トンネル内にある、うちの方で言うと、岩井袋トンネルですけれども、旧岩井袋トンネルなんですけれども、そちらの方の照明がありますので、その落下のですね、目視によって調査、またはボルトが緩んでないかの調査をですね、実施するものでございます。ですから、これにつきましては、県の方の指導がありましてやるものでございます。

以上でございます。

○議長（中村豊）

はい、渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

わかりました。

○議長（中村豊）

よろしいですか。

はい、他に質疑のある方。

はい、10番平島君。

○10番（平島孝一郎君）

20ページの循環バス運行事業の110万円の修繕料が増額ということで、その、今あるバスがいくらまでもつというのわかりますか。

それともう1つ、27ページの土木総務費で1,460万の減額ということで、これは使いづらいのかそれともなんていうの、入ってくる人が、家建てる人が少ないのかどうか。わかるかどうか。

○議長（中村豊）

はい、バスの関係は。

総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

バスの修繕の内容を少しお話させてもらいますと、青バスにつきましてはエンジンがですね、ちょっと経年劣化によりまして、93万円の修繕料となっております。その他、赤バスにつきましては、乗降時のオートステップの修理ということで17万4,000円。制御コントローラーの修繕ということで合計で110万4,000円をお願いいたしました。

バスの耐用年数ということでございますけれども、ちょっと正確にはですね、何年までということはありません。ちょっと状況にもよりますけれども、もう4・5年は大丈夫ではないかと考えております。

○議長（中村豊）

はい、じゃあ次の住宅関係。

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

この1,460万の内訳につきましては、住宅耐震診断の方が80万。残りの住宅取得奨励金の方が1,380万でございますが、1,380万につきましては、件数が、24年今現在27件の申請が、確認申請があります。そのうち17件が見込みでありますので、その残として一応今回補正をですね、させて、1,380万の補正をさせていただきました。

ただ家が建っている建たないっていうのは、23年につきましても26件の申請が、建築確認の申請がありました。今年度は27件ということで。まあそんなに、極端には減っておりませんが、ただ奨励金を利用する方っていうのはですね、限られた方。あるいはこちらに住所を持ってこないで、別荘とかまた倉庫とかそういうものもありますものから、必ずしも全部が対象ということではありませんでした。ですので、今回の実績に伴って減額をさせていただきました。。

○議長（中村豊）

はい、平島君再質問。

○10番（平島孝一郎君）

循環バスなんだけれども、あまりにも乗っていない時もある、私らたまに見る時はあまり乗ってないのかなっていう時もあるし。乗っている時もあるんだけど、もしあれならば、もっと小さくして使いやすくするとか。やっぱし、事故があつたりした場合やっぱり町民に迷惑をかけるのかなって思っています。

やっぱり多分総務企画課長は後5年くらいもつよとは言うんだけど、多分私らが見た感じでは、結構キロ数は走っているのかなって思っております。だからもう少し執行部の方とよく考えながら、バスの運行をうまくやってほしいなどは思っております。経費もかからないようにね。

それと2番目として、多分使った人がやっぱり使いづらかったっていう人もいたんですよ。だからやっぱり、もう少し皆さん方に認知してもらうために、もう少しあれした方がいいのかなって思っております。

要望だけで終わります。

○議長（中村豊）

要望でよろしいですか。

はい、他に。

はい、9番笹生君。

○9番（笹生正己君）

質疑だけはさせていただきたいと思います。

ページで言えば19ページ。

都市交流施設の700万円、設計委託700万円。これ、私協議会でこういう施設は淘汰の時代に入っていると申しました。そういうことをおっしゃっている方がいるということをお知らせしましたが、特徴あるもの、それがなければ、成功と言うか、やはりしないと思うんです。

それで特徴あるもの、これから考えていくということですが、現段階で、どういふことを考えられるかお願いします。

○議長（中村豊）

はい、都市交流施設の考え方。

総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

それぞれ委員会等でですね、説明をさせていただきましたけれども、まだ不十分な点があると思います。

また機会を見て、コンサルの成果等につきましては御説明をさせていただきたいと思っておりますが、メニュー出しの中で、基本機能といたしまして、産直所あるいはカフェレストランというようなことですね、御説明をさせていただきました。

周辺にある道の駅とどこが違うのかということですが、さまざまな事業の与件と言いますか、問題点、検討した中で、基本機能ということで戻ってまいりました。その中でですね、今後の課題でもありますけれども、特色を出していく、アイデア等いろいろコンサルの中で提言させていただいておりますので、また実施計画の段階で具体的にはですね、御説明申し上げて、協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、笹生君。

○9番（笹生正己君）

24年度の最終予算で補正を組んで、それで繰越明許をするということは、既成事実をつくってそのままやっていくということなんでしょうけれども、これ交付金との関係を再度説明願います。

○議長（中村豊）

総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

町の財政状況等を勘案した時に有利な補助金・交付金を探してくるというのは、事務方の仕事のひとつだと、大事な仕事のひとつだと思っております。その中で国の方とですね、事前にいろいろ打ち合わせをする中で御指導いただいております。

今回たまたま政権交代いたしまして、国の緊急経済対策ということの中でですね、予算、事業採択に当たって、24年度の枠が増えたというようなことがございました。したがって、24年度が増えるということは、25年度の予算額は逆に減るというようなことで、のお話でありました。

その中で国の方からですね、もし事業を進めるのであれば、エントリーだけでも早めに、24年度にすることが良いのではないですか、というようなことで逆にアドバイスをいただいた経緯がございます。その中で、急遽ではありましたが、活性化プロジェクトの計画を出させていただきまして、ただ条件的にはですね、24年度になんらかの予算措置をしてくださいというようなことがありました。それでまあ、実際には、補助金の、交付金の対象ではないんですけれども、700万につきましては、先にですね、必要な費用でございますので、今回の補正で計上をさせていただいたところでございます。

○議長（中村豊）

はい、笹生君再質問。

○9番（笹生正己君）

これが通って、決まって進んでいくと、方向が決まれば、私どももできるだけ協力していく所存ですけれども、皆さん方も、そしてまだ関係あるコンサルも含めて、良い案が出てくることを望んで、質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑のある人。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

はい、他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（中村豊）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 2 議案第 17 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 17 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号であります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、2,420 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,334 万 8,000 円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費の第 7 節賃金でございますが、決算を見据え不用額

を減額するものでございます。

第2款保険給付費につきましては、本年度比較的に落ち着いた推移できておりますが、第2項の高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費につきましては、見込み額が伸びているため、200万円の増額をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金につきましては、当初10件の見込みでございましたが、8件の見込みとなりましたので、84万円の減額をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第7款共同事業費拠出金、第1項共同事業費拠出金、第1目高額医療費拠出金及び第3目保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ本年度の拠出額が決定されたことにより、合計735万2,000円を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費につきましては、受診実績に基づき、合計355万5,000円の減額をお願いするものでございます。

第9款基金積立金、第1目財政調整基金積立金でございますが、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1を超える額を基金に積み立てるため、前年度の繰越金のうち返還金を除き、2,176万5,000円を積み立てしようとするものでございます。

第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金につきましては、療養給付費等の超過交付された分を返納するものでございます。第3項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院での施設整備分として343万5,000円の繰出しをするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第2目の一般会計繰出金は前年度の精算により204万7,000円を返還しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険料につきましては、本算定により医療分及び後期高齢者支援分で、23年度水準を上回らない額とし、介護分については、引き上げを行いました。被保険者の減少等により、直近の調定額により確実な保険料収入見込額での補正を行うものでございます。

8ページから9ページにかけての、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金及び第2項国庫補助金につきましては、実績や概算交付額の決定により、それぞれ補正しようとするものであります。

第3款療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者に係る支払基金からの交付金であり、交付額の変更決定により、それぞれ補正しようとするものでございます。

第4款前期高齢者交付金につきましては、交付決定に基づき増額するものでございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金及び第2目特定健康診査等負担金につきましては、概算交付額決定に伴う補正でございます。

10ページをお願いいたします。

第2項県補助金、第1目財政調整交付金につきましては、現在確実に見込まれる額として合計で、190万1,000円を増額しようとするものでございます。

第6款共同事業交付金ですが、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金は、ともに事業費の確定に伴い、合わせて1,979万4,000円を増額するものでございます。

第7款繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ額の確定により、123万8,000円の増額をお願いするものです。第2項基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整によりまして、繰入額を2,976万5,000円増額し、合計8,976万5,000円にし、これによりまして平成24年度末の基金残高は、8,700万円になる予定でございます。

第8款繰越金でございますが、前年度の繰越金が4,550万3,000円でしたので、449万8,000円を減額するものでございます。

最後に11ページをお願いいたします。

第9款諸収入につきましては、それぞれ実績により補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

はい、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

現案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 3 議案第 18 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 18 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」御説明いたします。

今補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ、140 万 4,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 385 万 2,000 円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費及び第 2 項徴収費につきましては、実績に基づき、それぞれ郵便料を減額するものでございます。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、額の確定によりまして 47 万 5,000 円を減額するものでございます。

第 3 款保健事業費、第 1 項保健事業費でございますが、これは千葉県後期高齢者広域連合より委託された後期高齢者検診について安房地域医療センターに再委託をし、実施いたしました。受診者数は 174 名、受診率は 8.9%で受診者数が確定したことにより合計で 60 万 4,000 円の減額をしようとするものでございます。

8 ページになりますが、第 4 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて 45 万 4,000 円の減額を行うものです。第 2 項繰出金につきましては、23 年度一般会計からの繰出し分の精算として 24 万 8,000 円を一般会計に返納するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いします。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、第1目特別徴収保険料は199万2,000円の増額となり、第2目普通徴収保険料は、328万1,000円の減額を行うものです。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、決算見込みを踏まえ34万4,000円の減額をお願いしますのでございます。

第3款繰越金につきましては、前年度の繰越金の残額、122万1,000円を計上いたしました。

第4款諸収入、第2項償還金及び還付加算金は、保険料還付金45万5,000円の減額につきましては、実績に応じて減額するものでございます。第4項受託事業収入につきましては、後期高齢者検診を千葉県後期高齢者広域連合から委託され、検診を行った結果、受診者数の確定により53万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、9番笹生君。

○9番（笹生正己君）

この度、都道府県単位で、男女の寿命というものが発表されました。沖縄が落ちて、長野が女性でトップですか。それで長野がどうして寿命が延びたのかって言ったら、塩分の取り方、そういうのが減ってきたからだという。それにはまず、受診をして、その人の状態をわかっただけということ、まあ、結果がそうなんだっていうことは報道されていました。

先ほどページで言ったら7ページですけれども、受診者、そんなに、まだもっと受診しなければいけない方々も大勢いると思うんですけれども、どのように考えているか教えてください。

○議長（中村豊）

はい、保健福祉課長渡邊君。

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

対象者数は1,949名の方がございます。

そのうち174名の方が受診されましたが、23年度は195名の方の受診でございました。

その前の22年度は170名の方の受診でございました。

後期高齢者の方々はもう自分でかなり病院に行かれているかと思えます。そのためな

かなか、その病院で普段からもう血液検査等をしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思いますので、なかなか総合健診の中で、集団検診として、受診していただく方はどうしても少ないとは思っておりますが、できる限り、たくさんの方が受診していただけるよう、努力してまいりたいと思います。

○議長（中村豊）

ただいま、税務住民課長、私間違えましたので、失礼しました。

はい、再質問笹生君。

○9番（笹生正己君）

たくさんの方が受診していただけるように努力していくという発言がありましたけれども、どのようなこと、どのように周知していくのか。

これは定期的に、自分で病気になって、痛いところがあったり、それでやっている方はそこが悪いんであって。まあ、血を取っている方もいるでしょうけど、自分の身体全てではないと思うんですよ。だから定期的に受けてもらうことが、元気で長くいられるということだと思うんで。どういう対策をとっているか教えてください。

○議長（中村豊）

はい、税務住民課長渡邊君。

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

この件につきましても、課内でもなんとか受診率を上げたいというような形で検討をさせていただきました。

それで25年度からは、毎年後期高齢者の方、保険証を更新しますが、その際に受診無料券というような形で、まあ、もともと無料なんですけれども、受診無料券という形で、ぜひお受けいただきたいというような形で周知していきたいと。一つの案ですけれども、そういうような形で考えております。

○議長（中村豊）

はい、再質問笹生君。

○9番（笹生正己君）

私は個人的には長生きが全ていいとは思っていません。それは個人的な意見です。

でも、できるだけ、元気で長くいてほしいとは思っています。できるだけ、よたよたしている人が少ない町になるように努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

他に質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

時間が大分過ぎましたので 11 時 5 分まで休憩といたします。

…………… 休 憩 ・ 1 0 時 5 5 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 1 時 0 5 分 ……………

◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 4 議案第 19 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 19 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

今補正予算第 2 号によります補正額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,399 万 3,000 円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億

4,309万6,000円にしようとするものでございます。

当初予算におきましては、第4期介護保険事業計画に基づいて給付費等見込んだところではありますが、決算見込み、実績見込みによりまして、各サービス給付費等、減額を、増減をさせていただいたものでございます。

初めに歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費でございますが、合計で4,482万2,000円の増額となるものでございます。これは、第1目の居宅介護サービス給付費及び第3目の施設介護サービス給付費におけるサービス利用者の増が、主な理由でございます。

6ページ、戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入の関係でございますが、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれの国・県、支払基金、町等の負担分をそれぞれ計上したものでございます。その中の5款県支出金、第2項の県補助金977万9,000円でございますが、これは財政安定化基金交付金でございます。

財政安定化基金についてでございますが、これは県の基金でありまして、各市町村が通常の努力を持ってもお生じる保険料の未納ですとか、あるいは給付費の見込み誤り等により、財政不足を生じた場合に備え、県が設置した基金であります。財源は介護保険制度の開始から平成20年度まで、各市町村がそれぞれ拠出したものであります。これまで、千葉県におきましては、財政安定化基金の運用があまりなされてこなかったことから、平成24年度におきまして、各市町村に一定額が交付金として交付されることとなったものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、419万5,000円減額いたしまして、基金の取崩し額を減額しようとするものでございます。これにより、平成24年度における基金取崩しの額は1,000万7,000円となるものであります。なお、9月補正で943万6,000円を積み立てておりますので、今年度末の基金残高は、3,732万3,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

8ページが一番上ですね、介護認定審査会費の中の説明の中に、介護保険認定システム改修委託料37万2,000円とありますが、その改修の中身、どんなものなのか、システムそのものの改修なのか、それとも機器の関係の改修なのかももう少し、この中身について、お答え願いますか。

○議長（中村豊）

はい、8ページの認定調査費の中身。

どう、わかる。

はい、前田課長。

○保健福祉課長（前田義夫君）

大変申し訳ございません。

正確な回答を今準備してございませんので、確認いたしまして、後ほど報告させていただきます。

○議長（中村豊）

他に。

はい、1番渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

8ページになりますけれども、保険給付費の中の居宅介護サービスそして3節、3目ですね、3目の施設介護サービス費、これが少しずつ伸びていますけれども、当初これ3カ年計画の中でね、計画とこの辺の実績っていうかまあ、3月の補正までの段階等含めて、計画に対してどういう状況なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

ただいまの施設介護サービス等の伸び云々の計画と、どういう状況かということだと思いますが、今年度ですね、24年度から、3カ年の第5期、第4期介護計画を立てましたが、今年度非常にですね、給付費が、計画を立てたものよりも、初年度でありながら若干伸びております。

その主な要因でございますけれども、施設介護サービスにつきましては、1,939万、6万9,000円の増であります。特にですね、特別養護老人ホーム。館山の方に一つ、24年の7月に施設が開所されました。開設されました。この町の計画では、この施設には25年度から入所されるであろうということで、計画を立てておりましたが、24年の4月、開設直後から鋸南町の方が入所されたということがありまして、昨年12月までにはですね、7人ほどの方が既に入所をしております。したがって、計画の中で見込んでいなかったものがもう既にこの中に入ってきたということで、その分の給付費が増となっ

ております。

後、もう一つ、介護計画の中には見込んではいないんですが、制度上見込んではいないんですけども、現状として施設介護給付費に含まれてしまっている。伸びてしまっているっていうのがあります。いわゆる病院からですね、退院されて、自宅療養されるという方の、老人保健福祉施設、老健ということであります。通常そこには3カ月が上限として、施設に入所して、やがて在宅ということで、一時的な施設でありますけれども、特別養護老人ホームに移る空きがないために、どうしても老健の施設で引き続き入所されている方がいると、で、この介護計画の中には、この老人、老健施設への給付費は見込んでおりませんので、含まれることになっておりませんので、それらが引き続きですね、継続されている方が多いということが現実になっておりまして、それらを含めて給付費が増えてしまっているということになります。

以上でございます。

○議長（中村豊）

はい、渡邊君再質問。

○1番（渡邊信廣君）

鋸南町の場合にはですね、他の市町村と違ってかなり介護予防事業には力を入れていると思います。いずれにしてもこれからもね、そういう予防事業を徹底することで、この鋸南町の老人比率が高い中でね、努力をしていただいて、介護保険料ですね、その辺も下げるように、またその施設の経費についてもね、減らすように努力をして。大変だと思いますけれども、よろしく願いをして、質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、前田課長。

○保健福祉課長（前田義夫君）

先ほど三国議員さんの方から御質問のありましたシステム改修費の内容でございますけれども、これは介護認定ソフト改訂に伴いまして、介護保険認定システム全般のですね、改修を行う、その対応経費だということであります。

全般の仕組みを替えるということです。

○議長（中村豊）

はい、三国さんそれについてなにかあります。

はい、三国さん。

○12番（三国幸次君）

システムの改修って言うけど、その具体的にね、これがこう変わったからというのを答えてほしかったんですけども、この場でそれを求めるのは無理だと思いますので、システムの制度がこう変わったんでっていうところを後でいいですけども、資料をお願いします。

○議長（中村豊）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 5 議案第 20 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 20 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 2 号）について」御説明申し上げます。

実施計画により、御説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

収益的収入の第 1 款病院事業収益では、19 万 3,000 円を減額いたしまして、補正後の総額を 2,195 万 1,000 円といたしました。第 2 項の医業外収益の第 2 目他会計補助金のうち一般会計補助金であります。医業費用、その下の医業費用の経費の中で、特殊建物検査委託料の額が確定したことから、それに伴いまして 100 万 3,000 円を減額いたし

ました。また直営診療施設の運営費として国保調整交付金が確定いたしましたので、国保会計からの補助金 81 万円を併せて増額しようとするものでございます。

それでは収益的支出の第 1 款病院事業費用でございますが、522 万 3,000 円を増額いたしまして、補正後の総額を 4,931 万 3,000 円といたしました。内訳であります、第 1 項医業費用、第 1 目経費 100 万 3,000 円の減額は、ただいま収入で申し上げました特殊建物検査委託料の額の確定によるものでございます。

第 2 目の減価償却費の 6 万 9,000 円の減額は、平成 23 年度の資本的支出において見込んでおりました浄化槽改修事業の一部が、平成 24 年度当初予算の見込み額と異なったため、その修正を行うものであります。

第 3 目資産減耗費の 217 万 9,000 円につきましては、年度内に除却する固定資産 40 件分の、当初予算計上額に不足する額でございました。これにつきましては、昨日国・県の補助金を源泉とする資本剰余金をもって補てんさせていただいたことによるものでございます。第 4 目指定管理者交付金 81 万円は、国保会計補助金 81 万円全額を、「きさらぎ会」さんへ交付しようとするものでございます。

第 2 項医業外費用、第 2 目雑支出の 328 万 5,000 円でございますが、資本的収支で計上いたしました MR I 購入に伴う仮払消費税調整分であります。

第 3 項特別損失、第 1 目過年度損益修正損の 2 万 1,000 円でございますが、過年度の未収金の中で、死亡及び転居先不明となりました徴収の目途の立たない外来分 4 件について、不納欠損させていただくものであります。

4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、先に資本的支出について申し上げます。資本的支出では、101 万 5,000 円を減額し、補正後の総額を 1 億 1,497 万 7,000 円といたしました。建設改良費において、MR I 購入事業費を当初予算で 7,000 万円見込んでおりましたが、6,898 万 5,000 円と事業費が確定しましたので、101 万 5,000 円の減額をするものでございます。

資本的収入であります、補正額及び補正後の総額を資本的支出と同額とするものでありまして、MR I 購入に係る事業費確定に伴い、財源の変更をお願いするものでございます。内訳でございますが、企業債 190 万円の減額、一般会計出資金 174 万円の減額、国保調整交付金 262 万 5,000 円の増額をするものでございます。

めくっていただきまして 5 ページをお願いいたします。

平成 24 年度の資金計画でございますが、表の右下になります。年度末における資金残高は 598 万 8,000 円を見込んでおります。

6 ページから 8 ページまでは、平成 23 年度の損益計算書及び貸借対照表。9 ページと 10 ページは今年度、平成 24 年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 6 議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

水道副課長から説明を求めます。

水道副課長 杉田和信君。

〔水道副課長 杉田和信君 登壇〕

○水道副課長（杉田和信君）

議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、御説明いたします。

実施計画により御説明いたします。

恐れ入りますが、3 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、収入においては第 1 款水道事業収益を 130 万 8,000 円増

額し、総額を4億4,926万3,000円にしようとするものでございます。

第1項営業収益、第3目その他営業収益につきましては、水道の開栓及び閉栓の申請件数の減に伴う手数料の減額及び消火栓の改修工事に係る負担金が確定したことにより、計27万8,000円を減額するものでございます。

第2項営業外収益、第2目県補助金につきましては、補助金の確定により103万5,000円を増額し、7,803万5,000円にしようとするものでございます。

第4目雑収益につきましては、原発事故による損害賠償金の受け入れ額55万1,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、損害賠償金の請求内容は、浄水における放射能水質検査代、水をつくる上で発生しました汚泥を乾燥させた固形物の放射能検査代、検査容器代及び検査機関への宅配料でございます。また、当該損害賠償金請求については、東京電力から受付の指定された期間であります震災発生時から昨年3月31日までのものでございます。

支出では、第1款水道事業費を3万2,000円増額し、総額を4億4,560万4,000円にしようとするものでございます。

第1項営業費用、第6目資産減耗費につきましては、配水管等の更新事業により、有形固定資産の除却2件が発生したことによるものでございます。

次に資本的収入及び支出でございますが、収入では第1款資本的収入を254万8,000円減額し、2,612万円にしようとするものでございます。

第1項分担金につきましては、新規の給水申込者が当初の見込みより減となったことから204万8,000円を減額しようとするものでございます。

第2項企業債につきましては、事業費確定により50万円、借入額を減額しようとするものでございます。

支出では、第1款資本的支出を55万6,000円減額し、総額を1億5,600、失礼いたしました。1億5,586万2,000円にしようとするものでございます。

第1項建設改良費、第2目配水施設改良費及び第3目浄水施設改修費につきましては、事業費確定により減額をしようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億2,974万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんをお願いするものでございます。

4ページをお開き願います。

資金計画でございますが、本補正により受入資金は、124万円を減額し、総額を7億847万4,000円にしようとするものでございます。対する支払資金は、56万6,000円を減額し、4億8,343万円にしようとするものでございます。これにより差し引きは、67万4,000円が減額され、平成24年度末の資金残高を2億2,504万4,000円と見込みました。

5ページから7ページは、平成23年度の鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表。

8ページ・9ページは、平成24年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第7 議案第22号「平成25年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 川名吾一君。

〔副町長 川名吾一君 登壇〕

○副町長（川名吾一君）

それでは「平成25年度鋸南町一般会計予算」について、御説明申し上げます。

当年度の予算編成方針については、町長から提案理由において、述べさせていただきます。

ましたので、割愛させていただきます。

なお、本定例会において予算審査特別委員会が設置され、御審議をいただくことでもありますので、私からは全般的な事項について御説明をいたします。

平成 25 年度鋸南町一般会計予算の総額は、38 億 531 万 2,000 円と決めました。前年度予算額 39 億 2,633 万 8,000 円と比較いたしまして、1 億 2,102 万 6,000 円、3.1%の減となるものであります。

減額となりました主な要因は、23 年度から着手し 25 年度に完成予定の勝山小学校管理特別教室棟改築事業につきましては、国の補正予算に伴いまして、25 年度に予定しておりました 5 億 828 万 1,000 円の事業費のうち、国庫補助金学校施設環境改善交付金に係る事業費 4 億 812 万 8,000 円を 24 年度 3 月補正予算に計上したことによりまして、事業費が前年度比 1 億 8,545 万 6,000 円減の 1 億 15 万 3,000 円と大きく減額となったものでございます。

それでは、歳出から主要事業等につきまして、御説明いたします。

ページ数は 26 ページでございます。

下段の方に、第 2 款総務費、1 項総務管理費関係では、1 目一般管理費、19 節負担金補助及び交付金中、ちば電子調達システム利用負担金 155 万 6,000 円を計上いたしました。26 年度から電子入札制度を導入するため、県内 54 団体に構成する千葉県電子自治体共同運営協議会にシステム利用の負担金を納め、諸準備を進めてまいります。

続きまして、29 ページでございます。

中段のやや下になりますが、6 目諸費、19 節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、主に新火葬場完成に伴い建設負担分が減となるため、前年度比 1,366 万 2,000 円減の 2 億 786 万 4,000 円で計上いたしました。

同じページの一番下になります。

7 目循環バス運行事業費、13 節委託料、循環バス調査検討業務委託は、利用者が減少している循環バスの効率的な運行の見直しや、代替手段として、新たな交通手段の導入の検討を行うため、200 万円を計上いたしました。

続きましては 30 ページをお開き願います。

9 目に都市交流施設整備事業費として、3,729 万 1,000 円を計上いたしました。統合後の保田小学校跡地を都市交流の拠点施設として整備をしようとするもので、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の補助を受けまして、施設を整備していく上で必要な施設運営事業者等の選定、直売所運営体制を構築するための人材育成に係る業務委託費を計上。さらには、施設として活用する保田小学校体育館の耐震診断。また、同施設の活動 P R 業務委託、加えて県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を受けまして、地域資源情報のデータベース化及びシステムの構築業務につきましても委託料として計上をいたしました。

続きまして、36 ページをお願いいたします。

下段になりますが、3 款民生費、1 項の社会福祉総務費関係では、1 目社会福祉総務費、8 節報償費、講師謝礼、11 節の需用費、消耗品費のほかに、地域人権啓発活動活性化事業費といたしまして 124 万 6,000 円を計上しております。千葉県が実施する人権啓発活動地方委託事業を本町が再委託され実施をいたすものでございます。木更津館山人権啓発活動地域ネットワーク協議会の構成 8 市町が、平成 18 年度から実施をしている事業で、その内容は人権啓発広報活動と講師を招いての講演会の実施を予定しております。

続いて 37 ページになりますが、中段になります。

28 節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比 974 万 8,000 円増の 5,445 万 5,000 円で計上いたしました。増額の主な要因は、財政安定化支援事業繰出金 967 万 7,000 円を計上したことによるものでございます。

続いて 38 ページをお願いいたします。

下段になりますが、3 目老人福祉費、13 節委託料中、緊急通報装置設置委託は 126 万円を計上いたしました。独居の高齢者等が急病等の緊急時に備えるため、希望する世帯に対する緊急通報装置の設置工事を委託をするものでございます。なお、緊急通報装置の月額の基本料金等は個人で負担をしていただくものでございます。

続いて、19 節の負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比 601 万 3,000 円増の 1 億 3,069 万 5,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、医療諸費見込額の増によりまして、町が負担する医療給付費負担金が増額となったことによるものでございます。

続きまして、39 ページをお願いいたします。

上段でございますが、28 節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比 178 万 3,000 円増の 3,445 万 8,000 円で計上いたしました。増額の主な要因は、保険基盤安定拠出金が増となったことによるものでございます。

続きまして 40 ページをお開き願います。

上段になりますが、4 目老人福祉センター費、15 節工事請負費、温泉掘削工事は 1,180 万 1,000 円を計上いたしました。老人福祉センター笑楽の湯に温泉を引くため、中佐久間道越地先に掘削を予定しております。掘削後、温泉の成分が確認でき次第、温泉を汲み上げる設備、老人福祉センターまでの配管等を検討してまいりたいと思います。

同じページの下段でございますが、5 目介護保険費、28 節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比 302 万 1,000 円増の 1 億 4,868 万 5,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、介護給付費が増となる見込みによるものでございます。

続きまして、44 ページをお開き願います。

中ごろに、2 項児童福祉費関係では、2 目児童措置費、20 節扶助費、児童手当費は子どものための手当費から名称を変更し、前年度比 352 万円減の 9,108 万円を計上いたし

ました。1人当たりの支給額に変更はございませんが、対象児童数の減により減額となったものでございます。減額となるものでございます。

ページ数、50ページをお願いいたします。

中段の5目病院費、28節繰出金、鋸南病院事業会計への繰出金は、前年度比3,258万5,000円減の6,640万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、24年度に医療機器のMRIの更新が終了したため、繰り出しをしたためでございます。繰出金の内訳は、起債の元利償還金5,539万8,000円と運営費補助等が1,100万3,000円となっております。

続いてすぐその下でございますが、2項の清掃費関係では、1目清掃総務費、19節負担金補助及び交付金中、鋸南地区環境衛生組合分担金を、前年度比375万3,000円減の1億4,944万8,000円で計上いたしました。減額の主な要因は起債の元利償還金の減によるものでございます。

続いて3項水道費では、1目水道費、28節繰出金、水道事業会計への繰出金は、前年度比18万円増の8,081万6,000円で計上いたしました。繰出金の内訳は高料金対策繰り出し分が、前年度と同額の8,000万円。水道事業会計職員の児童手当費の繰り出し分が、前年度比18万円増の81万6,000円となっております。

続きまして、58ページをお願いいたします。

上段になりますが、19節負担金補助及び交付金中、有害獣被害防止対策事業補助金は前年度比171万9,000円増の602万円を計上いたしました。

えっ、違います。失礼いたしました。

すいません失礼いたしました。

ページ数53ページです。

もう一度御説明申し上げます。

53ページ上段です。

19節負担金補助及び交付金中、有害獣被害防止対策事業補助金は前年度比171万9,000円増の602万円を計上いたしました。有害獣から農作物等の被害を防止するため、鋸南町有害鳥獣対策協議会が事業主体となって実施をする27カ所、約8.6キロメートルの電気柵の設置に対し、助成を行うものでございます。なお、県では新年度から事業の採択要件を国の基準に合わせるとのことで、今後、事業量、事業費等の変更が生じることも考えられますので、適宜、対処してまいりたいと考えております。

また、同節の下の方でござ、下段でございますが、青年就農給付金、25年度の新たな事業となるものでございますが、45歳未満の新規独立農業者で国の人農地プランに位置づけられた方に対しまして、農業経営が安定するまで最長5年間、年150万円を支給するもので、全額県の助成を受けて行うものでございます。

続きまして、56ページをお開き願いたいと思います。

中ごろになりますが、3項水産業費関係では、4目漁港建設費、勝山漁港でございますが、19節負担金補助及び交付金中、農山漁村地域整備事業負担金1,250万円、県営勝山漁港の沖北防波堤の30メートルの整備事業費のうち、1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分であります。負担割合は町8.75%の875万円、勝山漁協3.75%、375万円となりますが、町負担分のうち780万円は起債の充当を予定しております。

そして、そのすぐ下になります。

5目漁港建設費、これは保田漁港でございますが、4,011万円、農山漁村地域整備事業といたしまして町営保田漁港の大帷子西護岸を整備するもので、消波ブロック据付を162メートル予定しております。負担割合は国50%の2,000万円、県25%の1,000万円、町21.25%、861万円、保田漁協は3.75%、150万円となりますが、町の負担分のうち、760万円は起債の充当を予定しております。

続きまして、60ページをお開き願います。

上段6款商工費関係では、1項商工費、4目道の駅推進事業費、15節工事請負費、道の駅駐車場舗装工事259万円につきましては、県の観光地魅力アップ緊急整備事業補助金を活用いたしまして、道の駅駐車場舗装改修420平方メートルと物産センター前の駐車場スペースの区画線を整備しまして、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

続きまして、61ページに移らせていただきます。

中段、中ごろに、7款の土木費、1項土木管理費関係では、1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金といたしまして、1,720万円を計上いたしました。本町への定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で新築住宅を建築または購入し、一定の条件を満たす方を対象といたしまして最高で100万円の奨励金を交付しようとするものでございます。財源は国から860万円の補助を受け、町負担額860万円には、これまでの過疎対策事業に役立てる目的で積み立ててまいりました、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して充当しようとするものでございます。

続きまして、62ページに移らせていただきます。

中段のやや下になりますが、2項の道路橋梁費では、2目道路維持費、15節工事請負費、道路維持補修工事1,500万円を計上いたしました。地域からの要望にできるだけ応えられるよう、前年度から500万円を増額し、町道の維持補修に努めてまいりたいと思います。

そして、一番下になりますが、3目道路新設改良費3015号線でございます。道路改良工事3,001万円を計上いたしました。継続事業として市井原から横根地区に向かう町道3015号線の道路改良工事を行うもので、25年度はコンクリートブロック積工事延長25メートル、水路工延長42メートルを実施する予定であります。本事業は国の地域再生基盤強化交付金を受け、町負担分1,751万円のうち1,570万円は起債を充当し実施してま

いるものでございます。

続きまして、64 ページをお開き願います。

下段になりますが、8 款の消防費、1 項の消防費関係でございますが、2 目の消防施設費、11 節需用費、防災備蓄費 81 万 4,000 円につきましては、東日本大震災の教訓から食糧等備蓄計画を策定し、保存期間を考慮した飲料水と食糧の備蓄につきまして、毎年計画的に購入を行い、常に必要数を確保しようとするものでございます。25 年度は飲料水 1,104 リットル、保存食 1,500 食を購入の予定でございます。

続いて、65 ページに移らせていただきます。

中ごろに、15 節の工事請負費には、防災行政無線固定系更新工事 3,400 万円を計上いたしました。25 年度は、中佐久間、上佐久間、大崩、横根、小保田、そして江月地区に設置をしております、屋外子局 8 カ所のデジタル化改修と戸別受信機 130 台の更新を図ろうとするものでございます。国の社会資本整備総合交付金を受け、町負担分 1,846 万 3,000 円のうち 1,490 万円は起債を充当し実施をしようとするものでございます。

そして、そのすぐ下になります。

18 節備品購入費には、防災備蓄倉庫 200 万円、防災機材等備品 54 万円を計上いたしました。防災備蓄倉庫 1 棟を鋸東コミュニティセンター敷地内に設置する予定でございます。また、ショルダー型メガホン、折りたたみリヤカーを購入し、町内 6 カ所の各備蓄倉庫に配備をする予定でもあります。

続きまして、68 ページをお開き願いたいと思います。

9 款の教育費関係では、2 項小学校費、1 目学校管理費には、26 年度の小学校統合に向けた準備関係経費を計上しております。8 節報償費には校歌の制作謝礼としまして 50 万円、校章デザイン応募者の謝礼 1 万円、69 ページから 70 ページにかけまして記載しております 15 節工事請負費には校章製作 59 万 5,000 円、校旗製作 94 万円、その他関係経費を合わせまして、総額 244 万 2,000 円を計上しております。

続きまして、69 ページの下段から 70 ページにかけまして、御説明いたします。

13 節委託料、分筆登記委託 80 万円、駐車場整備工事設計委託 150 万円、15 節工事請負費駐車場整備工事 2,200 万円、17 節公有財産購入費 3,080 万円、これにつきましては、現在教育施設が集中し、駐車場が不足をしていることから、勝山小学校体育館西側に駐車場用地を購入し、併せて駐車場としての整備を行うものでございます。

同じページの下段から、ページ、71 ページの上段になりますが、3 目学校建設費には、勝山小学校管理特別教室棟改築事業費 1 億 15 万 3,000 円を計上いたしました。3 カ年計画で行ってまいりました当事業も、25 年度でいよいよ完成を迎えます。25 年度は本体工事のほか、防火水槽設置を含めた外構工事と備品購入を予定しております。

また、管理特別教室棟には太陽光発電設備を設置する予定でもあります。財源は国から 4,241 万 8,000 円の補助を受け、町負担額 5,773 万 5,000 円につきましては、教育施

設等整備基金 3,663 万 5,000 円を取り崩して充当し、2,110 万円につきましては起債を充当する予定でございます。

それでは、少し飛びますが、ページ数 82 ページをお開き願いたいと思います。

下段の方になります。

6 項保健体育費、3 目町民体育施設費、13 節委託料、プール改修工事設計委託 591 万円につきましては、26 年度に予定しております海洋センタープールの改修に向けた、設計業務の委託料を計上いたしました。

続いて 86 ページをお願いいたします。

11 款の公債費でございますが、元金及び利子の償還額は、合わせて 6 億 8,270 万 5,000 円を計上いたしました。平成 21 年度に起債した臨時財政対策債元金償還分が増となりましたが、償還終了による利子の減額等により、前年度から 83 万 6,000 円の減となったものでございます。

それでは続いて、歳入の関係について御説明をさせていただきます。

ページ数は 12 ページをお願いいたします。

1 款町税であります。町税の総額は、7 億 1,789 万 6,000 円で、前年度比 2,586 万 5,000 円の減、3.5%の率の減で計上いたしました。減額となった主な要因は、景気の低迷と納税義務者数の減少等によるものでございます。

続きまして、ページ数 13 ページの上段から 14 ページの上段にかけまして御説明いたしますが、2 款地方譲与税から 8 款の地方特例交付金、これは、国から交付されるものでございます。合計で 1 億 1,420 万 1,000 円を計上いたしました。

前年度比 1,460 万円の減、11.3%の減でございます。減額の主な要因は、地方消費税交付金が前年度比 650 万円の減、自動車取得税交付金が 380 万円の減で、いずれも消費と景気に左右されます交付金の減が、見込まれるものでございます。

続いて同じ 14 ページの中段になりますが、9 款地方交付税でございます。普通交付税は、前年度と同額の 16 億 4,000 万円で計上いたしました。現在のところ、25 年度の普通交付税は国家公務員の給与削減に対する地方公務員の給与削減影響額が、基準財政需要額に反映されると考えられております。その影響額は本町で約 3,000 万円の減と試算しているところでございます。しかしながら、新設される地域の元気づくり推進費で、これまでの給与水準と職員数削減の影響額が考慮されると考えられますので、その影響額は約 3,080 万円の増を見込んだところでございます。このことから、普通交付税は前年度と同額としたところでございます。また、特別交付税も特に大きな増減要因はございませんので、前年度と同額といたしました。

続いて、16 ページをお開き願います。13 款の国庫支出金から 20 ページの中段ごろまでありますが、14 款の県支出金につきましては、各事業に対します特定財源であります。予算審査特別委員会におきまして各課長から説明をさせていただきます。

それでは少し飛びますが、ページ数、23 ページをお開き願います。

中ごろ、中段にですね、20 款の町債がございますが、1 項の町債でございます、25 年度の町債合計は、2 億 8,600 万円を予定いたしました。3 目総務債、1 節南房総広域水道事業債 160 万円は、南房総広域水道企業団に対する出資金の内、水管橋耐震補強事業に対する一般会計出資債でございます。続いて、8 目過疎地域自立促進特別事業債、1 節過疎地域自立促進特別事業債 2,560 万円につきましては、全額を過疎地域自立促進特別事業、内容的には、花まつり事業あるいはまちづくり支援事業などのソフト事業に充当をする予定でございます。

また、普通交付税に関連いたします 2 目臨時財政対策債、1 節臨時財政対策債の 1 億 8,200 万円は、国の計画により前年度比 200 万円増で予定をいたしました。いずれの起債も算入率に違いはありますが、交付税算入される起債となっております。

それでは 21 ページに戻っていただきたいと思いますが、下段の方でございます。

説明に入りますが、これまで平成 25 年度の歳入歳出の概要を申し上げてまいりましたが、まだまだ厳しい予算編成の中で、18 款前年度の繰越金を 24 年度とほぼ同額の、1 億 403 万 5,000 円で計上し、なお不足する財源を 17 款繰入金、2 項の基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億 1,171 万 1,000 円をもって、補てんをしようとするものでございます。25 年度の財政調整基金繰入金は、前年度比 8,791 万 5,000 円増と大きく増える結果となりました。

主な要因につきましては、歳入では、町税の減と国からの譲与税や交付金の減による一般財源の減少。歳出では、公有財産の購入や特別会計への繰出金の増、施設等の維持補修費の増加など、特に一般財源を費やす歳出が増えたことによるものでございます。

自主財源の乏しい本町におきましては、今後もこの基金を町民のために大切かつ有効に活用できるよう、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、基金取り崩し後の残高は、6 億 414 万 7,000 円となるものでございます。

最後になりますが、人件費関係では、条例等の可決もいただきましたが、特別職におきまして、給料の削減、期末手当 1.35 カ月の減、期末手当役職加算分の削減につきましても継続といたしました。また、一般職員につきましても、給料の削減として管理職 4%、一般職員 3%の減、6 級以上の職員の期末手当役職加算の引き下げ、また、管理職手当の削減を引き続き計上をするものでございます。

以上で、説明の方、終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村豊）

副町長から、議案の説明が終わりました。

1 時 30 分まで休憩とします。

次に総括質疑を行いますので、そのようにお願いいたします。

…………… 休 憩 ・ 1 2 時 0 3 分 ……………
…………… 再 開 ・ 1 3 時 3 0 分 ……………

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどは副町長より議案の説明が終わりました。

これより、平成 25 年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思います。

それでは、予算編成方針等、予算全般にかかわることで総括質疑がありましたら、お願いします。

はい、12 番三国君。

○12番（三国幸次君）

予算の最終の、歳入の関連で総括質疑をします。

国の政権が変わって、経済対策が打ち出されて本来でしたら 25 年度の当初予算に入れるものをこの 3 月補正で、前倒しで予算組みをしたと。で、大型補正になったということもあります。それから今国会が開会中で確定するのはこれからだと思いますが、国の方向性として、交付税の問題やら、特別なこととか、経済対策の関連で、鋸南町の財政にとってプラスになる要因でこういうものが想定されるとか、マイナスになる要因ではこういうものが議論されているとか。そういうものをわかる範囲で特別委員会の時に答えていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、他に。

はい、3 番緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

説明いただきました中でですね、町税の滞納の整理について、現在の滞納額と解消の方法についてどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいという具合に思います。

○議長（中村豊）

はい、他に。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 22 号「平成 25 年度鋸南町一般会計予算」については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号「平成 25 年度鋸南町一般会計予算」については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

…………… 休 憩 ・ 1 3 時 3 3 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 4 時 0 0 分 ……………

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に黒川大司君、副委員長に渡邊信廣君が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第 23 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 8 議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成方針の基本的事項について御説明いたします。

本町の国民健康保険を取り巻く情勢は、被保険者の高齢化による 1 人当たり医療費が増加傾向にある一方、後期高齢者医療制度への移行等による被保険者の減少、さらには景気の低迷など、今後も厳しい財政運営が想定されている中、国保財政調整基金も平成 24 年度末では、8,100 万円となる見込みでございます。

そのため、一般会計から財政安定化支援事業繰出金を繰り入れると共に保険料の医療分について 21 年度から 23 年度にかけて、引下げを行った分を多少元に戻していきたいと思っております。

それでは、予算内容を御説明させていただきます。1 ページをお願いいたします。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 12 億 4,840 万 3,000 円にしようとするものでございます。平成 24 年度当初と比較いたしますと 446 万 7,000 円 0.4%の減となるものでございます。

それでは、歳出から御説明しますので、13 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上してございます。

第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費につきましては、合計 7 億 4,669 万 6,000 円、対前年度比 1.2%の減でございます。平成 24 年度決算見込額に過去 3 カ年の平均伸率等を推計し、計上させていただきました。

14 ページをお願いいたします。

第 2 款保険給付費、第 2 項高額療養費につきましては、7,798 万 3,000 円、対前年度比 2.2%の増でございます。

15 ページをお願いいたします。

一番下になります。

第 5 項出産育児諸費、第 1 目出産育児一時金ですが、前年より 2 件減の 8 件分を見込みました。

続いて 16 ページをお願いいたします。

第 3 款後期高齢者支援金等ですが、これは、後期高齢者の療養給付にかかる費用総額の 40%を各医療保険者で負担する制度でございますが、今年度は 1 億 6,066 万 5,000 円、対前年度比 3.8%の増となるものでございます。

次に、第 4 款前期高齢者納付金等でございますが、これは、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入率によって、各保険者間で費用負担の調整を行う制度でございますが、今年度は合計で 5 万 9,000 円を計上いたしました。

17 ページをお願いいたします。

第5款老人保健拠出金、合計12万円でございますが、後期高齢者医療制度への移行により制度は廃止されましたが、過去の医療分の精算が考えられますので計上させていただいております。

第6款介護納付金ですが、介護保険給付分の30%を40歳から64歳の第2号被保険者が負担するもので、8,325万6,000円、対前年度比0.1%の減となります。

第7款共同事業費拠出金ですが、国保連合会を事業主体として行われている、高額な医療費に対する再保険制度で、国保連合会への拠出金ですが、恐れ入ります、18ページをお願いします。拠出金総額で対前年度比2.4%減の1億2,512万1,000円を計上いたしました。

続きまして、第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費1,065万6,000円でございますが、前年実績を考慮し計上させていただき、特定検診に係る委託料等が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。

第2項保健事業費、第2目疾病予防費、第19節人間ドック助成金250万円ですが、前年実績を考慮し計上いたしました。

次に、第3項特別総合保健事業費、第1目施設管理費1,499万3,000円につきましては、保健福祉センターすこやか維持管理費と保健事業に係る職員2名分の人件費等でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険料につきましては、対前年度比6.4%増の2億7,135万1,000円を計上いたしました。医療分の保険料につきましては、平成21年度から平成23年度にかけて、毎年引下げ、合計約20%、1人当たり1万1,590円程引下げを行い、基金を充当してきましたが、基金も厳しい状況となりましたので、9%程度元に戻させていただく予算となっております。

9ページをお願いいたします。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金の計の欄、1億9,871万9,000円ですが、対前年度比3.5%の減を見込みました。その下になります第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金ですが、前年度実績を考慮し計上させていただきました。

第3款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者に係る歳出分から保険料等を差引いた額が交付されるものですが、平成24年度の交付決定額を基に、対前年度比9.7%の増の7,664万9,000円を計上いたしました。

第4款前期高齢者交付金は65歳から74歳の被保険者にかかる療養給付費の負担調整として交付されるもので、3億784万7,000円の交付金を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金につきましては、前年度同額の4,760万円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は、高額な医療費の財政運営の安定化を図るための制度でございますが、前年度実績を考慮し計上させていただきました。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節の保険基盤安定繰入金ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担し、一般会計より繰り入れるものでございます。第2節の保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町が4分の1を負担して、繰り入れるものでございます。第3節の出産育児一時金繰入金は、町が42万円の3分の2を負担して、8人分を繰り入れるものでございます。第4節のその他一般会計繰入金は、「すこやか」の施設管理分等を繰り入れるものでございます。第5節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化等のため、新たに967万7,000円を繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度同額の6,000万円を予定いたしました。これにより、平成25年度末の基金残高は、2,700万円となる予定でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第8款繰越金につきましては、現時点で確実に見込める額として3,000万円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成25年度国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

○議長（中村豊）

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第23号「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 24 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 9 議案第 24 号「平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 24 号「平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成の基本的事項について御説明いたします。

本特別会計の主なものは、保険料収入と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、そして保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に関するもので、ものの予算であります。

それでは、1 ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 539 万 3,000 円にしようとするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、0.1%の増となります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費でございますが、後期高齢者の医療給付等に必要な事務的経費で、119 万 5,000 円を計上いたしました。第 2 項徴収費では、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、65 万 7,000 円を計上いたしました。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者数の増が見込まれ、対前年度比 32 万円増の 1 億 54 万 9,000 円を計上いたしました。

第 3 款保健事業費、第 1 目保健事業費 164 万円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うものですが、昨年同様安房地域医療センターに再委託し、保健福祉課との連携により総合検診の中で実施する予定であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第1款後期高齢者医療保険料総額では、6,774万2,000円で対前年度比、2.1%、148万7,000円の減となるものでございます。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金及び第2目保険基盤安定繰入金、これは保険料軽減額に対する補填分ですが、合わせまして3,445万8,000円を計上いたしました。対前年度比5.5%の増でございます。

一番下になりますが、第4款諸収入、第4項受託事業収入208万7,000円につきましては、広域連合からの委託による健診事業分が、主なものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、税務住民課長から議案の説明がありました。

これより、平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第24号「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号「平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第10 議案第25号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 25 号「平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」御説明を申し上げます。

本予算につきましては、第 5 期介護保険事業計画に基づきまして、編成をさせていただいたところでございます。

それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 25 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 9,929 万 8,000 円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、2,670 万 1,000 円、2.5%の増となるものでございます。

初めに歳出から御説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目の一般管理費 257 万 9,000 円でございますが、これは介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第 2 項の賦課徴収費、第 1 目の賦課徴収費 103 万 3,000 円は、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。

次のページ、10 ページをお願いいたします。

第 3 項の介護認定審査会費、第 1 目介護認定審査会費の 327 万 7,000 円は、認定審査委員 10 名によります、隔週ごとに実施をする審査会の委員報酬等でございます。

11 ページをお願いいたします。

この 11 ページから 13 ページまでの第 2 款保険給付費関係につきましては、介護保険事業計画に個々の給付見込みによりまして、編成させていただいております。

まず、11 ページの第 1 項介護サービス等諸費関係でございますが、第 1 目居宅介護サービス給付費から第 6 目の居宅介護サービス計画給付費までは、要介護 1 から要介護 5 に認定された方々に対する必要に応じた介護サービス費用でございまして、総額 9 億 6,235 万 6,000 円を予定しております。前年度と比較いたしまして、2,427 万 4,000 円、2.6%の増となっております。

12 ページをお願いいたします。

第 2 項介護予防サービス等諸費関係につきましては、第 1 目の介護予防サービス給付費から第 5 目の介護予防サービス計画給付費まで、これは要支援 1・要支援 2 に認定された方に対する予防サービス費用でありまして、2,577 万 6,000 円を予定いたしました。

前年度とほぼ同額となっております。

めくっていただきまして、13 ページをお願いいたします。

第 4 項高額介護サービス費は、1 カ月の利用者 1 割負担相当額が一定額を超えた部分に対して支給する費用でありまして、1,842 万 7,000 円を予定いたしました。第 5 項の高

額医療合算介護サービス費でございますが、その世帯における1年間の医療及び介護の自己負担額が著しく高額となった場合において、一定の上限額を超える部分について支給するものでございます。301万7,000円を予定させていただきました。

次に第6項特定入所者介護サービス費であります。施設入所されている方の食事代や居住費の負担額は、本人及び世帯の課税状況等に応じて決められております。低所得の方が利用した場合の本人負担を軽減するための費用として、4,674万3,000円を予定させていただきました。

15ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費であります。第1項介護予防事業費は、要介護状態等になることを予防するための費用でございます。職員1名分の人件費を含む事業費と、特定高齢者の把握のための生活機能評価に係る費用等、合わせまして1,558万円を予定させていただきました。

16ページをお願いいたします。

第2項包括的支援事業・任意事業費であります。これは高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談といたしまして、昨年度とほぼ同様の計上をさせていただいたところでございます。

以上が歳出でございます。

それでは、歳入について御説明させていただきます。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目の第1号被保険者保険料は、1億8,150万5,000円で、前年度と比較いたしまして131万6,000円の増額となっております。被保険者の人数の増加によるものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金1億8,705万8,000円ありますが、保険給付費の居宅給付費に対しては20%、施設給付費に対しては15%相当分が国から交付をされるものでございます。第2項の国庫補助金、第1目の調整交付金7,865万9,000円でございますが、保険給付費の7.44%相当分でございます。

第4款支払基金交付金3億1,112万2,000円は、第2号被保険者の保険料分といたしまして、保険給付費の29%相当分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第1項県負担金1億5,654万9,000円でございます。居宅給付費に対しては12.5%、施設給付費に対しては17.5%相当分が、県から交付をされるものでございます。第2項の県補助金485万円ありますが、地域支援事業交付金でありまして、地域包括支援センターで実施をする各事業に対するそれぞれの負担分として、見込額を計上したところでございます。

第6款の繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目の介護給付費繰入金1億3,215万7,000円は、保険給付費の12.5%相当額でございます。第4目のその他一般会計繰入金1,167万8,000円は事務費に係る町一般会計からの繰入金でございます。第2項基金繰入金、第1目の介護給付費準備基金繰入金でございますが、2,111万4,000円を基金から取り崩そうとするものでございます。これによります当初予算後の基金残高は、1,620万9,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより、平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたら、お願いします。

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

この介護保険制度についても、国が制度を変えてきております。

国の方では、この介護給付費を減らそうという形での制度改正をしております。軽度の方は介護保険から除外する方向を強めています。それから事業者などについては、介護保険の時間、サービスの時間の単位を小刻みにしたりとかという改正をしております。そういう改正が、鋸南町のこの特別会計にどういう影響を与えているのか。それから併せて、この安房地域の事業者ね。介護保険の関連の事業者にどのような影響を与えているのか。わかりましたら特別委員会の時にお答えください。

○議長（中村豊）

はい、よろしいですか。

他に。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第25号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算」について予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 26 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 11 議案 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」御説明申し上げます。

予算書の 3 ページをお開き願います。

実施計画に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、病院事業収益では 2,314 万円を見込みました。

第 1 項医業収益、第 1 目その他医業収益 315 万円でございますが、指定管理者が収受する証明書等の文書料であります。なお、指定管理につきましては、平成 25 年度から 29 年度まで、引き続き、「医療法人財団鋸南きさらぎ会」さんに指定管理させることになっております。

第 2 項の医業外収益であります。1,999 万円を計上いたしました。第 1 目他会計負担金 527 万 2,000 円でございますが、これは繰出基準に基づく企業債償還利息に係る一般会計からの負担金でございます。第 2 目他会計補助金 1,371 万 8,000 円でございますが、これは指定管理者交付金及び経費等に充当する一般会計からの補助金を計上させていただいたものでございます。第 3 目その他医業外収益 100 万円でございますが、指定管理者から徴収する職員駐車場及び医師官舎等に係る賃借料を指定管理者負担金として計上させていただいたところでございます。

以上が収入でございます。

次に収益的支出について、説明させていただきます。

病院事業費用でございますが、5,119 万 4,000 円を予定させていただきました。

第 1 項医業費用でございますが、4,320 万 7,000 円、第 1 目経費におきましては 415 万 3,000 円を予定しております。これは、企業会計に係る経理システムの賃借料並びに保守料、建物火災保険料、修繕料等の諸々の経費を計上したところでございます。第 2 目の減価償却費でございますが、2,805 万 4,000 円。それと、第 3 目指定管理者交付金は施設の経年に伴う修繕費の増等を見込み、病院の運営費 800 万円及び証明書等の文書料から消費税を除いた 300 万円の計 1,100 万円を計上したものでございます。

第 2 項医業外費用でございますが、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。これ

は建物及び機器等に係る企業債の償還利息 798 万 7,000 円でございます。

右のページ、4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。資本的支出、企業債償還金は、建物及び機械に係る企業債の償還元金 4,741 万 1,000 円でございます。収入におきましては、支出と同額を一般会計出資金として繰り入れを受けるものでございます。

めくっていただきまして、5 ページをお願いいたします。

25 年度の資金計画であります。年度末の資金残高は 610 万 8,000 円と見込んでございます。

6 ページから 8 ページは平成 24 年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、9 ページ及び 10 ページは平成 25 年度の予定貸借対照表を添付させていただきましたので、後ほど、御覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑ありましたらお願いします。

○議長（中村豊）

はい、質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎議案第 27 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 12 議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題とい

たします。

水道副課長より、議案の重点説明を求めます。

水道副課長 杉田和信君。

〔水道副課長 杉田和信君 登壇〕

○水道副課長（杉田和信君）

議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算について」御説明いたします。

予算書 1 ページ及び別添の予算説明書、併せて御覧願います。

第 2 条業務の予定量でございますが、平成 25 年度は、給水戸数 3,732 戸、5,478 栓、給水人口 8,720 人を予定し、年間総給水量を 118 万 5,600 立方メートル、一日平均給水量を 3,248 立法メートル、一日平均 1 人当たり給水量を 372 リットルといたしました。

給水戸数、年間総給水量等は平成 25 年 1 月末までの実績を基に推計させていただきました。

第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的収入及び支出につきましては、3 ページから 5 ページの実施計画に基づきまして、御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

収益的収入でございますが、第 1 款水道事業収益の総額を 4 億 4,353 万 9,000 円と決めました。第 1 項営業収益を 2 億 8,569 万 7,000 円とし、主な収益としまして第 1 目給水収益で 2 億 8,448 万円を計上しました。

第 2 項営業外収益では、1 億 5,784 万 2,000 円を計上しました。

主な収益としまして、第 2 目県補助金は、市町村水道総合対策事業県補助金として 7,700 万円を、第 3 目他会計補助金では、一般会計より市町村総合対策事業分として 8,000 万円及び児童手当分として 81 万 6,000 円の計 8,081 万 6,000 円を計上いたしました。

なお、県補助金につきましては、一般会計からの補助金の約 95%を見込んでおります。

4 ページを御覧願います。

次に収益的支出でございますが、第 1 款水道事業費の総額を 4 億 3,910 万円と決めました。

第 1 項営業費用では、3 億 8,220 万 2,000 円を計上しました。

主な支出としましては、職員給与費 6,544 万 1,000 円、委託料 1,508 万 9,000 円、各施設の修繕費 1,050 万 6,000 円、動力費 936 万円、薬品費 752 万 1,000 円、南房総広域水道企業団からの受水費 1 億 4,428 万 6,000 円及び減価償却費 1 億 1,541 万 3,000 円を計上いたしました。

第 2 項営業外費用では、5,679 万 8,000 円を計上しました。企業債利息 5,034 万 1,000 円が主なものです。

5 ページをお願いします。

資本的収入でございますが、第 1 款資本的収入の総額を 3,570 万 3,000 円と定めまし

た。

第1項分担金は、新規の給水装置の設置件数、口径13ミリ20件、20ミリ1件を見込み、300万3,000円を計上しました。第2項企業債は、本年度予定いたします町道1107号線及び町道2059号線の配水管更新工事と浄水場濾過池ベンチュリ管改修工事に係る借入金としまして3,270万円を計上しました。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出の総額を1億6,593万7,000円と決めました。

第1項建設改良費につきましては、3,464万1,000円を、第2項企業債償還金においては、1億3,129万6,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,023万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんすることと決めました。

2ページにお戻り願います。

第5条企業債につきましては、配水施設改良事業で、2,790万円を、浄水施設改修事業で、480万円を限度とし、利息5%以内で借入することを決めました。

第6条予定支出の各項の経費の流用につきましては、消費税及び地方消費税の支出に対して不足が生じた場合のみ、営業費用と営業外費用との間で流用を行うことを定めたものでございます。

第7条においては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして職員給与費と交際費を定めたものでございます。

第8条他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金額を計上しました。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、貯蔵品として取り扱う薬品、配水施設材料等の購入に当たり、限度額を1,461万7,000円と決めました。

6ページをお開き願います。

平成25年度の資金計画について、御説明いたします。

平成25年度の受入資金の予定額は、平成24年度決算見込みに対し、570万6,000円減の7億276万8,000円を見込みました。対する支払資金の予定額は、平成24年度決算見込みに対し、957万2,000円増の4億9,300万2,000円を、と見込みました。差し引きにおいて、平成25年度末における資金残高は、2億976万6,000円となる見込みでございます。

7ページから9ページは、職員の給与等に関する明細。10ページから12ページは、平成24年度の鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表。そして、13ページから14ページは、平成25年度の鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、後ほど御参照願います。

なお、14ページの資本の部、5の資本金、括弧2、借入資本金、企業債の残高は、平成25年度末で、15億2,390万7,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中村豊）

ただいま、水道副課長から議案の説明がありました。

これより、平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたら、お願いします。

○議長（中村豊）

はい、1 番渡邊君。

○1 番（渡邊信廣君）

水道会計については、昨年度から、一般会計から繰出しを 1,000 万増やして 8,000 万にする中で、水道料金を 5% 値下げをしました。そういう状況の中において、水道料そのものも年々減少をしていると思います。そういう中ですね、石綿管等の工事費もまだまだ鋸南町は多い中で、漏水等も多いと思われませんが、そういう中においてまだこの予算を見ますとですね、修繕料等について 1,000 万程度しかない中で、今後の対応策についてを伺いたいと思っています。

○議長（中村豊）

はい、他に。

ありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、議員総会を開催しますので、議員は委員会室でお願いいたします。

…………… 休 憩 ・ 1 4 時 4 9 分 ……………
…………… 再 開 ・ 1 5 時 3 0 分 ……………

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 13 請願第 1 号「鋸南開発㈱の汚染土壌処理施設設置計画について反対を求める請願について」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号「鋸南開発㈱の汚染土壌処理施設設置計画について反対を求める請願について」は慣例により、産業常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

はい、渡邊君。

○1 番（渡邊信廣君）

この件については、十分議論が尽くされていると思います。

したがって、委員会の付託を省略していただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、ただいま渡邊議員から動議が出されました。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔2 名以上挙手あり〕

○議長（中村豊）

挙手 2 名以上の賛成者がありましたので、成立しました。

1 番渡邊信廣君の動議を議題として採決します。

動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手 多数〕

○議長（中村豊）

挙手多数。

よって請願第 1 号について、委員会の付託を省略することは可決されました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

紹介議員 渡邊信廣君から主旨説明をお願いします。

〔紹介議員 1 番 渡邊信廣君 登壇〕

○1番（渡邊信廣君）

「鋸南開発株の汚染土壌処理施設設置計画に反対を求める請願について」、紹介議員は私渡邊と、緒方一幸議員でございますが、私から。

小藤田一幸議員でございますが、私からこの請願について、説明をさせていただきたいと思います。

なお、請願については、平成 25 年 2 月 25 日「鋸南町の環境と子どもを守る会」代表金木健治氏から提出されたものでございます。

まず、この計画は町にとって重大な問題だと思っております。当町は今まで外部から建設発生土は元より、汚染土壌など一切入ったことのない、自然環境の素晴らしい町でございます。一業者のために、汚染土の町のレッテルをはられるなど言語道断だと思います。また、町の人口の減少に歯止めのかからないわが町においては、町の活性化は最重要課題であり、風評被害も含め、次代に遺産を、負の遺産を引き通じてはならないと考えます。

○議長（中村豊）

渡邊君。

これ主旨説明ですので。

○1番（渡邊信廣君）

はい、わかりました。

それでは請願主旨を申し上げます。

私たち周辺地域住民は、これまでの採石事業によって、粉塵被害やダンプ公害、排水による河川への土砂堆積等により多大な迷惑を受けてきました。

今回の鋸南開発株式会社が千葉県に提出している汚染土壌処理施設設置計画は特定有害物質に汚染された土壌を 147 万立米という膨大かつ 5 年という長期間にわたって埋立てる計画であり、永久に変わることのない有害物質を耐用年数のある施設で保管し続けなければならないもので、負の遺産を次代へ残す計画でございます。

また、これまで以上に住民生活や町の基幹産業である農業・漁業及び観光産業に甚大な影響を及ぼす恐れがあるほか、搬入道路には小学校や保育所が隣接するなど、子どもたちの安全の確保や、自然環境といった広い範囲へさまざまな悪影響を与えることが懸念されます。さらに、町内にはこのほかに 6 カ所の採石場があり、この計画が許可になれば、採石処分、さいせ、さいせい、失礼しました。

最終処分場の町になりかねません。よって鋸南町の将来に重大な影響を及ぼし、町の総合計画や、政策に根本的に反することです。以上のことから、鋸南町の、鋸南町議会において反対を決議し、千葉県に対し反対する意見書の提出を求めるものです。

以上議員各位の御理解・御賛同をお願いしまして、説明を終わります。

○議長（中村豊）

はい、これより紹介議員に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、9番笹生君。

○9番（笹生正己君）

ただいまの請願の文書の中に事実と異なる点がいくつかございますので、質問をさせていただきます。

紹介議員が1名少なくなっているんで、2名の方、おいでですので、それぞれに質問いたします。

質疑は3回ですので、1回目は長くなります。メモを取ることをお勧めします。

まず1番議員の渡邊さん、説明理由の2行目。河川への土砂堆積となっていますが、地域振興課の課長を経験しておられたので、御存知かと思うんですけども、以前名指しはしませんでした。執行部が答えています。「原因の多くはこの会社ではない」と私は認識しておりますが、いかがでしょう。

もう1点。

不溶化施設の申請が出ていないということに対して、説明を受け、理解しているのではないかと私は思うんですけども。この点については、26日に説明を受ける以前から聞いている話、聞いているはずですが、聞いても頭から否定しているとしか考えられません。いかがでしょうか。

さらにもう1点。

町の基幹産業に、農業、そして観光を挙げてありますが、採石業者、事業、そして、車・船・重機関係、関連業者はこの関係も含めて生業としている人間が多くおいでになります。今は衰退したといえ、まだまだおいでになります。この町で、売れる石が出るからなんです。この町では、重要な産業であると思います。かつては、本当に重要な産業だと、だったと思います。いかがでしょうか。

そしてもう1点。これ、関連していますので、1番の渡邊議員に聞きます。

この町の基幹産業に甚大な影響とありますが、どのような影響があるんでしょう。法的に答えていただきたいと思います。

続いて、2番議員の小藤田さんにお尋ねします。

岩石採取に歯止めがなくなれば、あ、なくなれば、あ、なくならなければ、最終処分場の町になりかねないと記してあります。先ほどの質問の中でも述べましたが、売れる石があったからこそで、世の中の商売、需要があるから供給があるわけです。京葉工業地帯がこの石で海底が埋め立てられ、その上にできたのは御存知かと思えます。現在羽田の工事が終わって、滑走路の工事が終わって、東京湾にはもう大きな埋立てプロジェクトがないであろうと言われる、言われている現在、どうして歯止めがなくなるん

ようか。

そしてもう1問。

署名について、ある議員の方に先日お話した際、本人が書いていない署名も多いと私申し上げました。署名運動の署名なんてそんなものですよとおっしゃいました。私も一部そのような認識は持っておりますが、貴方はどのようにお考えでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（中村豊）

はい、それでは渡邊議員。

〔紹介議員 1番 渡邊信廣君 登壇〕

○1番（渡邊信廣君）

私については、慣例を含めて4点の御質問をいただいたと思います。

まず1点目、土砂の堆積について、まあこの関係の因果関係だというふうに思いますが、この関係についてはですね、私も地元住民であります。まあ、そういう中にですね、これはあまり言いたくないんですけども、人の見えない時間帯になった時に、かなりものを流されたことも、私は現実見ているので、そのことも含めて土砂の堆積につながっているものというふうに私は思っています。また、他の方々の、まあ、今回この請願については環境を守る会の方々が書かれた文書でございますが、当然他の方々についても、そういうことがあったのではないかなというふうに思います。

次に2点目の不溶化の関係ですけれども、このことについて、去る2月26日の日に話し合いをしました。その中で、はっきりとその、不溶化についてなにを言ったのかは私は覚えていないんですが、ただ、これは政令指定都市である市川市の方の市役所に確認した時点で、本来不溶化というのが基本の自然由来のものをですね、不溶化したものを、あそこに埋めるんだという状況であったんですが、未だこの不溶化処理施設にはまだ申請が出ていないという事実を私は申ししたように記憶をしております。

3点目、ダンプとの、での生業ということで、ありますが、これについては私が職員の時に採石業者の方々とお話しをしたことがありますけれども、これについては長い時間、なかなかやれないんだと、もう既にそういう社会資本の整備もなかなかこれから大きな事業はないというようなことの中で、これからはもう縮小していくと、やめていくんだというふうなお話も聞いておった中で、現在、実際にはですね、重要な産業だというふうに笹生議員おっしゃいましたけれども、現在のところでは、町内の中でですね、本当にダンプに携わっている方々もやめられる方が結構多くなって、まあ、人数は何人とはわかりませんが、まあ、非常に少なくなったなというふうに私は思っております。

それから関連でですね、農業・漁業に甚大な影響を及ぼすというようなことが言われていますが、これは私の見解ですが、今までは社会資本の整備のために、鋸南町から採石を運んで、羽田だとか、いろいろな所の埋立てをした。これは重要なことだと思って

います。だ、しかし、逆に今度は、まあ、それは自然由来にしても、汚染土というものを鋸南町の中で最終処分をしてということについて、いかがなものかなと同時に、今はPm2.5もありますけれども、日本人は環境に非常に敏感な人種でございます。実際に埃だとか、いろんな面で今ネット社会でございますので、そういう意味も含めて先ほど言いましたけれども、風評被害も含めて、甚大な影響を起こすのではないかというようなことを申し上げました。

以上で笹生議員の質問に対しての答弁といたします。

○議長（中村豊）

小藤田議員お願いします。

〔紹介議員 2番 小藤田一幸君 登壇〕

○2番（小藤田一幸君）

それではあの、採石の件について答えます。

私はあの別に、採石が悪いとか、なんとかっていうことは一切言っておりません。ただその、採石の掘った後にですね、県との契約書、誓約書の、にあるようにその掘った石を脇に置いておいて、掘ったらばその石でもって埋める。そうしてほしい。ところが他のいろんな、他の、それ以外のものを入れるということに対して私は、それはまずいんじゃないかということで、意見を言っているわけです。

それからもう1つ、自然と何とかを守る会ってありましたね、今住民運動をやっている方の署名の仕方について今質問がありましたけれども、実際私は一緒にやっていないので、その方法については答えられませんので、なんとも言えません。

以上です。

○議長（中村豊）

歯止めがなくなる云々という質問だったと思うんだけども。

採石場跡地の歯止めがなくなっちゃうというふうなき、質問があったと思うんだけど。じゃあまあいいや。

再度その件については笹生議員また。

笹生議員再質問。

はい、笹生議員。

○9番（笹生正己君）

本来はどちらが答えられてもよろしいんですが、あえて、それぞれに聞いてみました。渡邊議員の答えの中に、私が聞いたのは大きな原因、一番の大きな原因はその会社じゃないでしょう、ないですねって聞いたんです。それはそこも一因ですよと答えられましたけれども、一番大きな原因は違うところでしょうっていうふうに聞いたつもりですけども。

それと、不溶化申請が出ていない。26日に聞いていて、聞いていなかったんですか、

貴方。不溶化申請は、こちらが落ちた、下りた暁に出る、申請するんだって説明受けるじゃないですか。違います。まあ、耳が悪いつてことだからわかりませんけれども。

風評被害っていうのはこうやって看板があつて、観光協会の方がおっしゃっていましたけれども、こういう看板、まあいろんな所で目に付く場合があります。金谷でも一時そういうのがいっぱいありました。御存知だと思います。それでその後、また金谷で建設残土が揚げられていますけれども、逆にこういう看板こそが、風評被害を生む一因になっていませんか。

それと、歯止めがなくなるって、私は関連業者かもしれませんが、間違っていることは間違っているとはっきり言います。私はいいと思つたらとことんこうやってやります。この文章が、私先ほど出された、この請願文章がおかしいつてお二人に申しているんです。自分の聞いていなかったこと。そういうことまで、入っているこの文章で出されて、はいそうですかつて言うわけに、私はいきません。

もっと質問はいっぱいあるんですけども、今、今聞いたところだけにしておきます。

○議長（中村豊）

はい。

じゃあはい、渡邊君答弁をお願いします。

[紹介議員 1 番 渡邊信廣君 登壇]

○1 番（渡邊信廣君）

1 点目のですね、堆積土の関係、大きな原因ではない、じゃないかというようなことですが。私もですね、この件については、大きな原因か小さな原因かについてははっきりわかりませんが、我々も現実の姿を見ているということで、これは大きい小さいかについては、私もしっかりとわかりません。

2 点目、まあ、不溶化の関係についてでございますが、私は請願文を読み上げた中では、今回の不溶化の問題は入れなくてしゃべられて説明をさせていただきました。それは笹生議員の言われるようなこともあつて、今回の私が説明した中には入れなかった。当然環境を守る会の方々の中であつた文章ということもある。また、時間的な、これも請願が出されたのも、2 月 25 日、その後 26 日に全員協議会の中で業者さんの方から説明を受けたということもあつて、その辺については、時間の中で、わからないことが請願として出てきたということについて、御理解をいただきたいと思っています。

3 点目、風評被害ということですが、この看板だとか、あるいは昇り旗だとか、そういうのも、ということであつたように、そのような質問でしたかね。それも風評被害でないかというような御質問でよろしいでしょうか。まあこの件についてはいろんなとり方があろうかと思つています。今はこの環境を守る会の方々が一生涯懸命努力をしてなんとかこれを取り下げてほしい。鋸南町を汚染土の町にしてほしくない。そういうことから大反対をして、あの方々、あの旗を立てて皆さんに呼びかけて、取り下げていた

だきたい。やがてこれが取り下げてもらって、今までも先ほど言いましたけれども、今までは鋸南町は建設発生土も汚染土も一切入ったことのない町でございますので、そういう良い環境に戻してほしいというような一念でああいう旗を立てていると思いますので、私は今現在あの旗は風評被害だと思っております。

以上です。

○議長（中村豊）

笹生議員、再質問。

はい、笹生君。

○9番（笹生正己君）

署名、先ほど2問目で聞けばよかったですけれども、署名について伺います。

これはテープ、CDはお聞きになったかと思うんですけども、間違った説明をしている。私が聞いたところでは、ある方が放射能に汚染された土を持って来られたら困ると、そういう説明をしていたそうです。まあ、その方は、私直接聞いたことじゃないんで、確信を持って言えませんけれども、あのテープの中に違う説明をして署名してもらっている。この署名を錦の御旗として、それで反対者がこれくらいいる。違った説明を受けて、誤解を受けている人が、私としてはいかに多いかと思うわけです。信憑性がないと言ったら過言かもしれませんが、そういう人間がかなり多い。ましては違う人が書いて、それで、それを証言してくれる人まで確保してあります。あるとのこと。そうするとこの数字が全て壊れるんじゃないですか。そういう数字を入れてある、この請願書、これをもって、意見書を提出するのは、私はいかがなものかと思えます。

それについて教えてください。

○議長（中村豊）

はい、渡邊議員。

〔紹介議員 1番 渡邊信廣君 登壇〕

○1番（渡邊信廣君）

ただいまの御質問でございますが、この件については、私はまだそういう話を聞いたことがございません。笹生議員からですね、全協の時にそういうようなお話は聞いております。しかし、これは私どもが、まあ、これは環境を守る会の方々が一生懸命署名をされている中で、この件については、私はこれがどうだったのかははっきり言えませんので、これは御容赦いただきたいと思えます。

なお、私も署名活動をさせていただいた中で、まあ、実際に鋸南町の町民の方々の中にはまだこの問題を知らない方々も結構いらっしゃいました。それで中には、町の活性化になれば良いんじゃないかというようなことで、署名をいただけない方もいらっしゃいました。まあ、場所にいってはずですね、やあ、その近くにもそういう問題を抱えているものがあるんだと、非常に心配だというような、対岸の火事ではないというふうな方

もいらっしやいました。中には、私はPTAで本当は嫌なんだけど、書けないんだよねというような方もいらっしやったわけで、これは笹生議員がおっしやっるようにですね、いろんなことがあろうかと思えます。しかし、これは、ここの今の全体ですね、72%というような数字に近いものが出てきているということは、町民の、特に流域ですね、勝山・佐久間地区の方々については、この請願の中にも、当初の請願の中にあるように、非常に高い方々が反対をしているということは、これはですね、一部そういう問題があったとしても、町民の民意という部分では、大半の方々がこの持ち込みについては大反対だというふうなことをもっておりますし、私は町の議員として、町民ですね、皆さんの意向を、我々が一生懸命守っていく、そういう形の立場だということでですね、私も署名活動をやらせていただきました。

以上で質問、答弁を終わります。

○議長（中村豊）

他に質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方。

はいじゃあ、鈴木君。

〔4番 鈴木辰也君 登壇〕

○4番（鈴木辰也君）

私は、この請願に反対の立場から討論を行います。

今回のこの請願の文書内容と事業者との説明とは大きな違いもあり、客観的な資料も提出されておられません。この件については、委員会付託をし、委員会において審議すべきものと考えます。そして、委員会において学識経験者や利害関係者を参考人として出席を求め、含意についての現状、問題についての意見を聞き、委員会は中立・公正な立場から審議を行うべきと考えます。

このような考えから、請願の審査が十分に行われていない状況での請願の採択には反対いたします。

以上です。

○議長（中村豊）

他に討論がありましたら。

はい、賛成の方。

はい、三国君。

〔12番 三国幸次君 登壇〕

○12番（三国幸次君）

私はこの請願に賛成の立場から討論いたします。

私はこの鋸南開発が一番最初に説明会を開いた時に、「あ、これは大変なことになる」ということで、とにかく反対しなければいけない、なんとしても止めなければいけないという思いでございました。そして、最初に私が一般質問で取り上げてから、ちょうど1年になります。この1年を期に、環境、「鋸南町の環境と子どもを守る会」から請願が出されました。

この文章については、素人が請願文書を用意したりとかって、一部正しくないところとか、なんとかありますけれども、この採石場跡地に汚染土壌を持ってきて、最終処分場にするということに反対というその主旨に賛同しております。

そういう意味で、議員の皆さんにも、ぜひともこの鋸南町が汚染土壌の処理場にならないように、まして、鋸南町の他の採石場も、深堀をしている所もあります。当然皆残土なりなんなり持ち込んで埋め立てようというような動きも以前から出ております。そういう意味で、一度そういうものの持ち込みが許可されれば、次は止められなくなります。ですから、なんとしても、この採石場跡地を埋め立て処理場にすることは止めたいという強い思いを持っております。

議員の皆さんにもぜひとも賛同していただきたく、討論とします。

終わります。

○議長（中村豊）

はい、討論のある方。

はい、笹生議員。

〔9番 笹生正己君 登壇〕

○9番（笹生正己君）

私はこの請願を受け、意見書を出すことを反対の立場から討論いたします。

ある団体に所属している方の配布した不安をあおる一方的な書き方をした1枚のチラシ。これは「環境と子どもを守る会」の幹部の方も認めておりますが、これからは反対の運動となり、そして今日の請願を出すまでになったと私は認識しております。

この方々が申しておりましたが、ネットだけでなく、各方面に出かけ、勉強したとおっしゃっていました。確かに、詳しい情報を持ち、知識も豊富で、議員の方々の知識の方が疑問があるとも申しておりました。まあ、ある意味、本当のことと思います。

しかしながら、反対するための質問をして、返ってきた答えを全てとした知識も多く、例えば処理施設の関係者に「日本中の基準超過土を処理できるか」と問えば、その能力がある施設ですので、当然「どこの土でも処理できる」と答えます。これが日本中の土が運び込まれるというような考えになるかと思えますけれども、それは全く事実とは違います。また不溶化されることの、これ事態信用していないところがあるように私は感

じました。大学教授のネットでの寄稿文、それも一部削除すべきだと言っておりましたことが、そう思ったきっかけです。世の中、その立場になってみなければわからないことは多くございます。議員でも、同様ですが、酪農でしたら、酪農家でしかわからないこと、漁業従事者でなければわからないこと、それと同じく、建設業にも多々あることは理解していただけることと存じます。その情報は頭から否定し、嘘だと感情的にさえなる。これでは、本質を見ていないことですし、法的に相手方が対処してきたら恥をかくだけでは済まないことは明白です。以前、反対したら議員の良識、あるいは資質が問われるとまでおっしゃる方がおいでになりました。この法的にも根拠のない請願が通るようでしたら、それこそ、鋸南町の議会議員の資質が問われることになるのではないのでしょうか。議会人であれば、本質まで理解し、町民を、町民に正しい知識を説明し、正しい判断をしてもらうことこそが大切ではないかと私は考えています。町内の賛成・反対だけではなく、第三者的な県の判断に委ねている現状でもあり、この請願を受け、意見書を提出することに私は反対します。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に賛成討論の方、おいでですか。

はい、緒方議員。

〔3番 緒方猛君 登壇〕

○3番（緒方猛君）

私は請願に対し、賛成の立場から討論を述べさせていただきたいという具合に思います。

今日は傍聴の方も大勢いますので、私が賛成に至ったわけをですね、議員の方にはちょっとくどくなるかもわかりませんが、しっかりと述べさせていただきたいという具合に思っております。

若干、聞いていただきたいと思います。

私は今回の埋め立ての問題は大変大きな問題だという具合に思っております。かつ、未来永劫って言ったらい過ぎかも知わかりませんが、少なくとも大変長い間のですね、環境に関する問題で、企業、あるいは町民の方のですね、立場を考えると、そのことを、今回のこの埋め立てのことをですね、正しく理解して、その上で判断をする必要があるという具合に思っております。で、笹生議員さんも、十分わからなくて言っている部分があるんじゃないかという御指摘がありました。私はこのことについてですね、輕輕に賛成・反対の意見をですね、自分なりの意見を個人の意見を、決めるべきではないという具合に私は結論付けました。そうしてどういうことをやったかと言うと、いくつかを申し上げますけれども、今までこのような行動をやってきました。とってきました。その一つはですね、汚染土の発生元であります外環自動車の工事をやっている場所。具体

的には松戸から市川までの12.1キロですが、その土が来るという具合に業者さんから去年の6月に説明を受けております。じゃあそこに行ってみようじゃないかと、環境の問題っていうのはですね、いくら言葉で話し合ってたって説明を受けたって、実際の現場を見ないことにはですね、結論の出ない話だと私は思っております。したがって、ここにおられるですね、同僚の3人の議員さんと一緒にですね、国交省の松戸にあります関東自動車局と言う所に行って、トップの方にですね、実態はどうなんですか、どこを工事するんですか。

○議長（中村豊）

緒方議員。

討論ですので、経緯とかそうじゃなくて、こうだから賛成ですという、手短かに一つ。

○3番（緒方猛君）

はい。

というようなことを聞いてきました。で、その結果ですね、鋸南に来る土はその段階ではないよと。このことについて私はしつこくですね、昨年、その後、3回、先月も、同じことを聞いておりますが、やはり鋸南に来る土はないということを言っております。

で、同時にですね、ネクスコというところが、同じような工事発注をしているという具合に聞きました。ここについてもですね、先月同様の質問をしました。ここについても、鋸南に来る土はないということが言われております。そういう答えをもらっております。

それから県庁でですね、許認可権がある所に行ってですね、これも関係者と行ったんですが、県には2回行きました。で、そこでいろいろ情報を得るといようなこともしてきました。これは皆さんあまりやっていないと思うんですが、私は鋸南開発の柴田社長の所にですね、個人的に行って、この問題をいろいろ議論しております。加えてインターネットで何回も私は質問して、同様に社長からですね、柴田社長からその答えをもらっております。そういう会話をしながら、意見交換をしながら、なおかつ決めた答えがやはりこの町にですね、持って行った時は町ですね、言わばきれいな土を持っていくと。それで最後に埋め戻す時には、先ほども話がありましたけれども、県にその申請をしている話とはですね、話も、ちが、同じではない、異質な汚染土を持って来て埋めるということについては大変失望しております。

以上環境のことですから、できるだけ現場を見るということに努めてまいりました。

その結果、今言ったのが、土がですね、来ないという情報だとか、この町の先ほど話がありましたが、売りはやはりなんと言っても自然の環境、あるいは観光がですね、大きな要素だと思っております。で、今まで採石でですね、いろいろトラックの問題だとか、町の自然がですね、緑が豊かだと、それから里山がきれいだというのが総合計画等々に入って、載っています。だけどジワジワそれが、蝕まれていっている。今回また、最

後にですね、そのお返しが汚染土で返ってくるということについては、個人的にはですね、どうしても耐えがたいということで、反対をせざるを得ないというのが私の結論でございます。

以上で終わりますけれども、ぜひ御理解をいただいて、反対の方にまとまるようにですね、お願いをしたいという具合に思います。

以上です。

○議長（中村豊）

他に、討論のある方。

反対。

はい、松岡君。

〔8番 松岡直行君 登壇〕

○8番（松岡直行君）

この請願採択に反対する立場から討論します。

ただ単に、危ないんじゃないか、だけでいいのか大変疑問があります。

残土問題等の過去、また周辺自治体での状況は、仮に地下水が住民の水源となっていたとか、そういうことで反対をするなら意味がありますが、今回の請願のように、ただ単にイメージだけが先行し、反対を決議することには反対です。

反対する根拠が不明です。法律が厳しくなったから規制されるようになったために、埋立の許可が必要となったのです。

日本は、法治国家です。残土の問題は、法律で手続きがされ、粛々と進むものであると理解をしています。企業の自由な活動は、法律に違反しない限りは制限すべきではありません。許可がされれば、町は、住民の生活環境を守る立場から、ダンプ等の交通の問題等の意見を入れ、話し合い、環境協定を結ぶべきです。

このような重要な議論が分かれる案件を数の原理で、委員会付託にしないで、十分な議論もせずに本会議で採決することは鋸南町議会の価値を下げるものだとも思います。

以上の理由から、請願の採択には反対をいたします。

○議長（中村豊）

はい、他に討論ありますか。

はい、伊藤君。

賛成、はい。

〔7番 伊藤茂明君 登壇〕

○7番（伊藤茂明君）

この請願に賛成する立場から討論をさせていただきます。

私は今回の汚染土の埋め立て計画について、事業者より3度説明を受けました。また、質問をさせていただきました。しかし、いずれも将来の不安を払拭するような説明では

ありませんでした。

この計画が進むとしますと、かつて、長年苦しめられてきたダンプ公害・粉塵公害にまた苦しめられる。そんな思いがあります。

現在鋸南町では水仙の出荷本数 800 万本とされています。そしてこの水仙観光、また頼朝桜の植栽 1 万 4,000 本、これに関する桜観光。そして、紫陽花あるいは芙蓉の植栽により、観光立町としての将来が期待されています。

万が一、環境汚染問題が発生した場合、この町の将来も閉ざされてしまうと考えます。また、汚染問題が発生した場合には、第 1 次産業、農業・漁業、これには甚大な風評被害、あるいは実被害、これにより壊滅的な状態が予想されます。

一度埋めた汚染土は 2 度と掘り出すことはできないと考えます。そして、鋸南町の土として有り続ける、こう考えます。私はこの町で生まれ、そして、この地で育ちました。そして私の子どもも、そして孫もこの土地で生きて、続けてくれると思っています。仮に汚染土から環境問題が発生した時、この土地を逃げ出すわけにはならないわけです。

この豊かな自然の中で、将来に不安を残すような負の遺産を残してはならない。こう考えまして、この請願に賛成をいたします。

○議長（中村豊）

討論はありますか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます・

[挙手 多数]

○議長（中村豊）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩 ・ 1 6 時 1 8 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 6 時 2 0 分 ……………

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、議案付託表、会期日程表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。

休会中の3月8日、そして3月11日午前10時から議案第22号一般会計予算の審査を、また23号から27号の各議案の審査を開催いたします。

◎散 会

○議長（中村豊）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月8日及び3月11日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いします。

最終日の3月14日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 1 6 時 2 1 分 ……………

平成 25 年第 1 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 25 年 3 月 1 5 日 午後 2 時開議

日程第 1	議案第 2 2 号	平成 25 年度鋸南町一般会計予算について
日程第 2	議案第 2 3 号	平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第 2 4 号	平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4	議案第 2 5 号	平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第 2 6 号	平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第 6	議案第 2 7 号	平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算について

平成 2 5 年第 1 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号の追加 1〕

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

追加日程第 1	議案第 2 8 号	副町長の選任について
追加日程第 2	発議案第 2 号	鋸南開発㈱の汚染土壌処理施設設置計画について 反対する意見書（案）について
追加日程第 3	発議案第 3 号	小学校跡地等利用検討特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副 町 長	川名 吾一 君
教 育	長	富永 清人 君	会 計 管 理 者	篠原 一成 君
総務企画課長		内田 正司 君	税務住民課長	渡邊 昌廣 君
保健福祉課長		前田 義夫 君	地域振興課長	福原 傳夫 君
教 育 課 長		菊間 幸一 君	水道副課長	杉田 和信 君
総務管理室長		三瓶 睦 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	高橋 一利	書	記 醍 醐 陽 子
---------	-------	---	-----------

◎開議の宣言

○議長（中村豊）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中村豊）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第 22 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 1 議案第 22 号「平成 25 年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 25 年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

審査に当たり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

初めに議会事務局関係について、「埋立問題など全体のテーマについて、調査に行くのは当然であり、調査費的なものがあるのもいいのでは」との質疑に対し、「議員派遣は、議会で意思決定し、行なわれるものです」との答弁がありました。

次に総務企画課関係について。

初めに、総括質疑について報告します。

「自民政権後、経済対策等の実施に伴う鋸南町財政への影響について」との質疑に対し、「国家公務員と同様の給与削減を前提とし、普通交付税の基準財政需要額がおおむね 3,000 万円を削減される見込みですが、地域の元気づくり推進費がおおむね 3,000 万円増となることから普通交付税額には影響はないものと思います」との答弁があり、「国の方針で自治体が振り回されるのは良くないが、今回の経済対策で町が助かっているというのも理解できる」との意見がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「まちづくり支援事業は、よい事業だが、手弁当で事業を行なっている団体に支援する町の仕組みなど考えはあるか。また、使いやすい補助なのか」との質疑に対し、「組織が自立するための支援であり、2年補助を3年補助に伸ばす方向で検討しています。また、団体の現状を見極め検討します」との答弁がありました。「経済的な仕組みだけではなく、人的支援の形態もあるので、ぜひ支援に力を入れてほしい」との要望がありました。「循環バス調査検討委託とは、町の公共交通全体を検討するものなのか。また、バスの耐用年数が後4年程度だが、それまでに運行形態を見直す必要があると考えるが」との質疑に対し、「循環バス調査検討委託は、効率的なバス運行について検討するもので、平成25年度は1年をかけて委託見込みです」との答弁があり、「循環バスについては、小学校も統合するので、スクールバスとの混乗など、より効率的な運行を検討してほしい」との要望がありました。「循環バスは、本来、公共交通で賄う部分を補うようにボランティア送迎などがあるが、充分ではない。総合的な検討がされているのか」との質疑に対し、「今回の調査の中で現状を把握し、住み分けや方法論を検討する考えです」との答弁がありました。「都市交流地域情報データベース委託と現在のホームページとの関連は」との質疑に対し、「データベース化により、現行のホームページの改修が必要となり、700万円程度かかります」との答弁がありました。「議員控室の空調改修工事について、設計委託が必要なのか」との質疑に対し、「規則に従った、沿った通常の手順です」との答弁がありました。「現状での都市交流施設のコンサルプランが町長の言う“ランドマークプラン”なのか」との質疑に対し、「基本調査段階でのプランです」との答弁がありました。「運営事業者等選定委託、直売所運営体制構築人材育成委託の実施見込み、また、スケジュールは」との質疑に対し、「運営事業者選定は、予定では10月以降、直売所の人材育成は、準備でき次第進めたいと考えます」との答弁がありました。「業務の管理委

託についての考え方は」との質疑に対し、「運営形態は今後細部を検討し決定しますが、基本的には、町は大家であり、仮に運業者がいなくなれば町が実施することになります」との答弁がありました。「防火備蓄品について、備蓄計画は町民何人分で何日間分の蓄えがあるのか」との質疑に対し、「食料は人口 9,000 人と仮定し、1 割の 900 人かける 3 食かける 3 日分で、8,100 食分。水は同じく 900 人かける 2 リットルかける 3 日分で 5,400 リットルです」との答弁があり、「1 週間分は必要では」との質疑に対し、「想定根拠は、一般的に外部からの支援がほぼ 3 日で到着すると言われていたためです」との答弁がありました。「防災備蓄倉庫の耐用年数、備蓄品等のサイクルは、また、点検はどうしているか」との質疑に対し、「耐用年数はおおむね 10 年で、点検は随時行なっています。消費期限もあるので、3 年から 5 年を考えています」との答弁があり、「点検の回数を増やすべきでは」との要望もありました。「ちば電子調達システム利用負担金は、どのようなシステムか」との質疑に対し、「既に稼働しているシステムであり、県内 54 団体が加入しています。内容は電子調達システム関連と電子申請書等のサービスで、鋸南町は平成 26 年度から電子入札に参加します」との答弁がありました。「旧佐久間小学校植木管理委託の内容は」との質疑に対し、「2 年に 1 度の計上で、植え木の伐採委託です」との答弁がありました。

税務住民課関係について。

初めに、総括質疑について報告します。

「町税の滞納状況について、現在の滞納額と解消の方法についてどのように考えているか」との質疑に対し、「町税の平成 24 年度の滞納額は、6,467 万 3,000 円で滞納者数が 535 人。平成 25 年 2 月末現在では、5,350 万 6,000 円で滞納者数は 429 人となりましたので、106 人が完納となり、1,116 万 7,000 円が収納されました。次に解消方法は、町税等滞納対策本部会議を年 2 回開催し、滞納対策を協議するとともに、館山県税事務所が中心となり、3 市 1 町での実務者会議に年 4 回出席し、情報交換に努めています。具体的には、新規滞納の発生を未然に食い止めるため、現年度分に対する滞納整理を強化し、分納者に対しては履行管理を徹底的に行い、さらに分納金額の増加交渉等を行ってまいります。また滞納者の状況把握や不動産、預貯金等の財産調査も行い、悪質な滞納者については、不動産等の差押えを行ってまいります。平成 24 年度で新たに差押えた件数は、2 月末現在で 7 件、内訳は不動産 1 件、農協の出資金 4 件、生命保険の解約返戻金 2 件です。今後も税務収納室を中心に町税確保に向け、努めてまいります」との答弁がありました。

以下その他の質疑及び答弁を報告します。

「差押えにより生活保護になり、保護費の方が高くなることはあるのか」との質疑に対し、「生活に支障をきたす差押えは行なっていませんので、差押えにより生活保護へ移行することはないと考えます」との答弁がありました。

保健福祉課関係について。

旅行死亡人納骨堂について、失礼しました。「行旅死亡人納骨堂について、どのようなものを設置するか。また、お寺への支出は考えているのか」との質疑に対し、「墓地が約1メートル四方なので、幅75センチ、奥行き90センチ、高さ60センチの大きさに、上から収納できる墓を予定しています。また、弁護士と相談したところ、特定の宗教団体に公金を支払うのは注意を要するとの意見をいただいたので、お寺と協議しています」との答弁がありました。「生活保護者の窓口を民生委員が行なっているが、今は希望者が直接申請に行くことが多いと聞いている。職員は調査をしているのか」との質疑に対し、「民生委員から生活保護の情報が入ることもありますし、直接町に来た方の場合にも情報を民生委員に伝えるようにしています。また、調査時には、町の職員も県の担当者に同行しています」との答弁があり、「認定の際には厳重にチェックをお願いしたい」との要望がありました。「温泉掘削について、現在は水道水を温めているが、温泉成分によって、経費が増加することはないのか」との質疑に対し、「ボイラーにはそれほど負担はないと考えていますが、今後温泉が出た際に確認していきます」との答弁がありました。「緊急通報装置について、設置内容や月々の個人負担額が選択できるようにならないか」との質疑に対し、「4月から5月の間に資料を作成し、民生委員に協力いただき対象者に内容を説明します」との答弁があり、「他の市町村には、月々の使用料がゼロ円というところがある。使用料が高いと利用者が使いつらい、安く設定できないか」との質疑に対し、「考え方は、独居の方の公的支援として装置の設置は公費、使用料は個人で支払うことを前提としています。4月からの導入の段階で精査していきます」との答弁があり、「費用のかからないものもある。お金を払えない方もいるのでいろいろ探してほしい」との要望がありました。

次に地域振興課関係について。

「佐久間ダム修繕維持管理委託について、トイレ掃除を、失礼しました。トイレ清掃を委託しているが、きれいなトイレを維持しないと観光客に対し、イメージダウンとなると思う。どのような形態で維持管理しているか」との質疑に対し、「土地改良区に周辺維持管理に係る草刈り等を委託していますが、その方に週に2回、金曜日と月曜日に掃除をお願いし、観光シーズンなどお客さんの多い時には随時掃除をしてもらっています」との答弁があり、「来訪客が多い時には、清掃回数を増やしてほしい」との意見があり、「今後の課題として検討します」との答弁がありました。「青年就農給付金150万円は、鋸南町では初めての事業か」との質疑に対し、「高齢化に伴って耕作放棄地が多い中、45歳未満の方の就農者を支援していくという事業で、国が進めています。鋸南町では初めてで、中佐久間で空き家を借り、就農したいという方に支援しようとするものです」との答弁がありました。「鋸南土地改良区償還助成の状況について」との質疑に対し、「かんがい排水部分の償還助成は平成25年度まで、幹線排水路部分は平成29年度までです」との答弁がありました。「松くい虫の関係で、町営住宅周辺の松を伐倒したが、その後の

植栽はどうなっているか」との質疑に対し、「竜島区の所有地であり、植栽については竜島区からの要望もなく、要請もしていません」との答弁があり、「民地ではあるが、災害対策、防風対策や塩害対策等に松は非常に重要なので、地元の区と協議して、指導や対応をしてほしい」との要望がありました。「地域振興課の重機は、景観整備のみに使うとの説明があったが、新規購入するダンプでリースの機械を運ぶということか」「リースの重機については、リース会社の方で回送、引き上げをしています」との答弁がありました。「地域振興課の重機は景観整備で寄贈されたので、それ以外は使わないとの答弁があったと思うが、年中使わないなら、リース対応で十分ではないのか」との質疑があり、「今までは回送車がなかったために、土木工事に使えなかった現状がありましたが、今後は景観整備で使用していない時や、緊急時に使用できることを期待しています」との答弁がありました。「漁民アパートの入居の状況について」との質疑に対し、「平成 24 年 4 月 1 日現在で、65 歳以上で独居の方が、3 名です」との答弁がありました。「漁民アパートの寿命や取り壊し予定を説明し、入居者に事前に対応を考えてもらうような方策をすべきではないか」との質疑に対し、「漁民アパートの耐震診断をしており、内々に将来的に修理ができないことを説明しています。なんの方策のないまま正式なお願いをしますと入居者に不安を与えますので、具体的な計画を検討したいと考えています」との答弁がありました。「取り壊し時期も目に見えている。年数を提示した中で、説明できるように、具体的な計画を考えていく必要があると思う」との意見がありました。「住宅取得奨励金の昨年の実績は」との質疑に対し、「予算では 35 件見込みでしたが、申請は 17 件でした」との答弁がありました。「定住の呼び水になるように、不動産会社等に P R し有効活用ができるように努力してもらいたい」との要望がありました。

続いて教育委員会関係について。

「中学校のテニスコートフェンスの撤去費用は見積か、積算か」との質疑に対し、「見積です。財務規則にあるように 130 万円を超える工事は入札によらなければならないとされていますが、低額で実施できるよう努めます」との答弁があり、「極力低額での予算執行を希望する」との要望がありました。「資料館は、入口周辺のデザインが地味だと思う。集客のために予算計上を考えてほしい」との質疑があり、「現在の状況では全面改装は難しいと思いますが、鉢やポットに花を植えるなど、明るい雰囲気を作るなど改善に努めてまいりたい」との答弁がありました。「資料館には第 3 展示室までであるが、第 3 展示室を一般の個展などができるようにしてはどうか。規則を改正するなど必要と思うが、取組みを検討してほしい」との要望がありました。「資料館は、お金をかけて企画展をやっているが、入館者数が伸び悩んでいる中で、P R や道の駅との連携の今後の方針は」との質疑に対し、「来年度は大型バス等による集客や波及効果を期待し、大手旅行会社とクーポン契約を予定しています。また、現在は、安房地域の道の駅 10 カ所、宿泊施設 20 カ所、観光案内所 20 カ所等にパンフレット等を配付しており、県内旅行会社への周知や、

インターネットによる情報提供にも力を入れていきたいと思っております」との答弁がありました。「道の駅の中の資料館は珍しい。PRに努めてほしい」との要望がありました。「群馬県に行った時、見返り美人のタオルはどこへ行けば買えるか聞かれたことがある。外で販売してはいけないのか」との質疑に対し、「見返り美人は国立博物館が所有者であり、資料館の物品については特権的に商品化することの許可を得ていますが、各地での販売は控えた方が良く、と言われた経緯があります。なお、道の駅での販売は可能と思っております」との答弁がありました。「消火栓ホースの耐圧試験は安いですが、必要なのか」との質疑に対し、「消火栓ホースは3年ごとに耐圧試験を義務付けられています」との答弁がありました。「テレビの受信状況調査委託はアンテナを設置するためか」との質疑に対し、「現在、勝山小学校で管理特別教室棟を建設中ですが、周辺3軒の受信状況調査です」との答弁がありました。「図書館司書賃金について」との質疑に対し、「図書館の状況は中学校に8,309冊、小学校、公民館など、全部で4万2,117冊保有しています。現在、図書館の購入、処分、寄贈等の処理は、公民館等で行っていますが、来年度から資格を持った方をお願いしようとするものです」との答弁がありました。「図書館司書は資格が必要な職種だが、142万円で雇用できるのか」との質疑に対し、「臨時職員として雇用しますが、学校の先生を退職する方で資格を有する方がおり、前向きな返事をもたらしています」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決をいたしましたところ、平成25年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第22号「平成25年度鋸南町一般会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 2 議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本年度の予算審査は、本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただきます、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

「当初予算編成後の基金残高が 2,700 万円になると、平成 26 年度は財政運営が大変厳しくなり、保険料を上げることとなるのか」との質疑に対し、「平成 24 年度繰越金が未確定ですが、仮に 4,000 万円の繰越金があった場合は、2 分の 1 を積み立てることとなるので、基金残高は 4,000 万円から 5,000 万円と見込んでいます。平成 25 年度では、一般会計から財政安定化支援事業繰出金を繰り入れることとしました。また、鋸南町の 1 人当たりの保険料は、8 万 652 円で千葉県内では 2 番目に安い保険料となっており、1 人当たりの総医療費では、県内で 4 番目に高く 31 万 238 円ですので、医療分の保険料は、9%程度引き上げさせていただく予定です。今後の見込みについては、25 年度の所得状況や決算見込み等が不確定ですので、改めて検討させていただきたいと思いますが、財政安定化支援事業繰越金については、繰入金については 26 年度も一般会計に要望してい

きたいと思っています」との答弁があり、「保険料の増にならないように、財政運営についてはお願いしたいと思います」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決をいたしたところ、平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 23 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 3 議案第 24 号「平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算

審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決をいたしましたところ、平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 24 号「平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 4 議案第 25 号「平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託された、平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告いたします。

本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

審査に当たり、各委員からの主な質疑、意見等を要約して、述べることにいたします。

初めに総括質疑について報告します。

「介護保険制度については国が介護給付費を減額する形での制度改正を行なっているが、その改正は鋸南町や安房地域の介護保険関連の事業者にどのような影響を与えているのか」との質疑に対し、「今回の制度改正は、大きく分けて 9 つほどあります。介護保険会計予算に直接影響があると考えられるものは、「財政安定化基金の取崩し」であります。特に介護保険会計に対する影響はなかったものと考えています。また民間事業所に影響するものとしては、新たな介護サービスとして設定されました「24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ですが、このサービスを安房地域で実施しているのは館山の一事業所のみで周辺の一部地域の限られた実施状況のため、制度改正に伴う安房地域の介護保険関連の事業所への影響はないものと考えています。なお、制度改正とは別に、3 年ごとに実施される報酬改定があり、今回影響が最も大きいものと考えられるのが、ヘルパーやデイサービスに係る「サービス提供時間区分の改定」で、時間当たりの単価水準が下げられたことから、従来と同じサービス時間の提供では、介護報酬が減ってしまう厳しい内容と言われております。しかし、各事業所については、報酬改定による影響はあるものの、それぞれ工夫しながらサービスの提供、運営に努力しているようです」との答弁がありました。

以下、その他の質疑について、報告します。

「給付費が増えているとのことだが、基金の見込みはどうか」との質疑に対し、「25 年度当初予算では 2,111 万円程度、失礼しました。2,111 万円ほど、取り崩す予算となっております。24 年度末での繰越額は未定ですが、特別養護老人ホームの空き待ちの方が老人保健施設を利用する方が多いことなどから施設給付費が増額となることが考えられます。

24年度決算額を見ながら3年目の基金の見込みを考えます」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決をいたしましたところ、平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第25号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第5 議案第26号「平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託をし審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決をいたしましたところ、平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 26 号「平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 6 議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔予算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 8 日に行いました。

審査に当たり、各委員からの主な質疑、意見等を要約して述べることにいたします。

初めに総括質疑について報告します。

「収入も年々減少し、漏水修繕や石綿管等の工事費も多い中で、修繕料等について 1,000 万円程度しか計上されていないが、今後の対応策についてはどう考えているのか」との質疑に対し、「配水施設に限らず、浄水施設においても老朽化が進み、特に漏水の影響が大きい配水施設の石綿セメント管については、配水管総延長約 130 キロに対し、約 14 キロメートル、10.8%を占めています。今後の各施設の整備については、施設整備計画を基に、資金の状況を鑑みたくて、施設の状況、緊急性等を基に、整備を進めてまいりたいと考えています。なお、突発的な修繕については、補正で対応させていただき、当該年度以降、改良、改修工事をお願いしようと思っております」との答弁があり、「石綿セメント管は約 14 キロメートルと長く残っており、漏水が多く発生すると思われるので、町民に迷惑がかからないよう早い時点で老朽管の改修を行うように」との要望がありました。

以下、その他の質疑について、報告します。

「広範囲に赤水が発生したと放送があったが、今後もこのような状況があると営業をされている方から損害賠償請求があるのではと危惧する。抜本的な対策が予定されているのか」との質疑に対し、「赤水に対する対策は、配水管の洗浄があります。平成 14 年度に、失礼しました。平成 18 年度に実施していますが、今後も実施していこうと考えています」との答弁がありました。「一般会計から高料金対策として繰り出す余裕があるのか」との質疑に対し、「水道会計、一般会計の状況により判断することとなりますが、繰り出金は、公債費負担比率を踏まえた上での対応になります」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決をいたしましたところ、平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上で、議案第 27 号「平成 25 年度鋸南町水道事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開の時間は、3時15分から再開します。

…………… 休 憩 ・ 1 4 時 5 8 分……………

…………… 再 開 ・ 1 5 時 1 5 分……………

平成25年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成25年3月14日

追加日程第1	議案第28号	副町長の選任について
追加日程第2	発議案第2号	鋸南開発(株)の汚染土壌処理施設設置計画について 反対する意見書(案)について
追加日程第3	発議案第3号	小学校跡地等利用検討特別委員会の設置について

◎追加日程の決定

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

なしと認めます。

ただいま、提出されました、議案第 28 号、発議案第 2 号・第 3 号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号、発議案第 2 号・第 3 号を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第 28 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村豊）

追加日程第 1 議案第 28 号「副町長の選任について」を議題といたします。

当該者がおられますので、川名吾一君には、議事終了までの間退席願います。

〔副町長 川名吾一君 退席〕

○議長（中村豊）

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

追加議案として御提案をいたします案件は、議案第 28 号「副町長の選任について」でございます。

本年 3 月 31 日を以て、現川名副町長の 2 期目の任期が満了となります。引き続き、川名吾一副町長を選任いたしたく、議会の同意をお願いをするものであります。

副町長の職務は、「長の補佐役」はもちろんのこと、「長の補助機関たる職員の担任す

る事務を監督する」、いわば、事務方の総括責任者でございます。

一般職員として、33年の経験を有し、平成11年7月から収入役として、また、平成17年4月からは、助役・副町長として、私の補佐役もこなしていただいております。

川名吾一君をぜひとも、引き続き副町長として、選任いたしたいと存じますので、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら、お願いします。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案に同意することに、同意されました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩 ・ 1 5 時 1 9 分 ……………

川名氏入場

…………… 再 開 ・ 1 5 時 2 0 分 ……………

○議長（中村豊）

休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま同意されました川名吾一君から挨拶をしたき旨の申出がありましたので、これを許可します。

川名吾一君。

〔副町長 川名吾一君 登壇〕

○副町長（川名吾一君）

ただいま、議会の御同意を賜りまして心から御礼を申し上げます。

引き続きの副町長の職となりますが、白石町長の下、町のため誠心誠意職務を努めたいと存じます。

これからも議会議員の皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

○議長（中村豊）

川名副町長におかれましては、今後とも町の行政に御尽力お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村豊）

追加日程第2 発議案第2号「鋸南開発株の汚染土壌処理施設設置計画について反対する意見書（案）について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 高橋一利君。

○議会事務局長（高橋一利君）

〔朗 読〕

○議長（中村豊）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 1番 渡邊信廣君。

〔1番 渡邊信廣君 登壇〕

○1番（渡邊信廣君）

「鋸南開発株の汚染土壌処理施設設置計画について反対する意見書（案）について」は、私のほか6名の議員の賛成を得ましたので、提出をいたしました。

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

鋸南開発株の汚染土壌処理施設設置計画に反対する意見書案。

鋸南町は、自然環境に恵まれ、農業・漁業及び観光が基幹産業の町です。

平成24年、平成24年2月の17日付けで、鋸南開発株から千葉県に事前協議の申請がされた汚染土壌処理施設設置計画は、特定有害物質に汚染された土壌を147万立米という膨大かつ5年という長期間にわたって埋立てる計画です。

これは、永久に変わることのない有害物質を耐用年数のある施設で保管し続けなけれ

ばならず、負の遺産を次代へ残すものです。

また、これまで以上に住民生活や町の基幹産業である、農業や漁業、観光に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

さらに、搬入道路には小学校や保育所が隣接するなど、子供たちの安全の確保や自然環境といった広い範囲へさまざまな悪影響を与えることが懸念されます。

よって本計画は、鋸南町の将来に重大な影響を及ぼし、町の総合計画や政策と相反するものであることから、鋸南町議会として反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で説明を終わりますが、議員各位の御理解と御賛同をお願いいたします。

なお、意見書が可決されましたらば、議長名で千葉県知事に提出するものでございます。

終わります。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、9番笹生君。

○9番（笹生正己君）

意見書を提出することは既に決まっております。

それにどうこう言うつもりはございませんけれども、私この意見書に矛盾した点、あるいはそういう点がまだあるので。

当初の意見書、案がついていない意見書が示されましたけれども、それで出すのだしたら、まあ、矛盾していてもしょうがないかと思っていました。ですが私、6日のこの発議の時、質疑そして討論をほぼ忠実に再現し、県の利害関係者に示したところ、「えっこの質疑には答えていないし、討論もなんですか」って。ちょっと恥ずかしい、私。そのことを聞いた時、恥ずかしい思いをしたんで、質問をさせていただきます。

この意見書に「永久に変わらない有害物質」との記述がありますが、その物質、改めて説明願います。

もう1点。

その物質はどこの海、海水中にも含まれるし、県内の土壌にもほとんどの場所で含まれていると説明を受けています。現在町では大きな工事していますけれども、その発生土、発生土に同じようなその、その物質と言われているものが含まれていることを、私は確認しておりますが、そういう認識はございますか。

○議長（中村豊）

ただいまの質問に対して。

はい、渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは、笹生議員の答弁にお答えをしたいと思います。

まず1点目のですね、変わらない物質ということでございますけれども、これについてはですね、まあ、あの今、鋸南町の方に搬入されようとしているものの、業者さんの中での説明では、フッ素とヒ素と鉛というこの3種類でございます。

それからですね、永久に変わらないということで、まあ、これはありますけれども、この件についてはまだこれからですね、まだどういう、まだつくって平成7年に、「太平洋セメント」さんの方で始めたものですから、これからのことで、まだ結果が出ていないということでございます。

2点目のですね、えーとですね、この辺の中にもあるということの物質ですね。確かにこの地域においても一部ですね、例えばフッ素とかヒ素だとか、そういう出ている地区は確かにあります。しかしながらという部分で言わせていただければ、この意見書というのは、鋸南町と、が、県に出した意見書の中身からしますと、議会の中でも、議論をした中で意見書を出した。これについては、あくまでも外環道だけのものということですが、業者さんの方から説明がありましたけれども、この点についてはですね、若干内容が違ってきているということが、我々にとっても大変なことだろうというふうに思っております。

それから、もう1点なんです。

町内の発生土の中に同じものが含まれているということについては、実際にですね、鋸南町の中で今採石場から例えば採石を搬出しておりますけれども、その中ではですね、本当、それがいろんな、例えば、物質が入っているのかどうかは私の中では確認がされておきませんので、これについて回答ができません。

御容赦いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（中村豊）

はい、笹生議員再質問ありますか。

はい、笹生議員。

○9番（笹生正己君）

今渡邊議員は、議会の中で議論したとおっしゃいました。

説明会は2回確かにありました。でも議論する場はあったんでしょうか。私は1回も議論の場はなかったと認識しておりますがいかがでしょうか。

それと、確かに確認していないとおっしゃいましたが、すぐ近くですよ、工事している所は。その土中には、確かに含まれております。そして、ああ、鉛も検出されていますね。そして、今後町内で工事が行われる。なにか建てると言ったら、必ず発生する土があります。コンクリの基礎を打つにしてもなににしても、発生土というのは、土は

発生します。今後その、町内で発生するであろう、まあ、いわゆる汚染土。その扱いについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

まず1点目のですね、議論の場がないということでございますけれども、これについては業者さんの方から5月の23日と、それから2月の、この25年の2月の23日に説明をいただきました。

我々はそういう状況の中で、当然いろんな現場を見るべきであろうというようなことも議会の中で申し上げた。その後についても、議会の中でですね、まあ、事実と反する部分があるので、当然これについても、議会として、我々町民の代表である以上、当然議会としても、そういう事実というものを知るべきだというような話をさせていただきました。しかしながら、それについては、当然個々で対応すべきというような議会の中での話もあって、なかなかその意見も議論されない中で、最終的に2月の23日、請願が出た後に、まああの、全員協議会って言いますかね、その中で業者さんからも説明を聞いたということになろうかと思えます。私としては、そういう状況を踏まえた中では当然議会として、議論はし尽くされているというふうに思っております。

これは思っているっていうことですね。

そういうふうに御理解をいただきたいと思えます。

それから、建設発生土、場内にも当然そういう有害物資を含んだものもあるということでございますが、当然それはあると思えます私も。しかし、鋸南町というのは外部から建設発生土も、汚染土壌など、過去に、現在まで、一切入ったことがないという町です。そういう中からして、これからですね、外部から入ってくるということについては、いかななものかなということも含めて、当然今の時代ですから、環境問題については国民は非常に敏感になっていると思えますし、そういうものも含めてですね、これからは、まああの、外部からは入ってほしくないなというふうに思えます。

なお、先ほど最後にですね、この辺の対応ということでございますけれども、この辺については、当然町の方から、当然これに対しての対応という部分ではですね、考えていき、町と議会としても、この問題については、今後も真剣に考えて、我々のふるさと、今日も卒業式ございましたけれども、ふるさとの里愛・里海と。それから里山と、というようなものを基本にしてですね、これから人口の減少する鋸南町に歯止めがかかるように、交流人口から、定住人口へと、つなげていけるような町になればというふうな考え方をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（中村豊）

はい、笹生議員 3 回目。

はい、笹生議員。

○9 番（笹生正己君）

当然提出者と賛成者がこれだけ大勢おいでになります。

私がなんと言おうとこの意見書で、このままの意見書で県に挙げられることとなるだろうことは、そのようには思っていますけれども。

議論が尽くされた。私がそれを思っているって、そんなわけないでしょう。自分でそう思っているからって。議論の場がなくて、どうやってそれ議論されたんですか。自分が思っているって。そういう説明は、どこに、どこでも通らないと思いますけれども。まあ、業者の説明ではということがありましたから、私も業者の説明に沿って。

自然由来の汚染土を不溶化したものとの説明を受けています。そのように、本当のことを県に出す意見書に書いたらどうなのかと私は思うんですけれどもいかがですか。

○議長（中村豊）

はい、渡邊議員。

○1 番（渡邊信廣君）

今笹生議員の質問では、意見書の中に「自然由来」という文言を入れるべきだということによろしいですか。不溶化したものとしてでしたっけ。

「自然由来のものを不溶化したものとして」という文言を入れるべきだということでしょうか。

まあ、いずれにしましてもこの件については、鋸南町に汚染土というものがですね、鋸南町にとって、本当にメリットがあるかどうかという部分で考えますと、この辺についてはですね、いかがなものかなというふうに考えます。一つもメリット。まあ、一業者のことを考えればそれも一つのメリットかもしれませんが、町民のことを考えれば、一つもメリットがないというふうに考えているところで、これについての文言が入っていない。これは、とにかく汚染土そのものが鋸南町にとっては不要なものだということで御理解をいただければと思います。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対の討論はありますか。

ない、じゃあ伊藤君。

○7番（伊藤茂明君）

私はこの意見書案に賛成する立場で討論をいたします。

この意見書案にもありましたように、汚染土壌の搬入道路は、小学校あるいは保育所、これに隣接する道路であり現在子どもたちが通学をしている姿も見受けられます。計画によりますと、1日に数百台の大型ダンプが通行する。こういうことになりましたと、子どもたちの安全、これが脅かされる、そういう懸念もあります。

また、粉塵等で健康被害、健康に対する懸念もあるわけです。将来を担う子どもたちにも、危険や不安を与えてはならない。こう考えるわけです。さらには、鋸南町の産業であります、農業・漁業・観光業、この産業にも大きな影響が懸念されます。よって汚染土壌処理施設設置計画、これに反対する意見書案に賛成をいたします。

以上で、この意見書案に賛成する討論とさせていただきます。

○議長（中村豊）

はい、他に討論はありますか。

はい、3番緒方君。

○3番（緒方猛君）

私は賛成の立場から討論をさせていただきたいという具合に思います。

鋸南町の人口減少率は県下最大であるということは、御案内のとおりだという具合に思っております。新たな人が住みついていただかなければ、この町の存続すら危ないというのが現実だろうという具合に思っております。

本町は、自然の豊かさが最大の売りものの一つであるという具合にも思っております。しかし、長年の採石により自然、とりわけ里山の各所でですね、それが破壊され、自然の豊かさを求めて永住しようとする都会の人や、子どもを有する家庭に対して、既に障害の要因になっているという具合にも思っております。

加えて、汚染土壌処理施設の計画は永久に変わらないことの、変わることはない汚染土を耐用年数のある施設に保管し続けなければならない。長い目で見て、マクロ的に大きなダメージを受けるという具合に考えます。また、5年間という長きにわたり、大型のトラックの交通問題は今まで耐え忍んできた町民に対するさらなる挑戦で、看過できないという具合に感じております。

さらには、不溶化処理方法や汚染土壌処理施設は未だ科学的に実績的な、実績的な完全に安心安全との社会通念が確立されているところまでは考えにくい。もっと科学をと九州大学の和田教授という専門の教授がそう論文を発表しております。で、現段階で我々は安全であるという具合に言い切ることは、私は早計だという具合に考えております。

以上、今次、以上をもちまして今次の意見書に賛成をしますと、意見書に賛成をしますということで、討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に討論がありますか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（中村豊）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村豊）

追加日程第3 発議案第3号「小学校跡地等利用検討特別委員会の設置について」についてを議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 高橋一利君。

○議会事務局長（高橋一利君）

[朗 読]

○議長（中村豊）

提出者伊藤茂明君から提案理由の説明を求めます。

7番 伊藤茂明君。

[7番 伊藤茂明君 登壇]

○7番（伊藤茂明君）

発議案第3号「小学校跡地等利用検討特別委員会の設置について」は、私の他4名の議会運営委員の賛成を得て、提案したものでありますが、提案の主旨を申し上げ、議員各位の御賛同を得たいと思います。

長年の懸案となっていた教育施設等の再編により、平成26年4月には、保田小学校は勝山小学校と統合され、鋸南小学校となります。

跡地の利用については、当局から都市交流施設といたし、提案されました。

近年にない、大きなプロジェクトとなると思います。鋸南町は、少子高齢化、人口減が大きく進んでおります。そのようなマイナスの状況を少しでも打開するためにも、このプロジェクトを成功に導かねばならないと思います。

ぜひ、執行部と共に、保田小学校の跡地の利用、さらに旧佐久間小学校跡地の利用も総合的に考え、議論する場を整えなければならないと考えました。

議会として、町の大切な財産を鋸南町の住民に還元するという強い意思を表明し、議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

ないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

はい、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長及び副委員長の選任をしていただきたいと思います。

小学校跡地等利用検討特別委員会は委員会室で行いますので、直ちにお集まり願います。

なお、議員のみの会議でありますので、当局側には、再開の庁舎内放送をいたしますので、しばらくお待ち願います。

暫時休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 1 5 時 4 9 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 6 時 1 5 分 ……………

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま休憩中に小学校跡地等利用検討特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

小学校跡地等利用検討特別委員会の委員長に 9 番笹生正己君、副委員長に 3 番緒方猛君、以上の諸君が決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（中村豊）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成 25 年第 1 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… **閉 会 ・ 1 6 時 1 6 分** ……………

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 5 月 2 日

議 会 議 長 中 村 豊

署 名 議 員 渡 邊 信 廣

署 名 議 員 三 国 幸 次